

2003年度

なら人権大学講座

「なら人権大学講座」人権ワークショップ【2003年10月9日】

*お帰りの際に受付へお出しください。

■該当するところを○で囲んでください。

・ 受講区分 全期 後期 聴講（一般参加）

■本日のワークショップからあなたのご感想・ご意見等をお書きください。

①テーマに対する興味について、次の中からあなたが思われるものに○をつけてください。

・たいへん興味深かった ・興味をもた ・ふつうだった ・あまり興味をもてなかった ・興味をもてなかった

②内容に対する理解について、次の中からあなたが思われるものに○をつけてください。

・たいへん分かりやすい内容だった ・分かりやすかった ・ふつうだった ・あまり分かりやすくなかった ・分かりにくかった

③その他、ご感想・ご意見等があればお書きください。

.....
.....
.....

■人権大学講座の運営面について、ご感想・ご意見等をお書きください。

【会場】について

次の中からあなたが思われるものに○をつけてください。

・適当だった ・良かった ・暑かった ・音響がわるかった ・とくになし ・その他（ ）

【その他、運営面全般について】

.....
.....

■今後の人権大学講座に向けて、あなたのご意見を聞かせてください。

・希望する講義のテーマや内容についてお書きください。

.....
.....

ご協力ありがとうございました。

2003年度

なら人権大学講座

ワークショップ資料

2003年10月9日 (木)

14:00~16:30

人権ワークショップ

多文化共生社会をめざして

—奈良に暮らす外国人と共に学ぶ人権—

ならNPOプラザ 代表 仲川順子さん

外国人講師 アダルシュ・シャルマさん

王 フェイイさん

玉田エミリアさん

財団法人 奈良 人権・部落解放研究所

ならヒューライツステーション

参考資料 / 「社会に参画する子どもの権利」

国際理解教育から実践から学んだこと

(財) 奈良人権・部落解放研究所

研究紀要『部落解放なら』十八号(二〇〇二年十一月)

社会に参画する子どもの権利

— 国際理解教育実践から学んだこと —

ならNPOプラザ 仲川 順子

一、はじめに

一九九〇年の入管法一部改正をうけて日本の国際化の現状は一変したと言われる。日系人には単純労働を認めるビザ発給が可能となり、南米からはたくさんのお働き者が来日した。その余波は数年を経て奈良県にも及び、これまで在日コリアンや中国人など日本語が話せるアジア系の外国人が大半を占めていた地域に、ポルトガル語やスペイン語しか解さないラテン系の人たちが暮らし始めた。同時に中国帰国者の呼び寄せ家族や、日本人男性と結婚したアジア語国の女性たちも急増していた。

違いを受け入れにくい社会のなかで外国人は孤立し、暮らしにくさを訴えた。ボランティア団体が急遽開いた日本語教室には様々なSOSが寄せられ、そこからは医療・労働・教育・日常生活の現場に大きな困難があることが明らかになっていった。とくに日本語が全く分ならず、日本の教育制度や学校文化に馴染みのない子どもたちがいきなり校区の学校へ編入学していくので、教職員や周りの生徒もパニックになったり戸惑ったりしていた。本人もカルチャーギャップや異文化摩擦に悩み、どうしたらよいのか分からないまま孤立している状態だった。日本語学習や教科の指導はもとより、日本社会や学校へソフ

ボランティアできるような個々へのきめ細かな支援、心のケアなども緊急の課題だったが、学校側にとっても違いをもった子どもをどのように受け入れていくのか、周囲の子どもとのよい関係をどのようにつくっていくのかなど、たくさんの課題がつけられた。保護者への対応も手探りで急場を凌ぐという状態が今も続いている。

そんななかでとくに残念なのは、いじめや差別など、違いをもつ子どもを受け入れない状況が出てくることだった。かなり低年齢の子どもが自分たちと異なった言動をする外国人児童に対して、差別的な発言や態度をとることがあり、とくにアジア系の子どもたちに対して固定的なマイナスイメージをすでにもっていることが分かった。一体いつ、どこで学んだのか。正しい知識や相互理解を学び直さなければ、双方の子どもにとって不幸なことは明らかだ。

地域で活動する様々なボランティアやNGO・NPOがネットワークしながら地球市民を目指そうと活躍している市民団体（地球市民フォーラムなら、ならNPOプラザ）が開発、提供している「学校と

ると言われている。

奈良県の状況もほぼ日本の縮図と言える。約一万人、八十一カ国（数字は同上の資料）の人たちが各市町村に散らばって暮らしている。その生活状況を把握するデータはなく、民間支援団体などが個々にもっている情報を寄り合わせて判断するしかないが、それでも地域社会に家族単位で定住していく外国人が多くなり、国際結婚や帰化も増加していることは明らかだ。十年前、外国人といえば在日コリアンが半数以上を占め、ほかは観光客や留学生、英語の先生たちぐらいしかイメージできなかつた奈良県でも、この十年間の変化は著しい。資料1の数字でも明らかのように、コリアン、中国人に次いでブラジル人やフィリピン人が上位を占めている。また、奈良での在住年数が十年、二十年という外国人も出てきている。お客さんでも、日本人のヘルプが必要な外国人でもなく、日本語を話し、しっかりと社会的な役割を担っている人たちだ。日本で生まれ日本の教育を受けたダブルの子どもたちも急増している。この子どもたちは、外見は多様だが日本国籍をもち

地域に広げる国際理解教育」プログラムが少しずつ成果を発揮しつつあるので、その報告とそこから見えてきた新たな課題について報告したい。

二、奈良県に暮らす外国人や外国人児童・

生徒の状況（資料参照）

法務省入国管理局の資料によれば、二〇〇〇年度末）日本には百六十八万人、百八十六カ国の外国人が暮らしている。数字に上がらない人たちも含めるともつと大きな数になる。全国的には八十三人に一人は外国人と言われ、東京や大阪では約五十人に一人の割合だ。すでに多民族・多文化国家になった日本では異なった文化や生活スタイル、価値観をもつ人たちが全国津々浦々に散在し、地域住民として暮らしていることになる。外国人の人口が1%を超えると様々な社会問題が出てくると言われているが、その分水嶺を超えてしまった日本社会の対応や受け入れ態勢はどうなのだろうか。法律、制度、意識、日本で暮らす外国人には未だこの三つの高い壁があ

母語は日本語だ。

「外国人」と一言でいっても、このようにいろんなバックグラウンドがあり、また日本人の中にも十人いれば十様の文化（個性）がある。社会にはすでに多様な人や文化が混在しているにもかかわらず、身近かな異文化を受け入れられず、「日本人らしくしないのなら帰れ」と外国人を排除する言葉が出てくる。多様性をもつ豊かさを享受し合える多文化共生の社会づくりが問われている。

◆「新進日」乳幼児・児童・生徒数(校種別・国別)※()内は日本語

	保育所・園	幼稚園	小学校	中学校	総計
中国	21(9)	5(2)	70(27)	29(4)	125(42)
フィリピン	11(7)	5(4)	61(54)	7(5)	84(70)
ブラジル	6(2)	5(1)	35(4)	19(3)	67(10)
タイ	3(3)	5(3)	18(16)	6(4)	32(20)
台湾	3(3)	3(3)	13(9)	2	21(15)
ペルー	8(5)	6(1)	6(1)	6(2)	21(8)
アメリカ	1(1)	4(4)	7(2)	6(1)	18(10)
韓国	4(4)	2	6(3)	6(3)	18(10)
イギリス	3(2)	4(1)	4(1)	7(3)	18(10)
モンゴル	2	4(1)	4(1)	6(1)	13(6)
ロシア		1(1)	2	2	5(1)
オーストラリア		1(1)	3(3)	4(4)	8(4)
マレーシア		1(1)	3(3)	3(3)	7(3)
インドネシア	1(1)		1(1)	1(1)	3(3)
パプアニューギニア	3(2)		1(1)	1(1)	5(3)
ホンジュラス		1(1)	2(2)	2(2)	5(3)
カナダ		1	2(2)	3(2)	6(3)
ニュージーランド		3	3	3	9(3)
ベトナム	1		1	2	4(2)
インド			2(2)	2(2)	4(2)
チリ			2(2)	2(2)	4(2)
ロシア	1(1)	1			2(1)
スウェーデン			2(2)	2(2)	4(2)
フランス	1(1)	1(1)			2(1)
ベルギー			1(1)	1(1)	2(1)
ウクライナ			1(1)	1(1)	2(1)
アルゼンチン			1(1)	1(1)	2(1)
スペイン		1(1)			1(1)
メキシコ			1(1)	1(1)	2(1)
イラン			1(1)	1(1)	2(1)
エジプト			1(1)	1(1)	2(1)
ドイツ			1(1)	1(1)	2(1)
ポーランド			1(1)	1(1)	2(1)
タイ			1	1	2
韓国	2			5	7
合計	74(41)	36(24)	252(139)	94(28)	456(232)

(2001年奈良県外国人教育研究会調査)

◆外国人登録者統計(2000年度末法務省入国管理局資料)

全国		奈良県	
国・朝鮮	人数	全体に占める割合	人
韓国・朝鮮	635,269	37.7%	5,960
中国	305,579	19.9%	1,814
ブラジル	254,304	15.1%	1,050
フィリピン	144,071	8.6%	458
ペルー	46,171	2.7%	316
米国	44,856	2.7%	246
タイ	29,269	1.7%	139
インドネシア	19,346	1.1%	113
ウエトナム	16,908	1.0%	98
英国	16,525	1.0%	88
その他	143,240	8.5%	521
合計(185カ国+無国籍)	1,686,444	100.0%	10,803

◆日本語指導が必要な外国人児童・生徒数、学校数(公立学校のみ)

外国人児童・在籍校数:2000年9月1日現在
児童数・学校の総数:2000年5月1日現在

学校種別	外国人児童数		外国人児童在籍校数	
	外国人児童数	%	外国人児童在籍校数	%
小学校	12,240	0.17%	3,197	13.4%
奈良県	95	0.11%	43	16.4%
中学校	5,203	0.14%	1,719	16.4%
奈良県	32	0.07%	19	17.6%
高等学校	917	0.03%	264	6.4%
奈良県	25	0.07%	6	10.9%
合計	18,360	0.13%	5,180	13.5%
奈良県	152	0.09%	68	16.0%

三、「応援しますー国際理解教育」の

プログラムが生まれた背景

草の根で外国人や外国人児童の支援活動を何年間も続けてきた市民グループが気づいたことは、その思いを社会化、一般化させなければ社会は変わらないということだった。とくに成長課程にある子どもたちの問題は急がれた。「明日」や、「またいつか」は通用しない。子どもたちはどこの国籍であろうと、どこに暮らしていようと、良質の教育を受けて育つ権利を国際社会は保障している。しかし現実には、いじめや学力不足が原因で学校を辞めてしまい、家庭崩壊や問題行動を起こす中学生などが出始めている。外国人問題に限らず、異文化を受容し理解し合うこと、対立や摩擦を話し合いや調整で解決に向けること、そういう力を子どもたちにつけるために、具体的なプログラムが必要だと思った。これまでの日本の国際理解教育は英語教育に傾斜し、このような異文化理解を育む環境はほとんど用意されてこなかった。まずは生きた人格に出会い、身近に交流す

る機会をたくさんつくること、人や文化の豊かさに浸されることが最も近道なのではないかと思った。九七年、協力する外国人講師とチームを組み、研修をしながら「学校内外に届ける国際理解教育」のプログラム開発を始めた。実践を繰り返すことでメニューも増え内容も充実してきている。3F（フット・フアッション・フェスティバル）に象徴される国際理解ではなく、ともに暮らす人の人権を尊重しながら、世界と自分のつながりを体感できる内容を継続的に続けていく必要性があった。

四、外国人講師と学校や地域で行う国際理解教育

総合的な学習の時間の導入が決まって以来、このプログラムへの要望が増えた。他にも人権問題領域の広がりもあって対応しきれないほど問い合わせや相談が多くなっている。また、外国籍やダブルの子どもたちの入学も各校区で進んでいて、現実の問題としてこれを機に国際理解教育に取り組みざるを得ないという理由もあるようだ。

枠組みとしては、〈総合的な学習の時間で〉、〈各教科に取り込んで〉、〈なかまやホームルームの時間を使って〉など、いろいろある。テーマで最も多いのはやはり直接生きた人間との出会いや交流を通して異文化理解を始めたいというものだ。以下、外国人講師が出向いて行った小学校での実践を二・三別に分けて報告したい。講師は自らの在日経験から日本で国際理解を広げることに関心を持ち、グローバルチームを編成して日頃から研修をしている外国人である。

国際理解教育支援事業

＜学校や地域で取り組む国際理解プログラムを応援します！＞

☆学校で行う異文化理解教育

学校で行う異文化理解教育を支援します。クラス単位での学習から学年単位での参加型学習まで、人数に応じたプログラムを企画しています。



＜総合学習の時間で取り組む国際的な人権のワーク（小学校）＞



＜インコの食文化から始める国際理解（中学校）＞

☆小学校で始める英語教育

- ◇国際理解のための英語教育
- ◇先生が学ぶ子どものための英語教育指導法
- ◇先生のための英語スキルアップトレーニング

＜先生が学ぶ子棋のための英語教育の授業風景＞



講師の大石ミレンさん

☆地域で行う様々な教育事業

- ◇世界の女性とタイタイム
地域に暮らす各国の女性たちと一緒に、いろいろな国のお茶やお菓子を楽しみながら文化や生活、子育ての違いなど身近な話題で世界を感じるプログラムです。



◎これまでに委託を受けた機関・団体：県内の小・中・高・大学教育委員会/奈良県女性センター
なら・シトルクロード博記念国際交流財団/社会福祉協議会/公民館/PTA/各種職員研修など

＊帰郷や人権問題などを参加型で学ぶ地球市民教育プログラムも用意しております。

ならNPOプラザ

〒630-8208 奈良市水門町100
旧東大寺学園内

Tel/Fax 0742-21-4211(外・水・土曜の午後)
Email nara-npo@nara-npo.or.jp
http://www.nara-npo.or.jp/wai/nara-npo/

小学校での実践報告(二) — 外国人児童が編入してきたケース

タイトル／「ブラジルを体験」

対象／小学一年生三クラス、八十四名

時間／五十分と給食

依頼者／日本語講師・一年生担任・校長先生

ねらい／編入してきたブラジル人女児は日本語がほとんどできずクラスにもとけ込めずいた。学校側がこれを国際理解のチャンスとしたい。

講師／ブラジル出身の女性三名(内二名は母親)、コーディネーター二名

伝えたい内容／世界にはいろんな国があり、人がいる。ブラジルにはいろんな髪や肌の色をした人たちが暮らしている。ブラジルは昔からたくさんの日本人が行っている国。ブラジルから日本に来たお友だちはいろんなことが自分の国と違うのでとても心配している。みんなにブラジルのことを教えてあげたいし、日本のことも教えてほしいと思っている。

教材／家族の写真・国旗・ブラジルの人気アニメ、食べ物・お祭り・歌・手遊び

その他／女児の母親と弟を招待

発展／子どもが講師の一人に手紙を書き、学年末の発表会にブラジルのお祭りを取り入れたいので指導してほしいと依頼。その講師は資料をもって学校を再訪した。

先生からのコメント／クラス運営がやりやすくなった。子どもたち全員がポルトガル語の歌を覚えてよく歌うのでブラジル人児童も仲間に入りやすくなったなど。

ふりかえり／外国人児童の受け入れを前向きにとらえられるかどうか、多様な文化を受容できる環境があるかどうか、国際理解教育がはいつているかが、その子どもや周囲の日本人児童にとってその後の明暗を分けるほど大きな違いになってくることがある。先生や学校側がやっかいな子どもと否定的にとらえたりパニックになったりすると、それはすぐに子どもたちに伝わり、排除が始まるなどクラス運営が難しくなる。このブラジル人児童は肌の色が黒く髪の毛も縮れていたが、ブラジルにはそのような人がたくさんいることを写真などから子どもたち

はすんなりと理解したようだ。異文化の子どもが教室に入ってきたときの周囲の初期対応は最も重要だ。このケースのようにできるだけ早く国際理解教育の機会をつくってはしい。母親も日本での生活についていろんな心配をもっていたようだが、講師のブラジル人と出会い情報を得ることができた。できれば学校へ入学する前に、本人や家族、先生たちが同席して同国人の相談員と出会い、準備を始めるのが最も望ましい。

小学校での実践報告(二) — 生活科の授業で取り組んだケース

タイトル / 「命の誕生」

対象 / 小学二年生八十八人、国別四グループ

時間 / 二時間

依頼者 / 二年生全担任、校長先生

ねらい / 命の誕生についていろんな国の習慣や文化があることを知る。どこの国の赤ちゃんも祝福されて生まれてくることを知る。命の大切さを知る。自分と比較しながら異文化を知る。

講師 / インド、韓国、ルーマニア、ブラジル出身の女性四名(内三名は母親)、コメディネーター四名

内容 / 子どもたちが親などから聞き取った自分の生まれたときの様子などを発表。講師から各国の赤ちゃん誕生のお祝いについて、ベビー用品、プレゼント、衣装、乳母車、家族と、一緒にの写真、おもちゃ、お守りなどを教えてもらう。子どもたちからの質問。その他 / その後、保健婦さんを招き赤ちゃんの誕生や育て方などについて学習している。

発展 / 三回の学習成果は子どもたちによって保護者



ブラジルの「6月祭」を体験する子どもたち



ブラジルの子どもたちの遊びを楽しむ

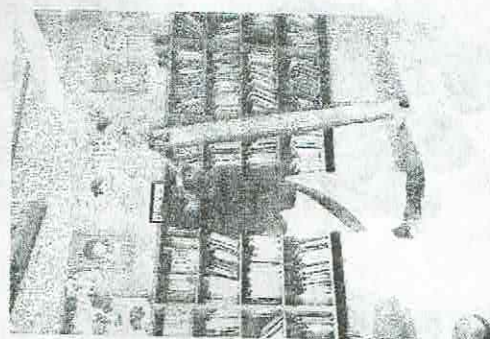
参観の日に発表された。

先生からのコメント / 事前の打ち合わせがきっちりできていたので当日はスムーズだった。具体的なグッズを見せてもらえたので子どもたちが興味を持って話を聞くことができたと思う。講師を身近に感じたようで質問がたくさん出た。給食を一緒に取ること

で親近感が増幅すると思った。子どもたちからの感想 / 一番心に残ったのは、赤ちゃんをお風呂に入れているところです。ルーマニアへ行ってみたいです。ブラジルでも赤ちゃんはお腹のドから生まれると聞いておどろきました。インドの赤ちゃんのおもちやが日本とはちよつと違ったのでびっくりしました。お守りも違っていました。韓国でも赤ちゃんを家で産むことがあるのは日本と同じでした。赤ちゃんのお祝いに指輪や腕輪をもらうのでびっくりしました。

ふりかえり / 外国人から直接いろんなことを教えてもらったり、自由に質問や対話ができたりする学習方法は、子どもたちがリラックスして楽しもうだけでなく、話の内容をよく理解できていた。外国人

講師にとっても子どもたちの誕生の話は興味深かった。好調だった。また、子どもたちにとっても、命の誕生を祝ってもらい大切に育ててもらったことを家族から聞き取り、発表するのは自分理解とセルフエスティームにつながっているようだった。異文化理解は双方向性が重要だが、子どもたちは日本と他国を比較をしながら学んでいた。命の誕生という生活料の授業を国際理解教育にうまくつないだ事例と思う。



誕生した子どもの将来きょうなう習慣を説明するインド人講師



韓国の赤ちゃんがお祝いにもらう金の指輪に注目

小学校での実践報告(三) — 人権総合学習・授業研究のケース

タイトル／「世界発見」

対象／五年生百十八人、国別四グループ

時間／時間、二回訪問

依頼者／五年生全担任、校長先生

ねらい／本物の人格に出会うことで自分の固定観念や思い込みを気づく。生活や文化の違いを超えて、一人の人間としての生き方にふれる。自分の見つけ直しのひとつとして、日本の遊びや歌、簡単な劇を通して外国の人に日本を紹介する。

講師／ボリウエア・中国・フィリピン・ルーマニア出身の女性四名、コーディネーター四名

内容／一回目：日本の紹介(紙芝居・昔の遊び・歌・クイズなど)。各国の暮らしや遊びの紹介、写真、衣装、楽器、中国のコマ回し、ボリウエアのダンス、お菓子など。質問、給食。二回目：講師の生い立ち、家族、これまでの奈良での生活などを話してもらい、その人の生きざまにふれる。子どもたちからの質問、対話。

その他／事前に自分たちの生活と世界とのつながりを知るために、「うそ・ほんとゲーム」「アオトランゲーム」などの教材を使って学習をしていた。

発展／この授業は奈良県教育委員会人権教育指定研究として報告・発表された。

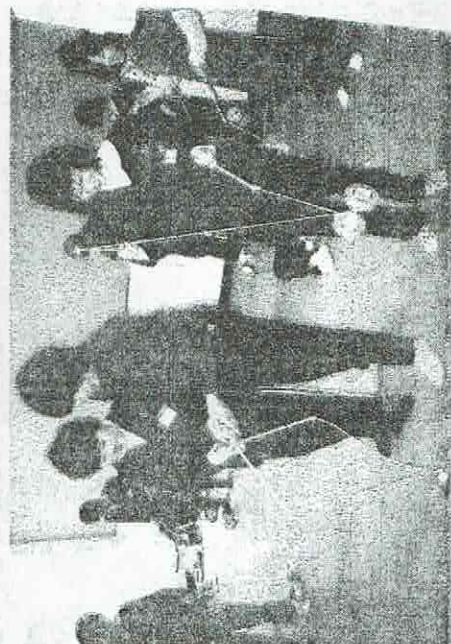
先生のコメント／遊び、衣装、お菓子などの実物を見たので子どもが異文化をイメージしやすかった。中国が多民族国家なんだということがよくわかった。小学生には話ばかりでなく体を動かして一緒に体験できるものがよいことがわかった。子どもの発表を楽しんでもらえたので、子どもたちの緊張がほぐれてリラックスしていた。

ふりかえり／同じ講師が二回訪ねることは、子どもたちにとって大変印象が強くなることがわかった。二回目はどの子も全く緊張せず友だちのように向き合っていた。事前学習で開発教育などの教材を使って世界を学んでおくことは、外国人講師と出会ったときに予想を上回る効果があると思った。工夫をこらした日本文化の紹介は講師から好意的に受けとめられていたが時間がかかった。学んだことを家に帰つ

て家族に話している子どもがかなりいることがわかった。子どもたちのコメントページには手紙のやりとりや再会を願う声が多い。



“私の国はこんなところ”
思い出の写真を見せるルーマニア人講師



体を動かす異文化体験
中国ごまは大人気

五、小学校で行う国際理解プログラムから

見えてきたこと

実施にあたっては先ず、学校からの要望を聞き取り先生たちといっしょに内容を組み立てていく。適任の外国人講師を選び、プログラム内容、教材、準備物、当日運営などについて話し合いを重ね、学校と交渉する。初めての出会いのときは、学校側と地域のNPOの間で意志疎通が難しい場合もあるが、お互いに次々と新しいアイデアが出てきて、少しでもよいものを作り上げたいという意欲が湧いてくる。

これまでに取り組んだテーマは次のようなものだが、これらの内容に対象年齢、時間、開催場所、人数、回数、予算、希望の国、講師などを交差させてプログラムを企画していく。子どもたちが初めて異文化を知り、体験する場合は、できるだけプラスのイメージをもつように人間的な楽しい出会いを創出するように心がけるが、必ず人やその文化、社会への尊重を下敷きにするには言うまでもない。珍し

い文化のオンパレードで終わってはいけないと思っている。

国—人口、気候、国旗の意味と歴史、民族、宗教、お金、切手
言葉—文字、言語、あいさつ、動物の鳴き声、教
食—食べ物—米、豆、お茶、野菜、香辛料、食の作法、生活道具、お祝いの食べ物
音楽—楽器、素材、ダンス、カーニバル、年中行事、結婚式、歌、クリスマス
子どもの様子—誕生、プレゼント、学校、しつけ、遊び、教科書、労働、絵本
その他—布、面、家、人、民族衣装、昔話や民話、先住民、数の教え方、劇、スポーツ、移民

最近はずどもたちに調べ学習をさせていたり、いろんなゲーム教材を使って事前学習をしていたりすることが多くなってきた。気をつけなければならないことは、気軽にインターネットで情報をダウンロード

トしておしまいという傾向があるが、ずいぶん偏った情報や知識がなくさんあるということ。子どもたちが調べたことを発表したり、何でも質問できるゆとりがあれば、直接外国人講師に教えてもらうことができる。一人の講師がその国の代表でもなく、また何でも正解を知っているわけではないが、そのことも了解のうえで情報交換をする時間をたくさん取ることが大切だ。とくに四十五分間一回のみのプログラムでは、珍しい文化の紹介と色々な外国人に出会うだけの表層的なものになりがちで、これは最も避けたいケースである。

また、講師に失礼なことを聞かないか、お行儀が悪くないかを気にするあまり、コントロールがきつくと子どもたちが緊張していることがよくある。進行もすべて先生の指示どおりでは他の授業と変わらないし、これは大変もつたいないと感じている。外部から講師が入っていく、めつたにない機会なのだから日常とは違う学習をしていきたい。それにはスタートからそのムードづくりが必要なのでNPOと子どもたちを信じて勇断してほしいと思う。もちろん、

う先生たちの心配についてだが、確かに過去にそういう例があり傷ついた講師がいたことも事実だ。そのときは、生徒が（中学生）なぜそのような言動を取ったのだろうということ、終了後の反省会で当人も含めみんなで議論した。講師のアジア人女性に対する偏見に満ちた知識を、いつ、どこで、どのようにつけたのか。このことを解決しないで国際理解プログラムを続ける意味はないという結論になった。落ち込んでいた本人もこのチャンスをとらえて根気強く修正し、正しい理解を広げていかなければ意味がないと考え直した。言葉に出してくれたからこそ、すでに中学生がアジア人への差別意識をもっていることが分かったという貴重な学習機会をとらえたい。

地域社会にはいろんな見識や価値観をもった人たちが暮らしている。日本人どうしの間にも未だ偏見や差別が根を張っている。無理解や対立があったとき、自分はこう思うという意見をしっかりと伝え、相手の意見も聞き取りながら対話を続け、なんとか理解や合意にいたる力をつけなければならない。糾弾や泣き寝入り、曖昧に自分をごまかすだけでは問

初めての出会いでも子どもたちを引き込めるような力のある講師を準備しなければならないというこちらの課題もあるが、先生も生徒もせひゆつたりと丸ごと異文化のなかに浸って欲しいと思う。先生が楽しそうに乗っている様子を見る子どもたちの嬉しそうな表情は格別だ。

異文化理解は先ず自分や自文化理解から始まることは指摘されている通りだ。文化理解は相関的なものだし、双方向性が重要だ。その意味では子どもたちが自分のことを発表したり、日本の文化（遊びや地域の行事、家族など）を調べてきて講師に教えてくれる時間は貴重だ。またこれは外国人にとっても得難い機会で見聞も多く評判がよい。これまでは、方法的に異文化を学ぶ、体験する、お礼を言うというパターンが多かったが、相互理解を目指すなら受信だけでなく発信もしなければならない。講師は一過性のゲストというよりは共生していく仲間なのだから。

もう一点、無知からくる失礼はないだろうかとい

題はほんとうには解決しない。とくに異文化の人たちが増えれば増えるほど、こういう対話、調整、交渉能力は必須なのだ。

ほとんどの外国人講師は多民族国家の出身なので、体験上このことを学んでいる。むしろ日本人や子どもたちとの深い議論を望む人たちが多く、過度の心配をせずに本音の話し合いを重ねていく方が前向きで有効だと思う。

中学校などでの実践報告（一）―「平和」人権学習のケース

修学旅行で広島や長崎、沖縄へ出かける中学校が多い。このとき事前・事後に平和学習が何回も行われる。被爆者や戦争体験者の話を聞き取るというスタイルが多かったようだが、約六十年前の話は生徒にとっては歴史の中の事実という感覚が大半らしく、平和をもっと身近に引き寄せられないかという相談が学校から時どき寄せられる。そこで、中・高等学校の生徒や教職員対象に「平和ワークショップ」を行っている。

タイトル／「平和ワーク、わたしから始まる平和」

報告者／中国帰国者の自立指導員の女性（中国人）

名、ファシリテーター一名

内容／①アイスブレイク：グループに分かれて自己紹介。いろんな国の言葉で「平和」をなんというの
だろう？②平和度チェック：あなたの平和度は何
%？自分の今の平和度は何%かをそれぞれ示し、
そう思う理由について発表。自分が「平和度」が
〇〇%と思うときはどんなときかグループ内で話し
合う。グループごとに「どんなとき」が「平和度」
〇〇%」かを三つずつ出し合い発表。③報告者より
：中国残留婦人・孤児がどのような事情で中国に残
るようになったのか、そして懐かしい祖国、日本に
帰ってきた現在の実情などについて報告。「平和」つ
て何だろう。戦争が終わったら平和と考えられるが
実際はそうではない。「平和」は一人の力ではなく、
みんなの力でつくるものだと思う。

④平和に向かつて：「一人ですること」、「みんな
ですること」についてグループで話し合い発表。

ふりかえり／私から始める平和：困っている人に声

告者の話との組み合わせというスタイルで、それぞ
れが真剣に平和について考え、フラットに意見交換
ができることがこのプログラムのねらいである。正
解はない。が、平和は昔のことや遠い世界のことで
はなく、人と人の対話や友好、他者への尊重など、
近くから始まることが話のなかで出てきていた。

中学校での実践報告（二）―国際理解・女性の人権
のケース

タイトル／「宗教と女性」

対象者／女子中学生百五十六人

講師／ネパール人（ヒンズー教）、バングラデシュ
人（イスラム教）、ボリヴィア人（キリスト教）、
コーディネーター二名

ねらい／宗教を基盤に人々が生活をしていることを
知る。宗教にまつわる行事、儀式、とくに女性の生
き方との関係を知って、女性の自己実現を考える機
会とする。直接、外国人女性と接して自分と世界が
つながっていることを知るきっかけとする。

内容／宗教上の祭事やそれまつわる食べ物、衣装、

をかける・人を思いやる心をもつ・人と人の友好を
先ず大切に少しでも他人に感心をもつ・暴力（言葉
も含めて）をふるわない・人権侵害に気づく・自分
の見解を広め人の輪づくりをする・人間として生き
る、人に迷惑をかけず思いやりをかけることを知
る・人の話を親身になつて聞く・他人との違いを認
め自分も相手も楽しく共生するなど。

みんなで始める平和：何か困つたらお互いに助け合
う・いろんな立場の人の意見を聞き合う（交流）・
助け合う心を育てる・違いを楽しむ社会づくり・理
解し尊重し合う・問題の掘り起こしとそのため場
づくり・同じ意見をもつ仲間を捜す・人の話をよく
聞き自分の思っていることを伝える・志や考えを同
じくする者であらゆる方法で意志を表す・同じ考え
の人が集まつて他人に対していいと思うことをする
など。

「平和」というテーマについて、自分の意見を表
明したり、他者がどのような意見をもっているのか
を話し合う機会は日常的には作りにくい。体験者の
話を一方的に聞くだけでなく、ワークショップと報

装身具、道具、踊りなどの話、女性の生き方、家族
の中の立場、地域社会の中の役割と規範、女の子の
ためのパーティ、成人式、女の子の遊びの体験など。
ふりかえり／ニューヨークの同時多発テロ事件以後、
宗教の違いについて興味を持ちだした生徒が多い。
日頃関心の薄いテーマだが、自分たちの生活と宗教
のつながりや世界の宗教について知るきっかけとす
る授業を行った。また、宗教や文化・習慣などと女
性の人権について少し触れることができたクラスも
あった。この時期には、中学校や高校からイスラム
教について話せる講師の依頼などが相次いだ。世界
で起こっているホットな時事問題をテーマに選んで
行う国際理解教育は、イギリス、カナダなど先進国
では日常的なことだ。中学生のなかには結構関心が
あり、自分の意見をもっていて話したいと思ってい
る生徒もいる様子だったが、開かれた場で自由に議
論やディベートをする環境や経験がないうえ、周り
を気にして声にならないように残念だった。

高等学校での実践報告(一) ―国際理解と人権の

ケース

タイトル／「外国人の人権」

対象／高校生七百五十人

講師／インド、台湾出身の女性二名、コーディネーター一名

ねらい／人権学習の一環として在住外国人の人権を

考え、外国文化に接することで国際感覚を高める。

内容／奈良に暮らす外国人の体験談 人権問題、共

生に向けて高校生に伝えたいことなどについて講演。

「グローバル社会になればなるほど、自国の文化や

アイデンティティをしっかりともち、それを説明で

きる事が大切。それが人権に関係がある。ひどい

いじめがあり、先生もそれを無視するということが

あって、暗い中学校生活を送った中国人の生徒がい

ました。みなさんはいじめがあつたら無視しないで

ください。正義を示してください。アジアの人への

偏見をもたないでほしいです。いいところがいつば

いある日本に誇りをもって、周りをよく見て、自分

自身で考えて下さい。それが人権を大切にする姿勢

抱えてのスタートだった。しかし、生徒や先生の反応はよく、感想文にも表れているようにこういう機会が必要なことは明白だった。これほど国際化が進んだといわれていても、外国人の友達をもっている高校生は七百五十人中三人だったし、また、直接このような話を聞いたのも初めてだったようだ。レベルの高いコメントを書けている生徒も多く、もつと話し合いの機会をもちたいという思いは講師側からもあつた。高校生にできるだけこういう学習のチャンスを与えてあげてほしいと思った。

地域での実践報告(二) ―「国際理解と人権」のケース

タイトル／「国際理解と人権―多文化共生社会をめざして」

ある市の依頼で人権部落問題講座のなかで行った講演会の内容は、地域に暮らす外国人からの生々しい報告となった。これは個人の体験報告だが、地域社会に暮らす他の外国人住民にとつてもかなり普遍

につながります。」

インドと中国の文化を参加型で体験

生徒の感想／「今回のように他文化を取り入れて交流していけば、少しずつ偏見や差別が無くなると思う。今までで一番楽しい人権学習でした」「講師の話が自分たちに直接つながっているんだと痛感しました」「ほんの少しの時間でもこんなに打ち解けあえて、やっぱり差別なんてあつたらだめだし、心の国境なんて作つたらダメだと思った」「平等」「人権」とは何かを分かりやすく話してくれたのでよく分かりました」「差別をしたり、外国人を低いレベルでしか考えないようでは、この国もまだまだだと思います。憲法の前文にもあるように諸国民との協和を図つていかなければならないと思います。表面だけでなく深く考えることが大事だと思いました」

先生の感想／外国人問題、人権問題を深く考えようとする姿勢が多くの子に芽生えたように思う。

ふりかえり／二時間半という時間で人権の話と文化紹介の組み合わせ、そのうえ七百五十人という多人数を全員参加型で引きつけていけるかという不安を

的な問題を指摘していると思われるので、本人の許可を得てここに紹介したい。

講演

みなさん、こんにちは。私は十二年前に家族といっしょに日本へ来ました。今回、国際理解と人権の話を読ませていただきます。よろしくおねがいします。みなさんは国際理解とはどのようなことだとお考えですか。もしかすると、外国の文化を知ったり、習慣や生活などを学んだりすることと思つておられるのではないのでしょうか。私たち外国人の考えでは、(1)コミュニケーションをとること、(2)相手をそのまま認めてあげることです。私の体験したことを少しお話したいと思います。

日本に来たときは、全然日本語が話せませんでした。どのように生活をすればよいのか、毎日悩んでいました。あたしの国と日本では習慣がすべて違つて、まったく反対のように思えました。いろいろ失敗しながらなんとかここまで

来ました。皆さんにご迷惑をかけたと思います
が、助けられていろんな問題を乗り越えること
ができました。今はたくさんの日本人の友だち
がいますし、同じアパートに住んでいる人で親
戚以上の付き合いをしている人もいます。でも、
初めのころはいつも一人ぼっちでした。夫は朝
早く仕事に行ってしまうので、三人の娘を
抱えて不安がいつばいでいつも緊張していま
した。例えば、外で大きな声がしたり、アパ
ートの放送が入ったりすると、何のことかさつ
ぱり分からないので、子どもを抱えて飛び出
しました。半泣きで立っていると、あるおばあ
さんが「大丈夫やで」というようなことを言
って、言葉は分からなかったけど多分そんな
意味だったと思います。背中を撫でてくれま
した。そのときの安心とうれしさは今も忘れ
られません。また、窓から外を見ると、小さ
な子どもを遊ばせながらおしゃべりをして
いるお母さんたちがいました。仲間に入れ
てもらえると思って子どもを連れて降りて
いくと、お母さんたちはみんな

やってきても、急に友だちが訪ねてくれ
ても、道で初めて出会った人を誘うことも
ありますが、誰が来ても「ご飯食べた？」
が挨拶で、それからみんな一緒に食べる
んです。

一年ぐらいうると日本語が少し分かる
ようになりました。現在は、全く日本語が
分からない同国人のためにボランティアで
相談窓口をしています。日本で仕事をし
たり、暮らしている人たちは多くの問
題を抱えて苦しんでいます。例えば、
労働現場や教育の問題です。とくに子
どもたちの教育のことはとても大きな
問題です。南米からたくさんの子ど
もが日本へ来ていますが、その子ど
もたちは日本の学校へ入ってもほと
んど途中でやめてしまいます。どう
してでしょう。私個人の考えでは、
外国人児童の教育に対する取組み
が日本では遅れているからではな
いでしょうか。この子どもたちは
言葉も習慣も分からずに学校に入
りますから、特別なカリキュラム
と先生が必要なのです。

このテーマを考えるために例を出したいと思

な、サアと逃げて行きました。何度も
そういうことがありました。ある日、私
はいろんな我慢が限界になって、わん
わん泣きながら隣の部屋のドアを
ドンドン叩いて、「どうして私を見
ると逃げるの？」と聞きました。ス
ペイン語だったし隣の人はすご
くビックリしたみたいでした。でも
日本語とスペイン語の辞書を使っ
て説明してくれました。理由は、
何人が分からないし、もし話しか
けられて言葉が通じなかったら困
るからということでした。あのお
ばあさんのように、言葉がなくて
もこのころのコミュニケーション
はできるのには思いました。それ
から私は自慢料理をお鍋にいつば
い作って、みんなに配って廻りま
した。自分から積極的に友だちを
作らないとダメだと思ったから
です。それは大成功でした。おい
しいものをいつしよに食べるこ
とは友だちをつくる近道です。こ
れは世界共通の楽しいことでは
ないか。私の国は日本と比べると
とても貧しい国ですが、料理は
いつも二十人分ぐらい用意して
おく習慣があります。いつ親戚が

います。ある日、南米の子ど
もが学校に入りました。中学二年
生でした。日本語はほとんど分
からない状態でした。担任の先
生もスペイン語はまったく知ら
なかったようです。でも、この
先生は子どものために努力をし
ました。学校の規則を教えたり、
お母さんにはお弁当の作り方を
教えました。なぜなら、南米の
お弁当は皆さんの知っている日
本のお弁当と全然違うからで
す。でも、速足のときその子
はお弁当を持ってこられませ
んでした。どんな気持ちだっ
たでしょう。先生の努力にも
かかわらず、いじめが始ま
りました。「先生、Aくんはく
さいです」とか、「お前は国へ
帰れ」とか言われました。誰
とも友達になれず、ずっとひとり
ぼっちのAくん。先生は悩み、
給食時間は職員室で一緒に食
べました。けれども、いじめは
ますますひどくなりました。A
くんはどうとう学校をやめる
しかないと考えました。私は
この話を聞いたとき、「どう
してもっと早く解決できなかつ
たのでしょうか」と先生に尋
ねました。先生は、もしこの子

どもをずっとかばってれば、日本人の子どもたちの親の間で問題になるということでした。先生としてはどうしようもなかったようです。ひとりでさびしく学校をやめざるを得なかったAくんのことを思うと、今でも胸が痛みます。

もうひとつ例をご紹介します。二年生で小学校に編入したある南米の女の子は、やはりずっといじめられて六年生までひとりぼっちでした。先生に聞くと「この子は嫌われています」「どうして嫌われているのですか」「言いたいことをはっきりと言うからです」ということでした。自分の意見をはっきりと言うことは、私の知っているほとんどの国では普通のことです。子どもの場合も、はっきりと自分の意志を伝えるように教えられます。また、人と同じことをしていたら誉めてもらえません。でも日本ではダメなんだと分かりました。自分の意見をはっきり言うというだけで、見方が違っているというだけで、仲間はずれにされたり、いじめられるのはなぜでしょう。外国人だからでしょうか。

「どこの国にも差別はある。自分たちで乗り切る力をつけないと、どこへいっても同じだ」という意見があります。確かにその言葉も正しいと思います。そういうふうによく生きていく子どももいるでしょう。

でも、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもにもいじめはあります。自分で戦っていく力を付けることができなくて命を落とす子どもがたくさんいます。信じられないくらい悲しいことです。日本に来て一番驚いたことのひとつはこのいじめです。大人たちの間でもやっています。私の国では子どもどうしのケンカはいつばいありますが、いじめはありません。

みなさん、きょうの私の小さな話をヒントにして、みんなで解決の道を探していけないものでしょうか。どうぞよろしくご願ひ致します。ありがとうございました。

六、外国人がいなくてもできる国際理解教育

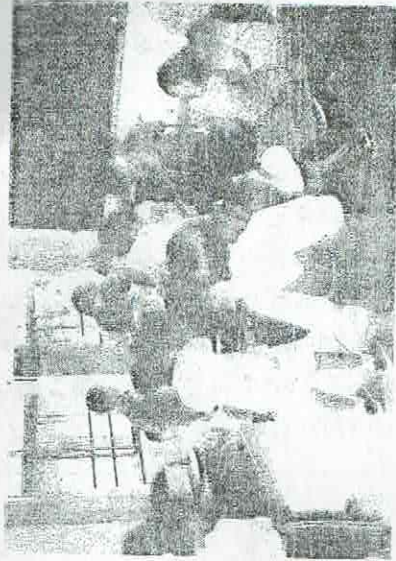
外国人講師とともに学校内外で進めている国際理解教育の主要調査、小学校三、中学校二、高等学校一、地域ごと、合計七つ報告させていただきました。長年この活動をしてきたが、実は最近の依頼件数の急増に驚いている。前年に比べるとすでに三倍近くになる。実施に至るまでに相談にこられる先生や担当者の中には、「国際理解プログラムをしたいが具体的にどのような仕組みがいいのか分からない」と言われる場合が多い。また、最初はどうしてもいろんな国の人に来てもらうことで異文化理解や交流から始めたという要望が強い。そこで今回は、外国人講師とともに行っていた国際理解教育やプログラムについて報告したが、その場合でも奥にある様々な問題や人権に気づかすしていきまうに努めなければならないと述べている。外国人オムニバレードの異文化体験だけではいくら回数を重ねても「ふれ合う」「慣れる」だけで、「共に生きる」地球市民にはなれないからだ。

七、地球市民教育への展開を

一九七四年、ユネスコが世界の教育関係者に発した有名な勧告によると、国際理解教育の推進は地球人類の平和のためという、広く深い目標がたてられている。それは、自文化や異文化理解にとどまらず、コミュニケーション能力、世界との相互依存関係への認識、地球的課題への気づき、地域・国家・地球の問題への責任と参画、地球人類の平和のための行動など、それらの力をもった子どもの育成を目指す教育となっている。知識だけではなく技能や態度の育成も含まれている。

今、行っている国際理解教育も英語教育や異文化理解教育だけではなく、地球市民を育てる教育へと発展させていかなければならない。貧困や格差、紛争、難民、環境、人権、食糧、エネルギー、エイズ等々、一国では解決できない地球的課題は山積みだ。ワンワールドといわれる地球の上に住む人間が、叡智を出し合って解決していくしかない。地球上に溢れている様々な問題は自分ともつながりのあること

なものがあっても、その解決に参画できる人材が必要
とされている。そのことを教える、または自ら気づ
いていけるようなよい教材もたくさん出ている。す
ばらしいノウハウをもっている専門家やトレーナーも出
てきているので、今後の国際理解教育の広がりや深
まりに活用していけるし、そのような要望が学校側



「ウーリーウエーブ」というワークショップをしている小学生たち
世界は相互につながっていることに気づこう

た地球市民を育てるためにも。

一月、「子どもの参画」の著者、ロジャ・ハート
さん（ニューヨーク市立大学教授）を奈良に招いた。

「子どもたちは無力な存在ではなく社会を担う小
きな市民です。子どもの参画が真剣に行われるなら、
子どもは特有の能力で社会に参画し役割をもつこと
ができます。直接社会に参画してみればじめて、民
主主義というものをしっかりと理解し、自分の能力
を自覚し、参画しなければいけないという責任感をも
つことが出来るようになるのです。子どもを市民
として考えるという、わくわくする挑戦を日本でも
どんどん起こしていきませんか」というロジャさん
のメッセージは、どの教育改革案よりも新鮮で希
望がもてた。民主的な方法でしか民主的な人間を育
てることはできないといわれている。「学ぶこと」
と、「社会（地球社会も含めて）に参画すること」
をつなぐ学習や実践をできるだけ幼い子どものうち
から始めていきたい。

から届くことを期待している。

八、今後に向けて、

子どもが主体的に参画する社会へ

ここ数年、学校に出向いて気になることが二つあ
る。一つは、無気力で指示待ちの子どもと、自制心
がなくすぐキレそうになる子どもの存在だ。二つめ
は、「学ぶこと」と「生きていくこと」がつながっ
ていない気がするのだ。

これまではどうしてもトップダウンで、画的で
堅苦しく、講義形式で知識を一方的に注入したり、
正解だけを追い求めるという教育方法が主流だっ
たと思う。国際理解教育は必ず参加型で行っているが、
それは学ぶ人が主人公だという考え方に立っている。
どんなに小さな子どもでも、それぞれが特別な存在
なのだから、自分の意見を表明したり参加したりす
る権利を持っているはずだ。開かれた安心した環境
で学びあっていたいし、点数や結果だけでなくプ
ロセスを大切に見ていきたいと思っている。自立し

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

2003年度

なら人権大学講座

講義資料6

2003年9月18日 (木)

13:40~15:00

講義9 高齢者問題

— 生きるよろこび・誇りのもてる「老い」のために —

奈良「いのちの電話」協会 理事 植村圭子さん

15:10~16:30

講義10 同和問題

『権理』としての同和問題

(財) 奈良 人権・部落解放研究所

理事長 寺澤亮一さん

16:30~16:40

前期終了式

財団法人 奈良 人権・部落解放研究所
ならヒューライツステーション

(なら人権大学講座) 高齢者問題

生きるよろこび・誇りをもてる「老い」のために

植村 圭子

1、「老いる」ということについて

<ヒト><人><人間>の3面から「老い」を考えてみると・・・

- ①ヒト 生理的衰退・身体的精神的な疾患障害 50歳からの細胞機能の降下
- ②人 心理的機能の降下 60～75歳でゆるやかに下降、75歳から急下降
感覚・知覚・記憶力・学習力など
- ③人間 人格は基本的には変化しないもの。ただし、その安定度には環境要因が響く
ことが大きい。すなわち、社会的立場の変化の乗り切り方に左右される。
社会的役割の喪失、経済力の低下、親しい人との別れ など

2、「生きている」ということについて

- ① 逆らわず流れに添って生きる。
補助器具・道具や薬を使うことを受け入れる。
社会資源を活用する。
- ② 自分の人格を点検してみる。
人格とは、直感・感情・知性・体力の4能力の調和と統合によって決まる。
調和のとれた人格づくり←先輩の人格者から学ぶ。
「共生」のこころを抱く人＝支え合い、助け合って生きる。
自他の「真価」を見極められる人＝金銭や地位に惑わされない。

3、「生我居(いきがい)」をもつということについて

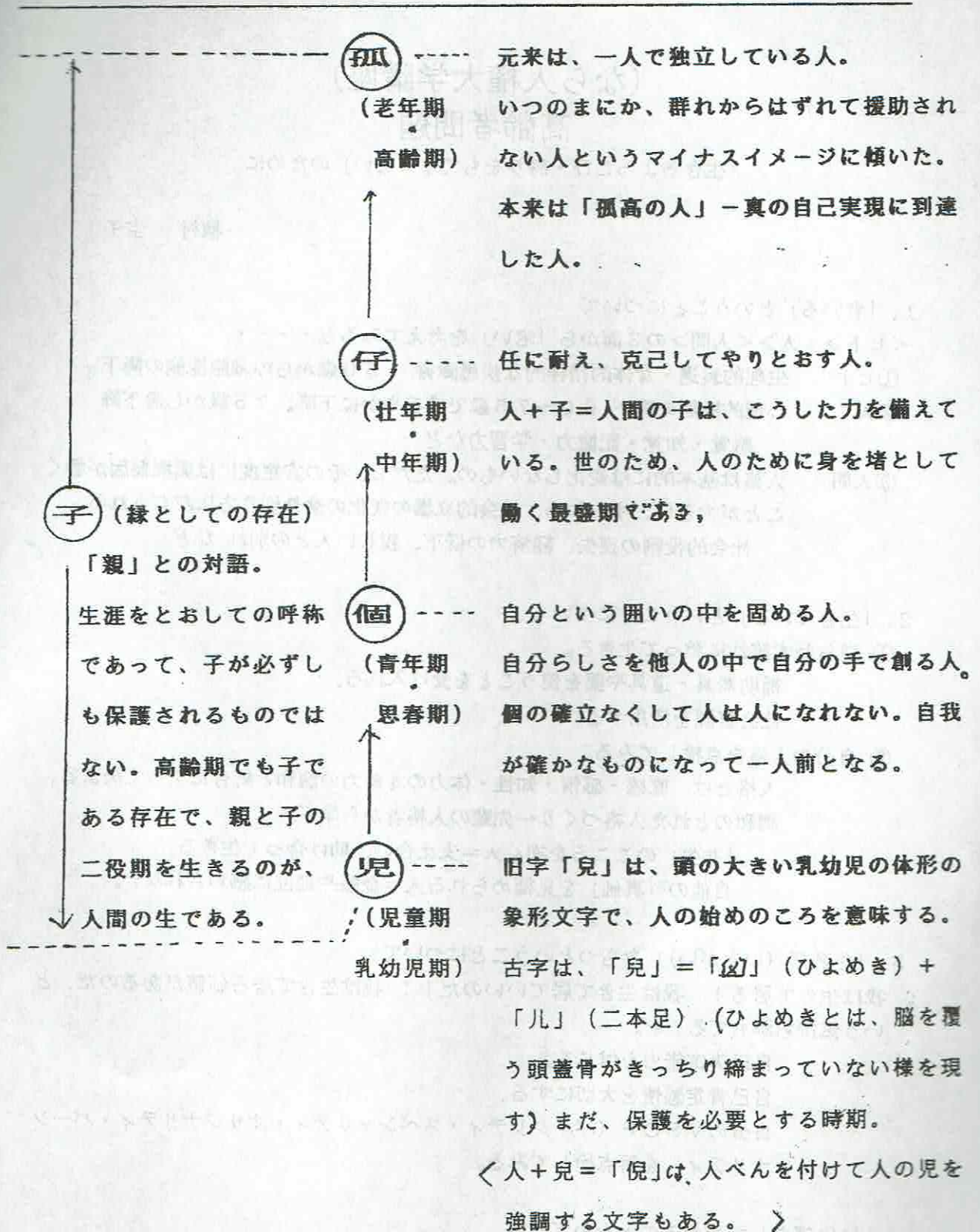
我は生きて居る！ 我は生きて居ていいのだ！！ 我は生きて居る価値があるのだ、と
いう気持ちをもてること。

- 自己決定能力を信じる。
- 自己肯定感情を大切にする。
- 自分のVSOP(バイタリティ・スペシャリティ・オリジナリティ・パーソ
ナリティ)を再点検してみる。

4、いい顔をして死ぬことをめざして

「死我意(しにがい)」をもつということ＝死にゆく我を自分の意の中で定められる
生き方(納得人生)をめざしていくこと。

- あるがままに「居る」だけで、周りをほっさせる存在を。
- 我を通すのではなくて、自由自在なところで漂える存在を。



おとしよりの心とからだの変化

心の変化

不安がる
 からだに関心をもつ
 かんごになり融通がきかない
 物をため込む
 自己中心的
 短気 疑い深い 不精
 寂しがる
 あきらめ
 ●食べない。
 ●口をきかない。
 話したがる
 ●くち、自慢話。
 ●同じことのくり返し。



からだの変化

- 皮膚**
 - しわ、しみ。
 - ほくろ。
- 毛**
 - 白髪、はげる。
- 耳**
 - 遠くなる。
- 脳**
 - 忘れっぽくなる。
 - ボケる。
- 目**
 - 老眼。
 - 勤がにぶる。
 - 白内障などの病気がでる。
- 歯**
 - 歯肉が減る。
 - 歯が抜けやすくなる。
- 心臓**
 - 少しずつ弱くなる。
- 呼吸器**
 - 肺活量が減少するのですぐ息切れがする。
 - 声が細く張りがなくなる。
 - のどの粘膜や筋肉が弱まる。
- 血管**
 - 動脈硬化を起こしやすい。
- 消化器**
 - 食が細くなり、下痢・便秘しやすい。
 - 味覚が鈍くなる。
 - むせたり、つまったり、おなかが張ったりしやすい。
- 泌尿器**
 - 男性は尿が出にくくなる。
 - 夜間、トイレに起きる回数が増える。
 - がまんできず、もらす。
 - 出るのがわからなくなる。
- 運動機能**
 - 動作がゆっくりになる。
- 筋肉**
 - 力が弱くなる。
- 骨**
 - とくに女性のほうがもろく、折れやすくなる。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

「権理」としての同和問題に

寺澤亮一

「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現在社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」（同和对策審議会答申 1965年）

- ・ 人権問題としての同和問題 ・ 社会問題としての同和問題
- ・ 同和对策事業特別措置法、「地対法」、「地対財特法」
- 「同和の人…」 「同和の問題…」 「同和のこと…」 「同和の法律…」
- 障害者対策基本法→障害者基本法（1993）
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 人権擁護法（案）

人権・人権問題

「人権教育のための国連10年」国内行動計画から（1997年7月4日）

人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊厳という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

「学校での人権宣言」（中野光 ジュリスト・1990. 6. 15 No.958より）

私はこの教室のなかで**楽しく過ごし、思いやりの心を持って処遇される権利**をもっています。このことは、誰も私のことをあざ笑ったり私の心を傷つけたりしないということの意味します。

私はこの教室では**私自身が認められる権利**をもっています。このことは、誰も私を黒人か白人か、太っているかやせているか、背が高いか低いか、男か女かというような理由で公平を欠く取り扱いをしない、ということの意味します。

私はこの教室のなかで**安全でいる権利**をもっています。それは、誰も私をたたき、蹴り、押し、つねり、あるいは怪我をさせるようなことはしない、ということの意味します。（アメリカの小学校の教室掲示）

権利は「権理」 ぶつかり合うものでなく、共存するもの

（不可侵 不可被侵 松本治一郎）

世界人権宣言 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、権利と尊厳とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

全国水平社綱領から

吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す

人権教育

人権教育は、理性と良心を磨き、人格の完成をめざし、自他の尊厳を尊重する『知識・技能・態度』を身につけるために、あらゆる場を通じて行われる学習活動

- ① 人権に対する「知識」を深める。 〈差別意識を解いていく教養・常識〉
- ② 人権を尊重する「技能」を身につける。 〈自制、配慮が備わった表現力〉
- ③ 人権を尊重していく「態度」を育む。 〈身についた優しさ、思いやり〉

日本国憲法 第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第1条

この法律は人権の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条、又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

教育基本法 第1条 (教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育基本法 第2条 (教育の方針)

教育の目的はあらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

二つのアプローチの調和と発展

個別的な視点からのアプローチ

部落問題(人権問題)についての科学的な認識を確かなものとしていく教育内容の創造と学習活動の工夫

当事者の自立向上(エンパワーメント)、差別に抗える主体形成(生きる力)

普遍的な視点からのアプローチ

人権問題を受け止める基盤(自他の尊厳を尊重する)人権意識・感覚を確かなものとしていく教育内容の創造と学習活動の工夫

人間が人間になるための、教育内容・環境・条件の創造と学習活動の工夫

この両者は対立するものでなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

同和教育が提起してきた普遍的な視点からの取組み

「進路保障は同和教育の総和」 生きる力(解放の学力)

社会認識・言語認識・自然認識・芸術認識・自主活動など

・「学習指導要領」

—2002年—(文部科学省)

- ①自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- ②学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方(高校では、在り方生き方)を考えることができるようにすること。

・「部落を解放する教育内容の創造と、学習の保障のために」—1972年—(全同教)

- ①部落問題を中心に、自然や社会について科学的で人間的に豊かなものの見方、考え方をもっている。
- ②現実の問題を打開し、未来にむかってすすむことのできる、ものの見方、考え方をもっている。
- ③個人の利益と幸福の追求とともに、集団の利益と幸福のために行動し実践していくことのできる力をもっている。

自他の尊厳を尊重するための『知識・技能・態度』を身につける学習活動の観点例

基本的な生活習慣、明朗・快活、自主性・根気強さ(自主・自立)、(向上心)、責任感、創意工夫、思いやり、協力性(寛容・協力性)、自然愛護、勤労・奉仕、公正・公平、公共心
()は中学校(学習指導要録・行動の記録)

人権意識・人権感覚の基礎を育む学習活動

学校・家庭・社会が一体となっていること（人権の普遍的な文化）

① セルフエスティームを育む

自他の尊厳を尊重できる人間になるためには、まず自分を価値あるものとして肯定的に自覚し、自分の立場と生き方に誇りをもった自己確立が重要だと言われています。それが、確かな人権意識や人権感覚を養うための基礎的な力となります。それをセルフエスティーム（自尊感情）と呼んでいます。

② 豊かなコミュニケーション能力を身につける

自他の尊厳を尊重できる人間には、人権の自覚の上に立って、暴力的・差別的・衝動的表現を抑制できる力が備わっている。（相互理解）

③ 「いのち・愛・人権」に関する豊かな感性と知識の涵養

宗教文化教育（宗教的情操教育） 道徳教育 自然・環境・平和…
（消費文明 性の商品化・衝動・刹那・享楽… 傾向）

④ 『めざす子ども像』の一致とコンセプトの確認(こども・保護者・教職員)

⑤ 全教科・領域で取組まれていること(教育内容・教育手法)

⑤ 啓発活動の工夫(保護者に向けて・めざす子ども像の一致)

⑥ 「生活(生徒)指導」と人権教育

生徒指導とは、「理性と良心」を研ぎ（人間が人間になる）ための指導、

⑦ 人権条例・宣言と「人権の町(村)づくり」

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

2003年度

なら人権大学講座

フィールドワーク資料

人権ゆかりの地をめぐって

2003年9月4日 (木)

13:35~15:00

「北山十八間戸とハンセン病」

部落解放同盟奈良県連合会東之阪支部
支部長 松田好則さん

15:20~16:25

ーハンセン病元患者の社会復帰を考えるー

架け橋 長島・奈良を結ぶ会
事務局長 鈴木京子さん
長島愛生園 高瀬重二郎さん

財団法人 奈良 人権・部落解放研究所
ならヒューライツステーション

1 「北山十八間戸とハンセン病」

部落解放同盟奈良県連合会東之阪支部
支部長 松田好則さん

講義と北山十八間戸の見学

◎北山十八間戸

奈良（大和）と京都（山城）を結ぶ、京街道の要衝として知られた東の奈良坂（平城京から真北に向かう、もう一つの奈良坂がありました。）の中間点に位置する東之阪町に、鎌倉時代の様式で建てられた古い建物があります。（東大寺大仏殿や興福寺五重の塔などを眺めることができる位置に建てられています。）

この建物は、1260年代、西大寺（真言律宗）の僧忍性（良観）が「らい者」を救済する施設（病院と住居を兼ね備えたもの）として建てたといわれている北山十八間戸を復元したものです。（現在の建物は、江戸時代に再建されたものです。）

◎らい（ハンセン）病

らい（ハンセン）病は、らい菌によって起こる慢性の感染症で、特効薬が発明されるまで不治の病と思われていました。

らい菌（空気や熱に弱く、培養ができないため予防薬を開発することができません。空気中では、1分以上生存できないのです。）は極めて感染力が弱く、感染することは極めて例外的なことなのです。皮膚に傷がある場合に、その傷口に感染者の膿汁、鼻汁などの中にいる病原体が侵入してやっと感染するもので、しかも感染しても、感染者の20万分之一の人しか発病しないと言われていました。菌が弱いため、子どもの時に感染することが多いのです。親子の間のような極めて親しい間での感染が多いので、遺伝病という誤解も生じました。明治政府は、明治40年（1907年）伝染病に認定し、以後、徐々に隔離政策を強化し、多くの患者が、差別や偏見の中で、死ぬまで療養所生活を強いられました。（死んでも遺族のもとに遺骨が帰ることはなく、療養所の納骨堂に収められました。）

1943年、アメリカで特効薬プロミンが開発され、直る病気になりましたが、日本政府は法の改正などの政策を行わず放置していました。1996年4月1日、ようやく「らい予防法」が廃止されました。全国のハンセン病療養所には、高齢や偏見のため、社会復帰ができない元患者が生活しています。また、元患者の権利回復を目指し「らい予防法」違憲国家賠償訴訟が行われ、2001年5月21、熊本地方裁判所は、国の主張を退け原告の主張をほぼ認めた原告勝訴の判決を行いました。

2001年5月23日、小泉内閣は、これまでの例に従わず、英断をもって控訴を断念しました。

2001年6月15日、国会は衆参議両院、満場一致で「ハンセン病補償金支給法」を可決し、制定しました。

ハンセン病の患者や元患者に対する補償は認められましたが、社会の受入れ体制は整わず、ハンセン病に対する差別や偏見を取り除く取り組みは、今、始まったところだと言えます。

◎北山宿と北山十八間戸

鎌倉時代に「北山宿」という集落が発達し、真言律宗（西大寺派）の僧叡尊が再興した般若寺を中心に、慈善救済事業が行われ、その一大拠点として栄えました。叡尊の弟子忍性は、師と共にこの事業に取り組みました。

叡尊の死後、般若寺の北東に、「らい者」の救済を目的にした十八間の棟割り長屋形式の収容施設（病院と住居を兼ねたもの）を建てました。北山十八間戸の名は、ここから付けられたものです。

忍性は、ハンセン病患者で手足がよじれているために乞食に出かけられない者がいたので、彼を背負って市中に赴き、夕方には又背負って、北山十八間戸へ連れて帰ったと伝えられています。

忍性の死後、戦国時代まで東之阪長吏と北山非人の人達は、この施設の管理を任せられ、忍性を手本に、ハンセン病患者の医療と生活の世話をしたと伝えられています。北山十八間戸は、1567年、松永久秀（多聞城主）と三好三人衆（三好日向守、三好下野守、岩成主税助）の争いで、戦火に焼かれ、消失しましたが、戸板のほとんどが焼けずに残りました。

その後、1660年代に、残った板戸と伝承をもとに再現されたものが現在に伝えられているものです。

北山の「らい者」や北山非人の人達はすでに南都を追放されていましたが、再建された施設に、全国の「らい者」が治療を求めて集まってきたと伝えられています。この施設は、病院というよりも被災者の一時収容施設の性格が強く、家族ぐるみで訪れる人も多くあったと伝えられています。江戸期の爆発的な人口の増加は、このことを裏付けています。二度改修工事が行われましたが、1953年らい予防法が制定されるまで活用されていました。

◎北山十八間戸と東之阪町

忍性の死後も東之坂の人々は、北山十八間戸の運営に携わっていました。施設の管理、病人の看護、薬の製造などの医療の分野だけではなく、食事や仕事などの生活の援助も行っていました。このことが部落差別だけではなく、ハンセン病への偏見とも闘わねばならない歴史を歩むことになりました。結婚の聞き合わせでは、らい筋（ハンセン病は、遺伝病だという誤解に基づく偏見）ではないかと言われたり、見合いを断られたりしました。この町の人々は、部落差別以外の差別にも晒された。

◎北山十八間戸との出会い

私は、幼い頃、差別されるのは仕方のないことだとあきらめていました。学校の勉強だけしっかり頑張っ、この町から逃れようと考えていました。この考えは、高校生の時、地域の先輩と東之阪部落問題研究会（東之阪町に住む青年と奈良女子大学と奈良商業高校の部落問題研究会とでつくっていました。）をつくって、東之阪の歴史の掘り起こしを行うまで続けました。

差別の原因を受ける側にあると考えていたことが、歴史を知ること、この考えが間違っていたことを知ることができました。北山十八間戸との出会いは、暗いトンネルから抜け出して、明るいところに出てきた時のような感動がありました。歴史の掘り起こしを進める中で、さまざまな人々の努力のあとに接することができ、先祖への尊敬の念が高まってきました。この町は、なにも恥ずべきところがない。むしろ誇りに思うことだらけだと考えるようになりました。そして、多くの人に、この事実を知ってもらいたいと考えるようになりました。

被差別の側にいる者に差別の原因があるのではなく、差別する側の都合でつくられたものであることを知りました。

地元の中学校や小学校に出向き、一人の語りべとして子ども達に伝えています。

◎北山十八間戸を人権文化の象徴に

鎌倉時代、らい（ハンセン）病は業病（生前の悪業の報いとしてかかると考えられていた難病）と考えられていました。このため、東之坂の人々は、罪人の処刑や斃牛馬の処理などの殺生を生業としていましたので、自分達が受けるべき災いを「らい者」が身代わりになってくれているのだと考えていました。だから人ごとではなく自分のこととして看護し、生活を支えることを当然のこととして受け止めていたのではないかと思います。自他の人権を尊重する考えは、誤解から生じたとはいうものの、すでに鎌倉時代から日本にも存在していたという事実を大切にしたいと思います。二十一世紀は、「人権の世紀」と言われていますが、人権が尊重される社会が実現されるまでには、多くの課題があります。北山十八間戸を人権文化の象徴にしていきたいと思います。

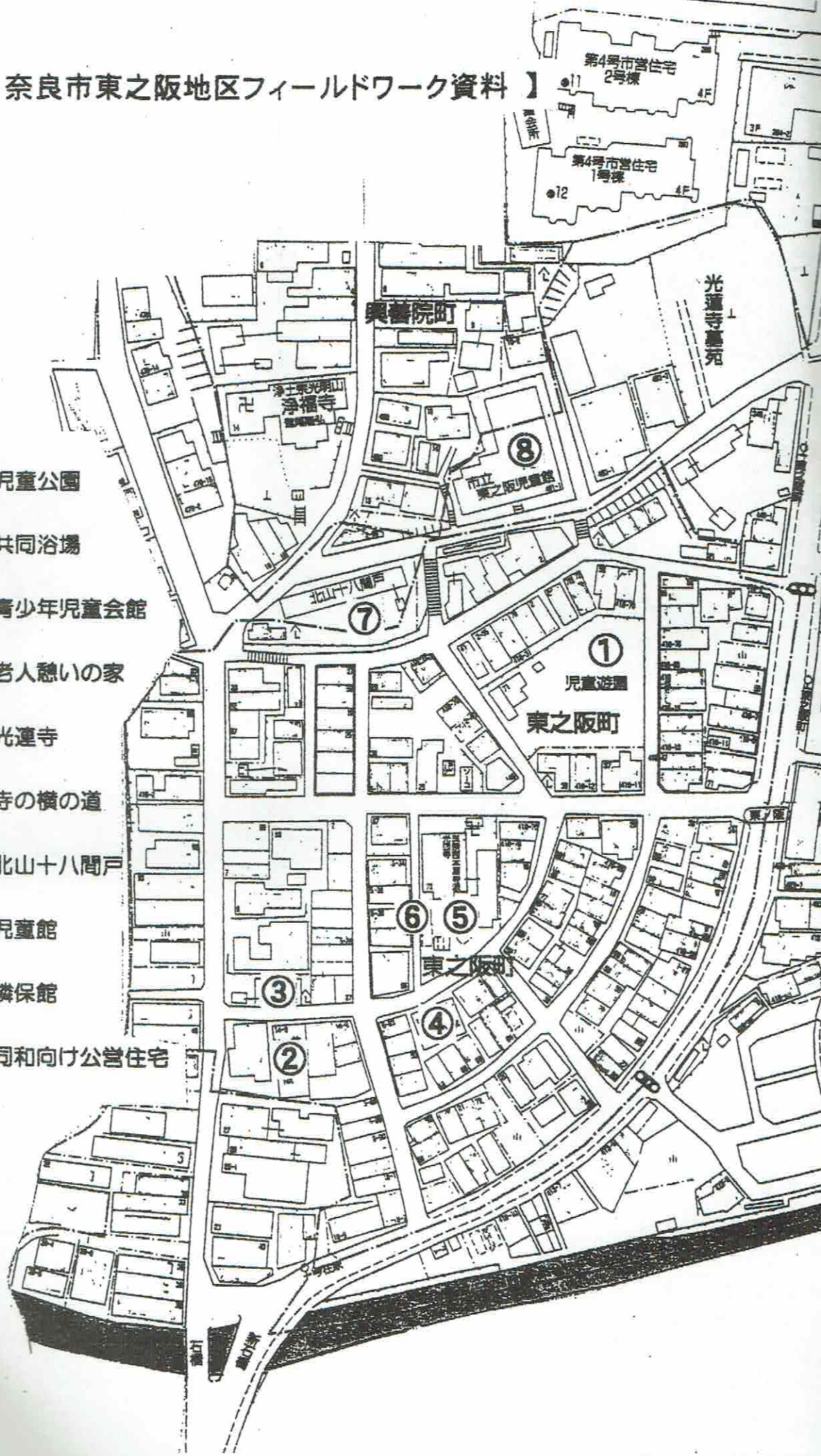
◎北山十八間戸の修復

国や県は、北山十八間戸の修復を三回行っていきます。

大正十年（1921年）に修復され、昭和十年（1935年）に、地区整理事業と平行して行われ、今回、平成11年（1999年）から平成13年（2001年）にかけての全面修復が行われました。奈良県教育委員会が、文化庁の委嘱を受け、解体修理工事を実施されました。

【 奈良市東之阪地区フィールドワーク資料 】

- ① 児童公園
- ② 共同浴場
- ③ 青少年児童会館
- ④ 老人憩いの家
- ⑤ 光蓮寺
- ⑥ 寺の横の道
- ⑦ 北山十八間戸
- ⑧ 児童館
- ⑨ 隣保館
- ⑩ 同和向け公営住宅



フィールドワーク資料

- (1) 児童公園…昭和3年託児所設置、昭和17年から若草保育園に改名
昭和35年若草保育園移転、昭和38年児童公園開園
- (2) 共同浴場…小学6年生用「なかま」の噂の誓いとして教材化されている
厳しい差別から建設された共同浴場、大正時代に開設。
現在は周辺地域の人々との交流の場として活用している。
- (3) 青少年児童会館…共同浴場の建て替えにともなって、古い浴場を改修し、
青少年の活動の場として活用していた。
- (4) 老人憩いの家…集会所（松本浩一君さんの講演会などに使われた）後に
建設。高齢者の交流の場として活用されている。
- (5) 光蓮寺…寛政4年（1792年）9月建立、浄土真宗本願寺派
門は、興福寺無量寺（院）の門を明治の慶仏毀釈の時に、
これを憂いて、購入
- (6) 寺の横の道…地区整理事業以前のメインストリート
- (7) 北山十八間戸…西大寺の僧、悪性が膿血時代の中頃、北山（現在の
奈良阪）に、らい毒（ハンセン病など皮膚病の患者）を救済するために
建立したもので、はじめ般若寺の東北にあったが永禄10年（1567年）に
焼失し、その後寛文年間（1661年～1672年）現在の地に再建された。
- (8) 児童館…平成3年（1991年）開設
- (9) 隣保館…昭和30年（1955年）開設（名称若草市民館）
昭和49年（1977年）東之阪隣保館に名称変更
昭和54年（1979年）新築移転
- (10) 同和向け公営住宅…2001年9月166戸完成



東之阪の歴史

1. 東之阪のはじまり

◎奈良時代

松村甚右衛門と徳兵衛の兄弟が、神護景雲2年（768年）11月9日、春日大社が今の場所につくられるとき、先供（空間を清めながら先に進む者）として枚岡神社から御神体（比売神、天児屋根尊）を運んだ功績により、竹島を拝領した。

春日大社には、鹿島神宮（茨城県鹿島町宮中）から白鹿に乗ってこられたといわれている建御雷神と香取神宮（千葉県佐原市香取）からこられた経津主神（斎主命）がまつられている。

奈良における春日神人は、河内の国（大阪府）枚岡（東大阪市出雲井町、近鉄奈良線奈良より進んで瓢箪山の一つ手前の駅）より竹島へ移り住むようになった。

5軒25名 松屋（松村）甚右衛門組下の一族であった。

五軒屋村、役人村と呼ばれるようになった。

興福寺の御用役人（春日大社の神木、神鹿の保護。興福寺、春日大社の支配する地域の犯罪の処理）として、また、神人として、祭祀に携わった。

役料（給料）として、毎月米2斗5合、年末に銀161g、米3斗を興福寺からもらっていた。

この時の甚右衛門のまかせられていた仕事は、興福寺や春日大社の境内にある木（神木と呼ばれていた。）の世話や鹿（神鹿と呼ばれていた。）の保護（鹿に害をあたえるものを取り締まる。）と国境の守備を担う長吏（官職-地方長官）としての役割を持っていた。

神仏習合の考え方…神と仏を融合する考え（仏はあの世、仏がこの世に現れる（垂迹する）ために、この世での姿として神として存在する。）

建御雷神 ……不空絹索観音

経津主神 ……薬師如来

天児屋根尊 ……地藏菩薩

比売神 ……十一面観音

◎平安時代

神木動座 神木（サカキにご神体の鏡をうつして、しめなわをはったもの）

1093年 春日神人を辱め、打ち据えたことで、春日神木を入洛（都に入る）させ、近江守高階為実の流罪を強要し、土佐国に配流させた。興福寺大衆（僧侶）数千人、七大寺などの諸僧（大衆）の供奉もあった。当時としては、最大規模のデモンストレーションであった。

1017年から1501年までに70回を数える神木入洛があった。

春日若宮 1135年に創設、春日若宮祭（おん祭）1136年9月17日から始められた。

14世紀末から11月17日に行うようになった。（現在は、太陽暦になったため12月17日に行われている。）

◎鎌倉中期

北山十八間戸（らい病患者を中心とした病院）

西大寺の僧忍性（良観）が病人を収容するために建てたといわれている。（一説には、般若寺住持良恵が造ったともいわれているが、般若寺の北東に建てられたことに起因する。）

永禄10年（1567年）に松永久秀（多聞城主）と三好三人衆との争いによって焼失し、今に残る北山十八間戸は、江戸時代寛文年間（1661～1673年）に再建されたものである。光明皇后（藤原光明子が臣下ではじめての皇后となった。聖武天皇の后）が造ったという伝説があるが、実は光明子に所縁のある人々が携わったことや音室（蒸し風呂）を設け、垢すり供養を行ったことに由来するものではないかと考えられる。

らい（ハンセン氏）病（らい菌によって起こる慢性の感染症で、極めて感染力が弱く、皮膚に傷がある場合に、その傷口に感染者の膿汁、鼻汁などの中にある病原体が侵入して感染する病気で、しかも感染者の20万分の1が発病する。）患者についての見方は、業病（前世の行いによってもたらされた病気）と考えられていた。まだ伝染病とは考えられていなかった。

◎天正17年（1589年）

死牛馬処理権を獲得

2. 差別のはじまり（江戸時代）

◎江戸時代

（1）興福寺への役奉仕

①死鹿の処理

◎1610年8月30日に基右衛門は、「春日大社の神鹿の死体処理については、自分達がすることなのに他の者がするのは迷惑である。」と興福寺に訴えている。

◎1613年奈良奉行設置、幕府より地子米（土地使用料として収める米、年貢と同じようなもの）が免除され、東之坂村は、公役地（公共のために活用する土地）になった。

1634年奈良町125町が同様に地子を免除されている。

◎鹿が死んだときに、鹿の番（世話）をする役の人から、それを知らせる役の人へと連絡され、それから役人村の係の人へと伝わり、それから処理をする人に知らされて処理された。

しかし、この処理をする役目とされていた人たちが1716～36年に、興福寺によって追放されてからは、東之坂村の人が行うようになった。

1664年東之坂村は、768年以来北山非人の人達を支配していたが、江戸幕府は、この支配を解き北山非人が扱っていた春日神鹿の死体処理を直接させる政策をとった。東之坂村は、士農工商以下の身分の村として新たに差別を強いられるようになった。

②犬狩り（神鹿の保護）

◎神鹿を保護するために、興福寺の役人が奈良町中を回り、悪犬をとらえ、それを東之坂町から人足とし2人づつ出して取り片付けるというやり方で行われた。

1800年11月甚右衛門は、この人足料を支給してほしいと願っている。

1814年興福寺は、人足料をこの年より5年間は米7石ずつ、6年目以降は、5石ずつと定めて請け負うことになった。

(2) 職業

①死牛馬の処理・皮革業

◎甚右衛門・徳兵衛の場合、死牛馬の処理及び死牛馬の皮を張立てる作業は、島中の4人の者に行わせて、その「手間代」として「牛馬の肉」をわたしていた。

死牛馬の処理をする範囲を草場とって、その権限を草場株と呼んだ。甚右衛門の草場の範囲は、1751年の時点では、南新村・北新村など18ヵ村になった。東之坂町全体では、およそ60町村にもおよんでいたのではないかとされている。

②太鼓製造業

◎1724年の東之坂町の宗門改帳には、太鼓屋が一軒と記されている。

1853年9月に、甚右衛門が春日若宮祭礼用の太鼓の張り替えを興福寺に願っている。

いろいろな太鼓や小鼓などの製造にはそれぞれ特別の「秘密の口伝」があった。奈良の佐保川で製した皮が太鼓に一番適しているといわれていた。

③履物業

興福寺への役儀を勤める7つの村毎年11月17日の春日若宮祭礼のとき、その日より8日間、猿沢池の側で、履物の出店を出すことを認められていた。

履物には、雪駄・草履の他につなぬき（和製の靴）もあった。

つなぬきは、革靴の一種で、雨雪用の履物として用いられたり、農作業用の田ぐつとして使われたり、また山仕事をする時の履物としても用いられた。

東之坂町では、その売場の権利を座衆がもっていたので、1718年11月につなぬき業をしていた同町伊兵衛が座衆より1年間に限って売り場を借りている。

1773年3月に皮鼻緒の取り扱いをめぐる木履商人と争いを起こしている。

④鹿の角の加工業

神鹿の角きりという危険な役目の代償として、切り取った角を奉行所からもらい受けることになっていた。角は、一匹分銀20匁（60分の一匁、3.75g）の値打ちがあった。

刀かけ、やりかけにした。1846年8月奉行所から渡された角は70余匹分であった。

⑤養蚕

小作、日雇いが主だった。しかも川、池、山、原野など条件の悪いところを申し渡された。

1759年2月草場争論の時、東之阪町の八郎兵衛らは、「近年不作が続き、とても困っていて、御上納もむずかしい。」と言っている。

1744年11月甚右衛門は、法蓮村の又三郎から畠地を買っている。

1799年12月川上村から畠地をゆずり渡されている。

⑥その他

薬屋。芝居、見せ物どの興行権と芝銭徴収権を持っていた。

3. 部落差別の成立

◎神鹿の保護をめぐる利害の対立を活用した。(吉宗の政策により、科学的な見方が広まったため、畏怖の念がなくなった。)

◎分裂支配の道具として活用した。

◎享保九年(1724年)

宗教による支配が始まる。幕府は、浄土真宗に強制改宗をせまり、身分差別と共に宗教による差別が強められた。(天子は真言宗、公方は天台宗…)

4. 差別からの解放への闘いのはじまり

(1) 生活向上の闘い

◎(1826年~1829年)

川上領への進出-4年間夏の炎天も恐れず、冬の寒気も堪えて、色々な苦勞をして勝利をおさめた。

◎(1823年~1829年)

履物(セツタ、竹皮草履)販売権の獲得の闘い-結果は敗北。大和屋仁兵衛他二名(川上領への進出した三軒)の建家は取壊され、販売は許可されなかった。

(2) 施米要求闘争-あらゆる差別をなくす闘い

◎天明四年(1784年)

正月に町役人甚右衛門他七軒が町の人々に施行した。

1月25日に奉行所に対し、嘆願書を提出した。

奈良町のすべてに呼びかけ、4月ごろにはすべての町から嘆願書が出てきた。6月22日、すべての町民が施米を受けるという成果をあげた。その後、奈良町の団結は強化され、東之阪町の人々は、その要の役割をはたした。

◎天保の大飢饉の頃1834年7月東之阪町の町年寄らは、救い米の支給を奉行所に願い出て米を支給されている。

◎天保7年(1836年)8・9・10・11・12月と翌年1月の6か月間、奈良町中の米屋仲間・両替仲間・質屋仲間・古手屋仲間・道具屋仲間・油屋仲間・御番所などから施米が相次いで行われた。

5. 差別の状況

(1) 古くから清めの仕事として死牛馬・死鹿の処理をしていた。…穢れていると思われた。

(2) 身分固有の役負担として行刑役をさせられた。

(1) (2) から、まわりの人々は、単に低い身分の者として差別するのではなく、「けがれた者」として差別した。

(3) 般若寺町の人々と役人町の人家との境界がなく、同居のようになっていたのを奈良坂の町人が嫌がり、般若寺町の北の端に「境界の門戸」を作った。

穢れが染み付いている人々の隣に住むことを嫌がった。

(4) 男女の縁を結ばず。

(5) 奉行所でのさばきの時、百姓は白洲。東之阪町の人と無宿は白洲外の雨だれ落ちの所に座り、しかも無宿と東之坂町の人との間は、三間あまりあったという。

6. 解放令

◎1871年8月28日に発布された太政官布告（賤称廃止令、いわゆる解放令）

◎1872年学制によって義務教育制度になった。しかし他の町村の人達が「東之阪町の児童と机を一緒にして就学するのを嫌がった。」ことと「東之阪町の方にも事情があって、通えない。」という理由から、文瞭舎小学校には入学せずに「精励舎」（光蓮寺を校舎にした。）に通学した。入学式当日文瞭舎小学校へは192人で支分校へは18人の出席者であった。1882年以前に生まれた男女27名のうち、小学校の卒業生は男性2名のみであった。

7. 大正時代の職業（1913年矯風委員会調査）

◎職業構成は、荷車引き57人と最も多く、履物商13人、日常生活にかんする商人10人靴商7人、皮商2人、太鼓商1人、藤商1人、石商1人、古物商1人となっている。

8. 環境整備事業

◎1933年から10か年計画（1938年完了）で、政府指定の「地区整理事業」の対象地（ワースト20に選ばれた。）となり、国庫、県費、市町村補助金、負担金で実施された。

事業費総額は、約18万2000円で、うち国庫から13万6000円（75%）県費1万5000円（8.2%）市負担3万1000円（17%）であった。

そして改良住宅111戸、改築28戸、共同住宅13戸の合計152戸（平均建坪11坪）となった。無住宅者も1000円程度で、譲り渡されて、家持ちになった。

9. 夜間学級

◎中学教育に対する消極的な親の姿勢と中学生に対する手伝いや労働への期待があり、東之阪町に、1950年「夜間学級」が誕生した。

◎長期欠業者のために学習面で色々な問題があり、それを解決するひとつの場として、「補充学級」が生まれた。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

2 ハンセン病元患者の社会復帰を考える

架け橋 長島・奈良を結ぶ会

事務局長 鈴木京子さん

ハンセン病元患者と友人になることを大きな目的にして活動を展開されてきました。1979年の発足以来、20年以上にわたって活動されています。毎年開催されている「架け橋 美術展」は今年は奈良市で開催される予定です。本日、岡山からお越しいただきました高瀬さんも鈴木さんのご紹介です。なお、次頁からの『ならビューライツニュース』掲載記事をご参照ください。

長島愛生園 高瀬重二郎さん

長島愛生園自治会長（7年間）、全国ハンセン氏病患者協議会事務局長（7年間）、同協議会会長（8年間）を歴任。「らい予防法」廃止の運動に当事者として精力的に活動されました。現在は、「社会復帰をどう考えるか」という視点で、講演活動など幅広く活動されています。

希望者の退所希望者わずか2% 社会復帰に不安

全国13カ所の国立ハンセン病療養所に入所している人のうち、社会復帰を希望しているのは約2%にとどまっていることが3日、入所者でつくる「全国ハンセン病療養所入所者協議会」（全療協）の調査でわかった。5月のハンセン病国家賠償訴訟の熊本地裁判決で国が敗訴して半年近く経過したが、差別や偏見を恐れ、社会生活への不安を感じている元患者が依然として多いことを示している。

調査は9月、各療養所の自治会を通じ、全入所者を対象に社会復帰の希望の有無を調べた。その結果、社会復帰を希望しているのは計86人で、2月現在の総入所者数（4388人）の1.96%だった。

希望者の比率が最も高かったのは「奄美和光園」（鹿児島県）の9.80%。「東北新生園」（宮城県）と「大島青松園」（香川県）は希望者が1人もいなかった。

らい予防法廃止後の96年12月に厚生省（当時）が行った調査でも、全入所者5371人のうち社会復帰希望者は104人（1.94%）で、今回の結果と同様の傾向だった。全療協の高瀬重二郎会長（78）は「全面勝訴の判決が出て、すぐに偏見や差別がなくなるわけではない」と社会復帰が難しい現状を説明した。

「栗生楽泉園」（群馬県）に54年間入所する田中梅吉さん（68）は「このままここで終わりたくないという気持ちもあるが、実家に迷惑がかかるし、年齢的に仕事を探すのも難しい。まだ手を振って社会復帰できる環境ではない」と胸の内を語った。〔毎日新聞2001年11月4日〕

架け橋に込めた「らい」の解放

ハンセン病問題をめぐる報道は、熊本地裁判決に端を発し、連日のように取り上げられています。この奈良においても、人権問題に取り組む諸団体・個人をはじめ、各方面の関心を集めています。

しかし、ここ奈良にあって、ハンセン病問題がどのようなかかわりをもってきたのかということについては、ほとんど認知されていないのが現状ではないでしょうか。「架け橋 長島・奈良を結ぶ会」のハンセン病問題に対する取り組みは、20年以上の歳月を経て現在も続けられています。今回と次号の「じんけんひろば」では、その活動やこれまでの経緯について紹介します。お話をしてくれたのは、事務局の役割を担ってきた鈴木京子さんです。忙しい合間をぬって、インタビューに応えてくれました。

.....
「らい」との出会い、活動
のきっかけを振り返っていくこ
とから

.....
長島への^{たびだち}出発
-奈良労音この街コンサート-
.....

第1回療養所訪問 長島愛生園・邑久光明園へ

ハンセン病についての知識といえ、子どもの頃に、「あそこの家はすじが悪い」、「〇〇さんは、どこそこの療養所に行ってる」というような話が記憶としてありましたが、それがハンセン病とどうつながっているのかということについては認識がなく、特にそれ以上のことはありませんでした。それから以降、私が奈良労音の事務局として仕事をしていた頃につながりのあった人たちから「らいて知ってるか」と聞かれたことがあり、そのことをきっかけに「らい」に関する学習を重ねていくことになります。

1979年4月、当時の奈良労音の活動家たちが集まって、架け橋 長島・奈良を結ぶ会を発足することになりました。その会が主催で朝日新聞記者の三宅一志氏（『差別者の僕に捧げる』著者）を招いてハンセン病問題に関する学習会を行いました。そこで私は、その病気や生活の現状について初めてトータルな認識を得ることができました。1977年にこの問題と出会い、それから一年半ぐらいは、どう関わっていけばいいのか、自分の取り組みの立つ位置や根拠について、模索し続けたことを覚えています。

奈良労音では、その頃「地域コンサート」を行っていました。県内70ヶ所以上をまわっていくというものでしたが、個人宅までおじゃまをすることもありました。そういう中から芸を鍛えていったのが落語家の露の新次さんです。御所の北川 進さん、露の新次さんなどの協力を得て、「この街コンサート」と名付けた出前のコンサートを続けていたのです。

架け橋の会が発足し、長島愛生園と邑久光明園への訪問をこのコンサートによって行うことになりました。療養所への出前コンサートです。私たちがどんな視点をもって療養所を訪問するのか、そもそもどういう意図をもってハンセン病の問題を考えていくのかという課題に対する応えの出し方は、「いい友だち関係をつくらう」ということでした。慰問や奉仕という立場を越えた、「よき友人としてのつき合い」をすることによって、療養所の人たちに、社会の匂いを届け、社会との「壁」を取り払いたいという思いが私たちの訪問を支えていたのです。

架け橋

— 長島・奈良を結ぶ会の活動記録 —

「壁」の厚さと高さ

— 関わることの意味を問い直された訪問 —

療養所の人たちの反応は、予想を超えて厳しく、帰りの道中はただただ「沈黙」が続きました。友人という表現などはなかなか受け入れられず、「なんのためにやって来たのか」、「どんな魂胆があるのだろうか」など、疑問の目で見られる面もあった訪問となったのです。そこにも、この問題の深刻さがあったのだと思います。過去にハンセン病を患ったというだけで、病気そのものは治っているにもかかわらず、故郷を、家族を、名前を失い、隔絶された療養所でのひっそりとした生活を余儀なくされてきた人々の深い悲しみや心の傷は、想像を遥かに超えたところにあつたということです。

それでも、最初の5年ほどは、年間4回ぐらいは訪問していました。特に、奈良県出身の人たちとの関係づくりは、非常に難しい状況でした。同じ奈良ということもあつたのでしょう。

しかし、根気よく訪問を続ける中から、あるとき奈良県人会の人から、「よき友人もいけれど、らいを解放しないままでは決して死にきれない」と言われ、私たちはそれ以来、「らい解放」をめざした運動を展開していくことになりました。

らいによって社会やふるさとから追われてきた人々が、社会との関係を回復していくことを目的とした活動を始めていったのです。

映画「厚い壁」と架け橋美術展から

— 「人間回復の橋 邑久・長島大橋」へ —

まず、映画「厚い壁」の上映運動を展開し、県民に対して、ハンセン病に対する正しい理解を求めていきました。その際、菟田野町の春日毛皮のご協力をいただき、「厚い壁」購入のための資金集めに大きな力添えをうけました。

また、1982年、奈良県選出の国会議員であった川本敏美さんが、私たちとともに長島を訪問し、その隔絶の実態を確認されます。そして、当時の森下厚生大臣に対して、社会労働委員会の中でその実態について質問し、それがきっかけとなって森下大臣は厚生大臣として初めて現地長島へ足を運ぶことになりました。僅か20メートルほどの海峡に橋が架からない矛盾を、大臣自身が目の当たりにしたことが架け橋の実現を大きく前進させたと言えます。

さらに、同年6月には第1回「架け橋美術展」を奈良県文化会館で開催することができました。「らいの生きる姿」を描写していきたいという思いで開催し、今年で18回目を迎えています。県内の各地で大きな協力を得ながら今日まで回を重ねることができたと思います。

1988年、それは、運動としての方針を固め、活動を展開して7年後、架け橋美術展は6回を数え、会としての長島訪問は、36回にも及んでいた状況の中で、5月に「邑久・長島大橋」が架けられ、過去の政策に重大な過ちがあつたことが認められました。「らいの解放」は、大きな一歩を踏み出したことになります。

療養所の人たちと社会をつなげてくれる、夢と希望を支えにした、「人間回復の橋」として海峡を大きく覆うことができたのです。島の人たちの解放への期待と展望は大きくふくらんだと思います。

次号へつづく

架け橋 長島・奈良を結ぶ会
事務局 北葛城郡當麻町竹内971
鈴木京子
TEL07454-8-3225

架け橋に込めた「らい」の解放

ハンセン病問題をめぐる報道は、熊本地裁判決に端を発し、連日のように取り上げられています。この奈良においても、人権問題に取り組む諸団体・個人をはじめ、各方面の関心を集めています。

しかし、ここ奈良にあって、ハンセン病問題がどのようなかわりをもってきたのかということについては、ほとんど認知されていないのが現状ではないでしょうか。「架け橋 長島・奈良を結ぶ会」のハンセン病問題に対する取り組みは、20年以上の歳月を経て現在も続けられています。今回と次号の「じんけんひろば」では、その活動やこれまでの経緯について紹介します。お話をしてくれたのは、事務局の役割を担ってきた鈴木京子さんです。忙しい合間をぬって、インタビューに応えてくれました。

.....
「らい」との出会い、活動
のきっかけを振り返っていくこ
とから

.....
長島への出発
—奈良労音この街コンサート—
.....

第1回療養所訪問 長島愛生園・邑久光明園へ

ハンセン病についての知識といえば、子どもの頃に、「あそこの家はすじが悪い」、「〇〇さんは、どこそこの療養所に行ってる」というような話が記憶としてありましたが、それがハンセン病とどうつながっているのかということについては認識がなく、特にそれ以上のことはありませんでした。それから以降、私が奈良労音の事務局として仕事をしていた頃につながりのあった人たちから「らいって知っているか」と聞かれたことがあり、そのことをきっかけに「らい」に関する学習を重ねていくことになりました。

1979年4月、当時の奈良労音の活動家たちが集まって、架け橋 長島・奈良を結ぶ会を発足することになりました。その会が主催で朝日新聞記者の三宅一志氏（『差別者の僕に捧げる』著者）を招いてハンセン病問題に関する学習会を行いました。そこで私は、その病気や生活の現状について初めてトータルな認識を得ることができました。1977年にこの問題と出会い、それから一年半ぐらいは、どう関わっていけばいいのか、自分の取り組みの立つ位置や根拠について、模索し続けたことを覚えています。

奈良労音では、その頃「地域コンサート」を行っていました。県内70ヶ所以上をまわっていくというものでしたが、個人宅までおじゃまをすることもありました。そういう中から芸を鍛えていったのが落語家の露の新次さんです。御所の北川 進さん、露の新次さんなどの協力を得て、「この街コンサート」と名付けた出前のコンサートを続けていたのです。

架け橋の会が発足し、長島愛生園と邑久光明園への訪問をこのコンサートによって行うことになりました。療養所への出前コンサートです。私たちがどんな視点をもって療養所を訪問するのか、そもそもどういう意図をもってハンセン病の問題を考えていくのかという課題に対する応えの出し方は、「いい友だち関係をつくらう」ということでした。慰問や奉仕という立場を越えた、「よき友人としてのつき合い」をすることによって、療養所の人たちに、社会の匂いを届け、社会との「壁」を取り払いたいという思いが私たちの訪問を支えていたのです。

架け橋に込めた「らい」の解放

前号に引き続き、今月号でも「架け橋 長島 奈良を結ぶ会」のインタビュー記事を掲載します。今回は、長島愛生園・邑久光明園にある奈良県人会から、二人の元患者の方の状況、架け橋の会との出会い、そのいきさつなどについて紹介します。

受話器の向こうにある「ふるさと」を思い続けて

1979年の架け橋の会の第1回療養所訪問のときから、Aさんとの出会いがありました。非常に前向きで、明るくて、すすんで自分のことを話してくれました。Aさんは、兵隊に行つて発病したこともあって、周りの人たちは、Aさんがハンセン病にかかつて療養所にいることは、おそらく知らないだろうということでした。

あるとき、Aさんが私たちに「友達というのもいいけれど、『らい』を解放してほしい」、「そのためなら私はどんな協力も惜しまない」、「このままでは死んでも死にきれない」という気持ちを話してくれました。そのことがきっかけとなって架け橋の会が「らい」の解放運動へとすすんでいったことは、すでに前号で紹介したとおりです。

さて、Aさんには当時92歳になっていた母親がいました。実家は甥が後を継いでいたのです。Aさんは、自分の部屋の電話に母親から電話がかかってくることを待ち続けていました。かかってくるはずはないのです。でも、「もしかしたら……」という気持ちはうち消すことができません。Aさんの場合には幸いにも電話での母親とのコミュニケーションはありました。もちろん、Aさんから一方的にかける電話だけだったのですが……。そんなことをいつも私たちに滑稽に話してくれるのがAさんだったのです。「電話をかけて母親が電話をとったら話をする」、「母親以外の者がとると『まちがいでした』と言ってきくようにする」、「母親がとつてもそばに誰かがいて話しづらいつ感じるときには、『セールスやった』と言うように母親に知恵を授ける」というような話でした。

決して滑稽な話の内容ではないのですが、Aさんはそれを滑稽にしてしまう人でした。やがて、Aさんは里帰りすることができるようになりました。母親が家を継いでいる甥に頼んだようです。母親以外の家族がすべて外出するという状況を甥がつくり、Aさんは一人きりになった母親と会うことができました。そのときの甥の指示が実に細かなものでした。「降りる駅は決して最寄りの駅ではないこと」、「家のあるところのタクシーには絶対に乗らないこと」、「タクシーで家の近所まで来て、その付近で人がいたら降りずにしばらく他を回ってから誰もいないときに降りること」だったようです。Aさんはこの指示通りの行動をとられたということでした。

「朝4時ごろから起きて、子どもの頃に遊んだ近所の風景を思いめぐらし、なつかしさを胸がいっぱいになりました。」「心ゆくまで母と話ができました。」というのがAさんの里帰りの印象だったようです。

しかし、すべてがうまくいったということではありません。このことがマスコミで取り上げられ、後から甥がAさんに連絡してきたのです。「架け橋の会とはつき合つてほしくない」、「家族はこんなことが世間に分かつたらと思うと不安でいっぱいだ」というような話でした。Aさんはこの甥の言うとおりにそれからは私たちに会うことを避け始めたのです。でも、私たちとの関係はやはり友人でした。私たちが療養所を訪問すると、Aさんは会いたくて仕方がなかったようです。もちろん私たちも会いたくて、結局、私たちの方からAさんの部屋に押しかけていきました。

1996年、「らい予防法」が廃止となり、Aさんはその甥から里帰りに誘われることになりました。家族のそろった家への一ヶ月間にも及ぶ里帰りでした。「架け橋の会とはつき合うな」と言ったあの甥が招待したのです。

架け橋の会のやってきたこと、呼びかけてきたこと、Aさんとの関係をどこかでみてこられたのではないのでしょうか。一番私たちの願っている家族との交流が実現できたのは、私たちの活動が家族への啓発になったのかも知れないとささやかに喜びあいました。

海の底ではなく、ふるさとの土にかえったお骨

あるとき、一人の女性が架け橋の会の代表を訪ねてこられました。マスコミや私たちの呼びかけを通じて会のことを知ったのだと思います。その女性は、父親をまったく知らずに育ててきたということでした。母親からは「父親はいない」というように聞かされてきたのですが、何かすっきりしないものがあつたようです。この女性は、「父親はハンセン病療養所にいるのでは……。」というように想像していたのです。そこで、私たちに父親を捜してほしいという用件で架け橋の会の扉をたたいたということでした。

しかし、療養所にいる人たちのほとんどが本名を使っていません。私たちもその名前が本名かどうかなど聞くこともしませんし、そんな話にはならなかったのです。そんな状況の中で、もし仮に療養所にいたとしても、果たしてこの女性の父親にあたる人が見つけられるのかどうか、私たちは慎重に調べていくことになりました。

私たちがこの女性の依頼を受けて間もなく、父親にあたるBさんを確認することができました。そして、この女性の母親、兄と3人に、Bさんは対面することができたのです。里帰りも実現しました。実家のそばへは行かないでほしいと言われたので、会の代表は家が遠くからでも見えるところを選んでBさんを連れて行かれたということでした。

以来、療養所のBさんには家族が訪ねていき、交流を深めていきました。Bさんにはすでにこの女性の母親とは違うつれあいがいたのですが、家族のきづなを取りもどされ、療養所へ何度も通われました。「生きている間は出来る限り親孝行するけど、死んだときには、うちの墓に入ってもらふことだけは、勘弁してほしい」と言われていたのです。Bさんは納得していました。「療養所には納骨堂もあるし、気にしないでほしい。」と応えていたのです。療養所に生きた人たちは、亡くなると、たとえ家族の手にお骨が引き取られたとしても、ふるさとに帰ることなく、海の底に沈んだり、忘れ物になったりする事もあつたのです。Bさんもそんな行く末を知っていました。家族と出会えたこと、そして、こうやって交流できてきたことの喜びがすべてだったのでしょうか。

しかしBさんは亡くなられたあと、ふるさとの土にかえることができました。思いも寄らぬ結果となったのです。Bさんが生きていた間に家族と出会えたことが、そうした結末を呼び込んだのではないのでしょうか。

「らい予防法」が廃止され、今年にはハンセン病訴訟に勝訴し、元患者のみなさんには大きな変化がありました。しかし、周りで生きる私たちにはどんな変化があつたのでしょうか。勝訴したとは言え、ハンセン病元患者に対する私たちの見方や考え方は本当に変わってきているのでしょうか。

私たちはこれからも、いやこれからこそ元患者をとりまく差別からの解放に思いを寄せなければならぬはずですが、私たちの運動はこれからもつづいていきます。

どうぞ、一人でも多くの方が心をお寄せくださる事、お力をおかしくくださる事をお願いいたします。

メモ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal rows. Each row is defined by a solid top line, a dashed midline, and a solid bottom line.

2003年度

なら人権大学講座

講義資料5

2003年8月28日 (木)

13:40~15:00

講義7 人権論

「世間に関する世間話」

奈良県立大学 吉田智弥さん

15:10~16:30

講義8 人間の尊厳

—人権問題を取材して—

ジャーナリスト 福田雅子さん

講義7 人権論

「世間に関する世間話」

奈良県立大学 吉田智弥さん

「世間」に関する世間話

吉田智弥(奈良県立大学・人権論)

1 「こんな話がおまんねやが」と語り継がれてきた「世間」話

- 元地入枝『昭和史のおんな』(文藝春秋)の中に登場する「世間を騒がせた女」の例
- じつに無防備で世間知らずの一人の若い女
- 悪人に愛されて妊娠し、世間体を恥じて墮胎した
- 不潔な人物として世間のきびしい指弾にさらされた
- 世間の空気は同情から批判へと微妙に変化してきた
- 失業、就職難、世間の冷たい眼

1-1 はじめて、辞書で「世間」の意味を調べる

○日本国語大辞典 梵語 loka(路迦)の訳語。壊され否定されていくものの意。梵語 laukika の訳語。世間に属する者の意。人が生活し、構成する現世社会。この世の中。この世。人の住む空間の広がり。天と地の間。あたり一面。日々生活する自分のまわりの社会やその状況。またそこにいる人々。

○広辞苑 (仏)有情の生活する境界。衆生世間。有漏法。天地の間。辺り一帯。人の世。人生。社会。世の中。交際の範囲。暮らし向き。身代。財産。

○大辞林 人々が互いにかかわりあって生活している場。世の中。また世の中の人々。社会での交際や活動の範囲。変化してやまない迷いの世界。生きものとその生活の場としての国土。自分の周りの空間。あたり。生活の手段。人と交わること

○漢語訳和英辞典 the world. society. the public. (世間の人)the people

1-2 議論・研究の対象にされてこなかった「世間」

- 阿部雄也『世間とは何か』(講談社現代新書)
- 井上忠司『世間体の構造』(日本放送出版協会)

→日本人は骨格み「世間」に囚われてきたので、それは改めて学習するまでもなく、経験を通じて、阿吽の呼吸で(世間の意思を)了解してきた(と考えられてきた?)

2-2 教えられなくても、誰でも知っている「世間」

- 世間の表玄関には「誠実」「努力」「正直」の額が架かっている
- 要するに、世間と上手につきあい、なるべく世間を敵にまわさないで、世間にもまれながら、世間知を養って、だんだんと世間に認められるのが「賢い」生き方
- 逆に、世間知らずのくせに、世間を甘く見たり、世間を侮ったりすると、いずれ世間から爪弾きにされて、世間の恥さらしになる…これぞバカな生き方の見本
- 世間で評判が高いのは、「頭のいい人」ではなく、清濁あわせ呑む人、角がとれて丸い人、不言実行の人、自己犠牲も厭わない人、人情のあつい人、出世した苦勞人

2-3. 「世間」をどの角度から問題にするか

→世間の目がある。世間体が悪い。世間様が許さない。世間の手前・・・

①倫理規範の土台→自分の好き勝手な欲望や衝動を抑制してきた「世間」

「もう世間はないんですよ」(池澤夏樹)、「世間の目の代わりに監視カメラができた」

②秩序意識の土台→他者の権利主張を妨げたり、自由を押さえつけてきた「世間」

「息子・娘の結婚にあたって、身許調査」肯定論 50・4%(1985年調査)

「結婚相手の家柄・血筋の尊重」肯定論 46・7%(1993年調査)

「家族の反対があれば同和地区の人と結婚しない」 25・5%(1993年調査)

●←他人事の「世の中」「社会」に対して、自分の行動と切り離せない「世間」

2-4. さまざまな世間(輪郭の不鮮明な「世間」を取って分類すると・・・)

A グループ(ぬくもりのある世間、恩人としての世間)

世間が恋しい、世間のおかげ、世間の(人の)温もり、世間の(お)世話になる、世間に認められる、渡る世間に鬼はなし、世間に恩返しをする、世間に恥じない、世間に迷惑をかける、世間に申し訳がない、世間に申し開きができない、世間に言い訳ができない、

B グループ(規範を示す世間、オーソリティとしての世間)

世間のしきたり、世間の掟、世間の決まり、世間で決められた通りに、世間が認める(認めない)、世間に通用する(世間に通用しない)、それでは世間には(は)通らない、世間は(そんなに)甘くない、世間が済まん、世間沙汰(になる)、世間の評価(が高い・を気にする)、世間の評判(がいい・が悪い)、世間が許す(世間が許さない)、世間を味方にする、世間の目(がある・が光る)、世間の手前(～ができない)、世間が狭い

C グループ(冷たい世間、権力=支配者としての世間)

世間から白い目で見られる、世間から爪弾きにされる、世間に後ろ指をさされる、世間の物喰い(の種)になる(世間の喰い者になる)、世間の恥(さらし)、世間に欺かれる、世間に疎まれる、世間に顔向けができない、世間の怖さ(世間の恐ろしさ)、世間は冷たい(世間の風は冷たい・世間の目は冷たい)、世間の目を気にする、世間がうるさい、世間から相手にされない、世間の風(世間の風に当たる)、世間の仕打ち、世間に詫びる(世間にお詫びをする)、世間に頭を下げる、世間に遠慮する、世間に気兼ねする、世間から身を隠す、世間に隠れて、しばらく世間を離れる、世間をはばかり、世間に顔がきく

D グループ(他人の集合体としての世間、いわゆる世の中)

世間相場、世間的には、世間一般(では)、世間の人(男・女・親・夫婦)、世間の噂になる、世間に吹聴する、世間に知られる、世間は広い、世間は狭い、世間にもてはやされる、世間を心得る、世間づきあい(世間との付き合い・世間的なつきあい)、世間べったり、世間を渡る(世間を渡り歩く)、世間の動きに合わせる、(近頃の)世間の様子を見る、世間をする、世間にもまれる、世間の荒波をくぐる、世間の波間に浮かぶ、世間の裏街道(世間の表街道)、世間体(が悪い・を考える・というものがある・を気にする)、世間を知らない、世間の蜆(～門前の蛤)、世間離れ(した話)、世間に疎い、いっぺん世間を見てこい、

E グループ(対立する相手の世間、対象としての世間)

世間を敵にまわす、世間が憎い、世間に逆らう、世間に背く、世間を欺く、世間に刃向かう、世間に立ち向かう、世間を手玉にとる、世間を見返す、世間に仕返しをする、世間を恨む(世間に恨みを抱く)、世間を騒がせる、世間を驚かせる、世間が何と言おうとも、世間の目を盗む、世間に気兼ねしないで生きる、世間をなめる(世間をなめてかかる)、俗世間を離れる、出世間

3. 「世間」という言葉は使わないが、「世間」とつながる用語や習慣(例)

「和を以て尊しとなす」	「恩を仇で返す」「恩知らず」
「長いものには巻かれる」	「談合」「持ちつ持たれつ」「損して得とれ」
「寄らば大樹の陰」	「魚心あれば水心」「気配り」「気遣い」
「人の口に戸は立てられない」	「顔をつぶす」「顔に泥を塗る」「顔を立てる」
「壁に耳あり障子に目あり」	「体面」「体裁」「虚栄」「見栄を張る」
「家名に傷をつける」	「義理がある」「義理をかえす」
「郷にいれば郷に従え」	「人情家」「薄情なヤツ」
「立つ鳥跡を濁さず」	「地獄の沙汰も金次第」
「出る杭は打たれる」	「人目を憚る」
「身内の恥をさらす」	「村八分」「非国民」
「肩身が狭い」	「家の恥」「家名を汚す」 スキャンダル
「罪は九族に及ぶ」	「人の噂も75日」
「他人様の飯を食う」	「判官贔屓」「毀誉褒貶」
「旅の恥はかきすて」	「沈黙は金」「物言えば唇寒し」
「可愛い子には旅をさせよ」	贈り物、祝い、香典返し

4-1. 暴走した「世間」の事例

- ① 明治、日露戦争の講和条約(ポーツマス条約)の内容に反対する日比谷暴動
- ② 大正、関東大震災の時の、自警団による朝鮮人への襲撃
- ③ 昭和・戦前期 国防婦人会、在郷軍人会、隣組などによる戦争協力
- ④ 昭和・戦後期 企業城下町(例えば、水俣市)の住民による、公害被害者へのバッシング
- ⑤ 最近、エイズ・パニックや、O157 中毒患者への理不尽な対応
→ その渦中にいれば気が付きにくいファナティシズム(fanaticism 熱狂・的な行為)

4-2. そうした「世間」の動向に追随しなかった人たち

→ 関東大震災の場合。何が彼らの「世間に同調しない」行為を支えたか?

- ① 三木のり平『三木のり平の、パァ〜っと行きましよう』(小学館)
東京・築地の佃政一家の親分・金子政吉は「燃え盛る深川から命からがら逃げてくる朝鮮人をひとり残らず匿(かくま)ったっていうんだ」
- ② 朴葉南『ポッカーリ月が出ましたら』(三五館)
横浜市鶴見の警察署長・大川常吉は、署内の柔道場に300余名の朝鮮人を保護した。
大川は、竹槍を持った群衆の前で井戸水を何杯も飲み干し、彼らを追い返した。

③江馬修『羊の怒る時』(影書房)

「そういう貴様も朝鮮人だろう」自分は微笑して答えた。「兎に角、あなた方と同じ人間ですよ」「うむ、我々日本人が朝鮮人と同じ人間にされて堪るもんか」

④千田是也(俳優座の俳優・演出家・1904～94年)

「伊藤園夫」は、「千駄ヶ谷」で「コレヤ(朝鮮・Corea)」と誤認されたことを記憶の中に刻印するために、以後「千田是也」と名乗った。

4-3.マスコミが煽動したスケープ・ゴート(生け贄の羊)狩り

1993年、イギリスで起きたバルジャー事件(10歳の少年2人が2歳の幼児を殺害)の場合。マスコミは、そうすることが事件の再発を抑止するという判断のもと、「犯人」たちの実名と顔写真を報道した。タブロイド紙「サン」は「2人を生涯、刑務所で過ごさせろ」とキャンペーンを張り、25万人が賛成の署名をした。群衆が少年らの護送車に投石をし、家族は名前を変えて引っ越しをした。

→1988年の「宮崎勤」事件、或いは、97年の「酒鬼薔薇」事件、本年の、長崎での「12歳少年」の事件に対して 人々はどのように反応したか?

5-1. 「世間」の外側にある(と見られている)集団

→「世間」一般という言い方の中には、通常、次のような人たちは含まれない

- ①刑務所、拘置所、精神病院、ハンセン病療養所、特別養護老人ホームや(重度)障害者療護施設などの「終身」施設、難病者や公害被害者の団体、炭坑・鉱山労働者の街区、寄せ場周辺の労働者、都市野宿者(ホームレス)の集団、「風俗業」(旧遊郭や赤線)の業界、芸能や特殊技能をもつ(玄人筋と呼ばれる)専門家集団、暴力団(やくざの「組」)

- ②(特に新興の)宗教団体、法曹界、「永田町」、皇室

5-2. 上記以外で、「世間」から差別的な視線で見られてきた人たち(例)

「部落」の人たち、「朝鮮人」、その他の外国人、新渡日の人たち、アイヌ民族の人たち、異形の人たち(「白い装束」集団)、「障害者」、「エイズ」(HIV)感染者、被爆者、公害患者、刑期を終えた(元)犯罪者、同性愛の人たち、性同一性障害の人たち、非識字者、「水商売」の人たち、3K労働や、「ケガレ」労働に従事する人たち、長期の失業者、「貧乏」、「イジメられっ子」「おちこぼれ」と扱われた子どもたち、高校中退者(同窓会名簿に記載されない人たち)、「非嫡出子」、政治的な「異端」の立場の人たち……

6. とりあえずのテーマ。「渡る世間に鬼はなし」の関係をいかに広げるか

「鬼」は共同体文化を共有しない人たちの称。異質な存在。見た目に「異形」と映る。境界線上、又はその外側を生活圏としてきたので、従来の方法ではコミュニケーションが困難。「理解不能」な関係・だから、征伐の対象とされる。→桃太郎イデオロギー

- ・自分が属する「世間」を異邦人(例えば、在日朝鮮人)の目で相対化する試み
 - ・帰属集団、準拠集団(の価値体系)から自由になる試み
 - ・「普通は」「一般的には」「常識として」「みんな…してる」の価値観を疑う
- ⇒「衆人の暴は暴君の暴より暴なり」(魯迅「暴君の臣民」)に歯止めをかけるために

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

講義8 人間の尊厳

— 人権問題取材して —

ジャーナリスト 福田雅子さん

国際人権を知っていますか

頁 頁

～国連と市民のとりくみ～

11月10日

シナリオ

11月10日

11月10日

11月10日

ヒューライツ大阪

11月10日

(財団法人アジア・太平洋人権情報センター)

11月10日

11月10日

11月10日

11月10日

11月10日

11月10日

11月10日

11月10日

画面	内容
① オープニング 地域紛争 アフガン	N. 人権の尊重を旨とした20世紀。 N しかし、21世紀に入った今も、地域紛争や民族間の対立そして貧困・環境破壊など、人権を脅かす問題が、各地で起こっています。
ニューヨーク国連本部	N. 国際連合は、発足当初から平和問題とともにこの人権問題に取り組んできました。 その国連は、今日、190を超える国が加盟している世界機構となっています。 N 国際連合が創設されておよそ60年。 人権は、いまや、一国の問題ではありません。 国際的な基準や仕組みをつくり、国際社会全体で取り組まなければならない課題となっています。 いわゆる国際人権です。
タイトルイン 「国際人権を知っていますか ～国連と市民のとりくみ～」	
② 国連と人権	
ドイツ軍の侵攻 日本軍真珠湾攻撃	N 1939年9月、ドイツ軍のポーランド侵攻で始まった第二次世界大戦は、 1941年12月、日本軍の真珠湾攻撃によってアジア・太平洋地域にも広がり、世界全土が戦場となりました。 N 戦争で命を失った人々は五千万人から六千万人ともいわれています。
ナチス・ドイツ	N 特にナチス・ドイツによるユダヤ人の大量殺りくは、世界中の人々に大きな衝撃を与えました。
アウシュビッツ収容所	N 本来、個人の生命や人権を守るべき国家が加害者つめで描いた絵となり、個人の人権を侵害し虐殺したのです。
ヒロシマ・ナガサキ原爆投下	
国連憲章調印式 第一回国連総会	N 国際連盟に代わって誕生した国際連合が平和維持とともに人権問題を活 とともに人権問題を活動目的の一つにしたのも、こうした第二次世界大戦の残 虐性に対する厳しい反省からでした。
パリの第三回総会	N そして、この目的達成に向けての具体的作業は、1948年12月10日、パリで 開かれた第三回国連総会で、まず世界人権宣言を採択することから始まりま した。

画面	内容
----	----

エレノア・ルーズベルト 人権委員会委員長	N エレノア・ルーズベルト人権委員会委員長の演説 「世界人権宣言には平和への祈りがこめられているのです。ナチやファシズム 国家による著しい人権侵害が第二次世界大戦をひきおこしました。その反省が 世界人権宣言を生んだのです。 この宣言は権利と自由に関する基本的な原則を示した宣言です。」
世界人権宣言の趣旨	N 世界人権宣言は、すべての国と人々が達成すべき共通の基準として採択さ れたのです。
採択の瞬間	N 世界人権宣言が採択される歴史的な瞬間です。

③ 人権宣言とその発展

英文の人権宣言	N このようにして採択された人権宣言は、30 条の条文からできていて、さまざま な言語に訳され多くの国内法にも取り入れられています。
条文スーパ	N すべての人間は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等 である。
ジュネーブ風景	N 世界人権宣言は、このように人権を尊重し、自由と平等の実現をうたっていま す。
条文見出し	N そして、この人権宣言の内容を発展させ、法的拘束力をもたせたものが国際 人権規約です。
国際人権規約	N 世界人権宣言と国際人権規約は併せて、「国際人権章典」と呼ばれ、国連人 権活動の法的な基礎となっています。
二つの人権規約の説明	N 国際人権規約は人権に関する世界の憲法ともいわれ社会権規約、自由権規 約、それと二つの選択議定書からなっています。
社会権	N 社会権規約には、働く権利や組合を結成しストライキを行う権利、教育を受け る権利、さらに社会保障に対する権利などが含まれています。
自由権	N 一方、自由権規約には、言論・出版の自由や不当に逮捕されない権利、公正 な裁判を受ける権利、などが含まれています。
個人通報の権利	N そして、これらの権利が侵害され、救済されないときは被害者個人が直接、自 由権規約委員会に通報することができます。

④ 国連の人権機関

国連欧州本部	N ジュネーブのレマン湖畔に建つ国連欧州本部。
人権高等弁務官事務所	N その本部近くに国連の人権活動に関する多くの業務を行う国連人権高等弁務 官事務所があります。世界各地の事務所をあわせると400人以上のスタッフが働 いています。
人権機関の図	N これは国連の人権問題に関わっている主な機関を図にしたものです。
人権委員	N 国連人権委員会は、加盟国の政府代表から構成され、人権に関する条約の 起草のほか、加盟国内で起きる人権問題について、討議や勧告などを行ってい ます。

画面	内容
----	----

人権小委員会 N 人権小委員会は、個人資格で選出される26名の専門家で構成されています。NGOと呼ばれる非政府組織の代表もこれらの委員会に出席し発言することができます。

NGOの参加の様子 N では、国連が作ってきた人権に関する条約には、ほかにもこのようなものがあるのでしょうか。

⑤人種差別撤廃

ワシントン大行進 N 人権宣言後も、アメリカでは黒人に対する差別、ヨーロッパでは、外国人や移民の排斥を主張するネオナチズムの活動がつついていました。

人種差別撤廃条約 N このことに憂慮した国連が、一九六五年採択したのが差別を撤廃し、平等を実現する人種差別撤廃条約です。

人種・民族などのイメージ写真 N 人種、皮膚の色、民族的出身の他に「生まれ」などに基づくあらゆる差別の撤廃をめざしていこうというのが条約のねらいです。

⑥ 反アパルトヘイト

白人警官による黒人への弾圧 N 黒人が白人によって厳しく差別されてきた南アフリカ共和国。この国では長年、全人口のわずか20%を占める白人政権が黒人やその他有色人種を差別するアパルトヘイト政策を実施してきました。

人種隔離政策のいろいろ N 海岸は白人だけのもの。公園やバスなどの公共施設も、白人専用と白人でない人用に分かれていました。

ソエト蜂起 N 国連安保理事会はこのアパルトヘイト政策をやめさせるために、禁止条約を採択し、外交、経済、スポーツ交流なども禁止しました。

反アパルトヘイト禁止条約 N 国連が加盟国内の人権問題に関わって制裁措置まで取った初めてのケースです。

マンデラ大統領 N そして1991年、制度としてのアパルトヘイトは、消滅しました。

スーパー 「1994年の選挙で、黒人指導者のネルソン・マンデラさんが大統領に当選。」

ダーバン会議 N 2001年南アフリカのダーバンで開かれた反人種主義・差別撤廃世界会議。

N 国連を軸に、およそ170の国が参加。世界各地から多くのNGOも参加しました。

NGOの様子 N この会議では、現在起こっている人種差別や外国人排斥などの問題に加え、植民地支配や奴隷制など歴史的観点からも人種問題が議論され意義深い会議となりました。

ドイツ・ベルリンでのネオナチのデモ N しかし、これまでの努力にもかかわらず、ドイツを始めするヨーロッパ各地では、今なお、ネオナチズムの活動が続いており、外国人移民の排斥を主張する政治家も台頭しています。

ルペン大統領候補

画面	内容
----	----

⑦ 女性の人権

1960年代のアメリカのウーマンリブ運動	N 60年代のウーマンリブの運動は、女性解放運動にとって画期的な出来事でした。
女子差別撤廃条約	N 国連は一九七九年に女子差別撤廃条約を採択しました。
SEWA銀行イメージ	条約は、法律の中にみられる差別だけでなく、社会や家庭における男女の固定化された役割の面からも見直す、真の男女平等の実現を求めています。
1995年北京会議	N 1995年、北京で開かれた第4回世界女性会議、190カ国、2000を超えるNGOが参加し、史上最大規模の女性会議となりました。ここでは、世界の女性の地位向上のため各国(かくくに)がとるべき目標や取り組み指針が示されました。
イスラム教徒のデモ 人身売買反対デモ	N さらに、女性ひとりひとりが力をつけることすなわちエンパワメントが強調されました。 N しかし、現実にはさまざまな形の差別が残っています。
アフリカ空撮	N 世界に急増するHIV感染者。アフリカ南部の国々でも急速に広まっています。
ベッドの写真	N 貧困のため、薬不足や予防教育がなされていないことも原因ですが、女性の地位が低く、男性の性的要求を拒否することができないことも要因と言われています。
ホスピス風景	N この地域でのHIV感染への対策は、女性の人権の確立なくしては前進しません。
アジアの農村の女性	N アジアの国には貧困から今も家計を支えるために女性の人身売買が公然と行われている国々があります。 それらの国々では、性的搾取の防止が女性問題の重要なテーマとなっています。
東京・新大久保の ネオン街に立つ女性	N 外国から日本に働きにきた女性に対する強制売春もテーマとなっています N 在留期限を越えた滞在や資格外の活動につけこむ人権侵害が後を断ちません。しかし、日本ではそうした女性たちを保護する制度も社会的支援も充分ではありません。

⑧ 難民の人権

難民キャンプ	N 二〇世紀は政治的迫害と戦乱から逃れる難民が世界各地で生み出され、難民の世紀といわれました。
難民条約	N 国連は人道的立場からこれらの難民を保護するために 1951 年、難民条約を採択し、同時に、国連難民高等弁務官を設けて難民の保護と援助に乗り出しました。

画面	内容
----	----

アフリカ難民 N 1960年以降、アフリカでは、多くの国が植民地から独立しましたが、民族間の対立で内乱が発生し、数多くの難民を生み出してきました。

アフガン難民 N 2001年9月、アメリカで起こった同時多発テロ。以来、戦乱が、一層激しくなったアフガンで、多くの人々が行き場を失いました。
N 難民キャンプには、国連やNGOから救援活動がなされましたが、人々は、およそ平和で安全にくらすことからほど遠い状況におかれました。

東ティモール写真 (写真提供朝日新聞社) N 東南アジアにも、それまでの紛争によって生み出された難民がいます。20年以上の闘争を経て2002年ようやくインドネシアから独立を果たした東ティモールです。

難民キャンプを視察する緒方元弁務官 N 2002年現在、難民の数は、1200万人とされています。

⑨子どもの人権

ニューデリーのストリートチルドレン N 汚れた服を着てごみあさりをする子どもたち。
インドのニューデリーには、50万人といわれる路上生活の子どもたちがいます。特に女の子は性的な虐待を受けることもあり深刻な社会問題となっています。

マニラのストリートチルドレン N 世界には、このようなストリートチルドレンとよばれる路上での生活を余儀なくされる子どもたちが多数います。
N 初等教育さえも受けることができず、生きるために働かなければならない子どもたち…。

子どもの権利条約 N 国連では、このような子どもたちの権利を保護するために1989年、子どもの権利条約を採択しました。

子どもの表情 N 条約は、子どもを権利の主体ととらえ、子どもたちの利益を最優先に考えることを求めています。

⑩ 移住労働者・障害者

マイノリティ・先住民族などの人権

移住労働者条約 N そのほか、社会や経済のグローバル化に伴って生まれた外国人労働者の人権を守る移住労働者権利条約も1990年に国連によって採択されました。

働く障害者 N さらに、障害者の人権尊重と社会参加を促進するために1975年、障害者権利宣言を採択しました。

DPI世界会議札幌大会 N 2002年、札幌で行われた障害者インターナショナル世界会議。
N この会議では、障害者の権利に関する条約づくりと差別撤廃をテーマに議論が交わされました。

タイのアカ民族 オーストラリアのアボリジニ N また、民族的、宗教的、言語的にマイノリティの人々や先住民族のたちの権利を擁護するため、国連は、権利宣言の採択などに積極的に取り組んでいます。
N そしてやがては条約も採択されることが期待されています。

画面	内容
----	----

⑪ 国連とNGO

N 国連では、これまで、27の人権に関する条約を制定してきました。多くの国がこれらの条約を受け入れ、実現につとめています。

人種差別撤廃委員会の審査の様子

N そして、人権に関する条約の中には、締約国での実施を監視する委員会の設置を定めているものがあります。

人権小委員会

N また、人権小委員会には、世界各地から数多くのNGOの代表も参加して積極的に発言し、人権擁護のために大きな役割を果たしています。

NGOの役割

N 国内で発生する差別や人権侵害の責任は、その国の政府にある場合が多く、政府の報告だけでは、実態が正確につかめず、解決が困難なためです。

国連NGOで働く田中敦子さん N 田中敦子さんも、人権擁護のために活動しているNGOから派遣されてジュネーブで働いています。

話し合うNGOの人々

N 人権問題解決のため国連には、このように世界各地から大勢NGOの人たちが集まっていて、独自の立場で活動し専門委員やときには政府代表にも情報を提供しています。

N こうしたNGOの活動と努力によって、日本の精神障害者問題や従軍慰安婦問題なども国際的な問題になりました。

インタビュー

N 田中敦子さんの話

「国連と人権の関わり」

⑫ 国連の人権活動

人権高等弁務官事務所
で働くスタッフ
(写真提供・IMADR)

N 人権高等弁務官事務所では、人権条約に関するさまざまな会議が開かれ、会議が開かれ、人権条約の普及活動にも積極的に取り組んでいます。

国際年のポスター

N 「人権教育のための国連一〇年」、「国連識字の一〇年」や「国際人権年」、「国際障害者年」などのさまざまな国際年を設けて人々の関心を高めてきています。

ウィーン会議

N 1993年には、オーストリアのウィーンで世界人権会議が開かれました。

世界中の加盟国が集まって、人権の普遍性とさまざまな人権の国際的保障について確認し合いました。

高等弁務官事務所
訪問客を迎える

そして、この会議では国連の人権活動をより具体化するために、新しく人権高等弁務官を設けることになりました。

⑬ 国連人権高等弁務官

インタビュー 初代人権高等弁務官エクアドル出身のアヤラ・ラッソさんの話 (1994～1997)
「人権教育の必要性など」

画面	内容
----	----

歴代人権高等弁務官 (スーパー) 写真提供UNPhoto	2代目高等弁務官(1997～2002) メアリー・ロビンソンさんアイルランド出身 3代目高等弁務官(2002～)セルジオ・ヴィエイラ・デメロさん
------------------------------------	---

⑭ 国際人権と私たち

ユネスコ憲章前文	N 1946年に国連で採択されたユネスコ憲章の前文に「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。」とあります。
----------	---

国連旗	N 国連はこの平和の「とりで」を築くために、人権尊重の確立を目指して様々な人権基準を制定してきました。
-----	---

ヒューライツ大阪 シンポジウム	N 人権尊重と差別撤廃の達成は何よりもまず、国連とそれぞれ国の政府の努力が必要です。
--------------------	--

「国際人権のつどい」	N 同時に自治体や企業、市民などによる地域社会での努力も大切です。
------------	-----------------------------------

社会での人権教育	N そして学校教育をはじめ家庭や社会教育などあらゆる場で人権教育に取り組む必要があります。
----------	---

回転する地球 世界の人々	N 二一世紀こそ人権の世紀となることが期待されています。
-----------------	------------------------------

人形劇を見る子どもたち	N 人類がさまざまな試練を乗り越えて培ってきた国際人権をさらに発展させ…。あらゆる差別をなくしていく努力が必要ではないでしょうか。
-------------	---

子どもの顔	N “国境を越えて、温かくそして響きあう”未来をつくっていくためにも…。
-------	--------------------------------------

ヒューライツ大阪は、これまでの人権教育の取り組みが評価され、
2000年ユネスコ人権教育賞の名誉表彰を受賞しました。

(2003年3月制作)

なら人権大学講座 講義 8

「人権の尊厳」をテーマにした「人権の尊厳」をテーマにした「人権の尊厳」

人間の尊厳 —人権問題を取材して— ジャーナリスト 福田 雅子

1. 世界の約束「世界人権宣言」を身近に
ビデオ『国際人権を知っていますか。～国連と市民のとりくみ～』

2. 歴史を紡ぐ 証言から

- ・ 阪本 清一郎 “水平”
- ・ 米田 富 “犠牲者がその烙印を投げ返すときが来たのだ”
- ・ 住井 すす “男らしき産業的殉教者であった”
- ・ 北代 色 “字をおぼえて夕やけが美しい”

3. エンパワーメントをいま

阪神大震災の取材から

- ・ 「ひまわりの会」オモニのメッセージ
- ・ 盲ろう者「夢ふうせん」とコミュニケーション

「人権教育のための国連10年」ができるまで

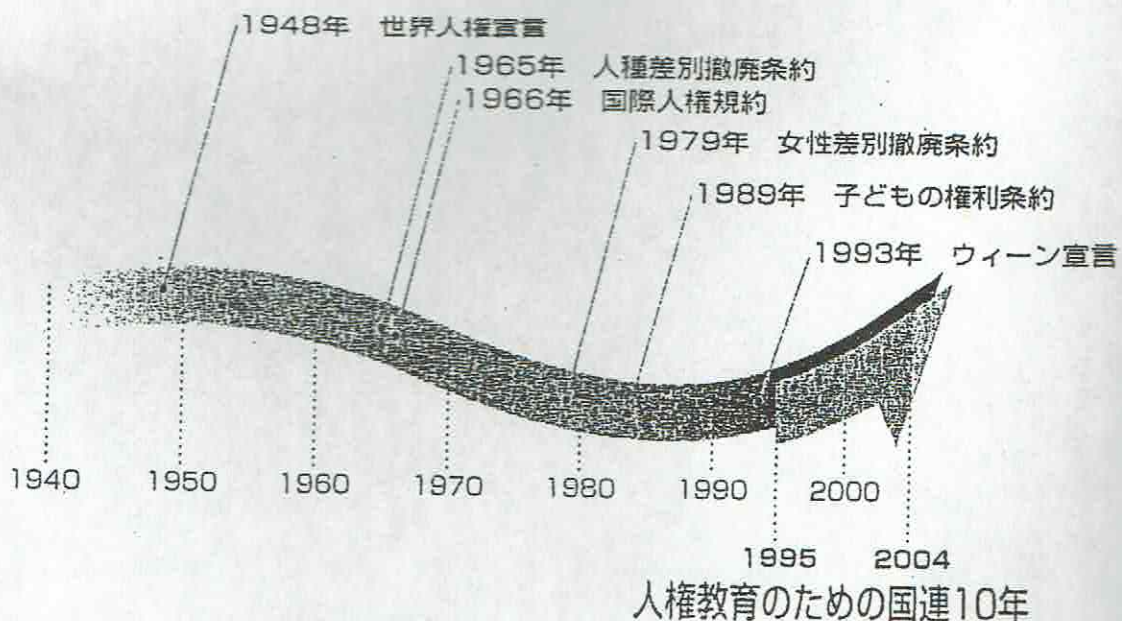
「人権教育のための国連10年」が提唱された背景

1994年12月の国連総会において、1995年から2004年までの10年間に「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

国連は1945年に設立されて以来、世界人権宣言をはじめ、23にも及ぶ国際的な人権関連条約を採択するとともに、「女性の10年」「識字の10年」など、とりわけ重要な人権課題については、「〇〇の10年」という名称で、集中的な取り組みを展開してきました。「人権教育のための国連10年」は、このような過去50年の歩みを集約するとともに、「人権の世紀」といわれる21世紀に向けた架け橋となるものです。

「人権教育のための国連10年」は、世界の人権状況に関する危機意識から提唱されました。冷戦の時代が終わった後、排外主義に起因する摩擦や紛争が各地で見られるようになり、世界的に人権教育を推進する必要があると考えられるようになったのです。

しかし他方では、人権伸長をめざす多様な動きが広がってきたことにも注目したいと思います。例えば、地球環境、南北問題、多文化共生など、グローバルな課題と人権を関係づけたり、人種、民族、性、社会的出身などの属性の違いによる差別や人権問題に加えて、先住民族、移民・難民、HIV感染者、高齢者、子どもなどの人権にも関心が高まっています。また、NGOやボランティアなど、市民による草の根のとりくみが世界的に大きく広がっています。このような人権のすそ野の広がり、今後人権教育を推進する上で大きな力となるでしょう。



世界人権宣言

採択：1948年12月10日
国際連合第3回総会

第1条 [自由平等]

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 [権利と自由の享有に関する無差別待遇]

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

メモ

357-10-10
1948年12月10日
世界人権宣言

証言・全国水平社 福田雅子 著
NHK出版 (1985) 10月号

1 創立大会前夜

一九三三年(天正二一年)三月三日、夜明けを待つ京都東山の空は、まだほの白かった。全国の被差別部落から、人間の解放を願って集まってくる人たちの心は、京都市岡崎公会堂へと馳せていた。「全国水平社創立大会」は、わが国ではじめての民衆自身の手による人権宣言の幕開けである。この日を期してその準備に忙殺されていた水平社運動創立メンバーは、前夜から京都駅前の宮本旅館に陣取っていた。最年長の阪本清一郎は当時三〇歳であった。

阪本

全国からどれだけの人が集まってくるか、それは、極まりなく不安でした。駅前から二、三軒入った宮本旅館は、駅から降りてくる人の流れが見えるのでここを本陣に選びました。絶えず様子を见到いったわけです。三月三日を水平社設立の日に決めたのは、僕らは歴史に興味を持っていたので、井伊大老の「桜田門外の変」があつた三月三日にしたのです。このときの若い浪士の志に共感があつたからです。大阪の方が、全国から集まりやすいという同志もいましたが、日本の維新革命は京都を中心に行っている。我々は維新に進む。近代的な大阪の方がいいというなら、大阪の人たちが、この問題にもっと理解を示すはずだ。それに三月三日は宣伝するのに表現しやすく覚えやすいでしょう。

阪本の親友西光万吉(二八歳)は、創立大会で発表する「水平社宣言」を起草したが、この最後の推意に、仲間と議論を重ねていた。水平社創立事務所は、阪本と西光のふるさと、奈良県御所市柏原に設けられ、その母体となつたのは、青年グループ「燕会」であつた。駒井喜作もそのひとりで、駒井が、同じ奈良県の吉野川をへだてた五条から、創立の仲間として誘い込んだ米田富は、最年少の二二歳であつた。

米田

大会に配布する綱領や決議文は、三月二日に印刷にまわしました。最後に、「宣言」の原案を西光さんが読み上げて、皆が検討したんです。その文章はなじみのない難しい文章で、若い私に批判の能力はありませんでした。ただひとつ私が意見を述べたのは、宣言文の中の「犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ」という文章です。西光さんは「自分で書いたけれど、投げ返す時が来たのだ」というのは、復讐を意味するようなことになるので、この部分は、抜きましょうか」と言われたんです。

私は反対したんです。「まあ我々の意思表示なら、せめてそのくらいのことは残しておきましょう」と。駒井君も、東京の平野君(平野小剣)もおつて、「そりやもう残しておきましょう」と言ってくれたんです。それで西光さんも固執されずに、「そうですか、それじゃ」ということで残されたのです。

水平社宣言の原案は、阪本の記憶では、いまの文章より四分の一か、五分の一くらい短かったとい

— 女性たちの全国水平社 —

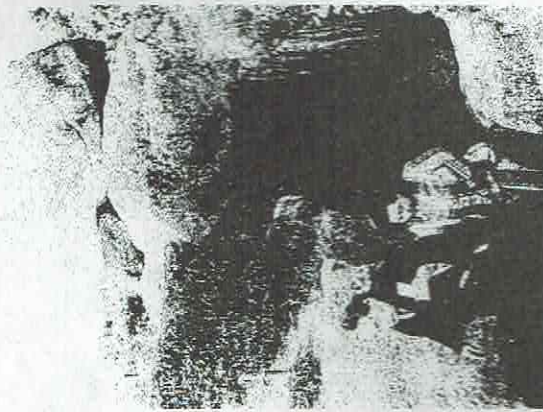
① 男らしき産業的殉教者と作家・住井すゑさん

ジャーナリスト・研究第四部長 福田 雅子

全国水平社が創立八十周年を迎えた今年、部落差別をテーマにした小説「橋のない川」の作者・住井すゑさんの生誕百年でもある。

一九八七年十月四日、奈良の明日香・石舞台古墳にご一緒したのが住井さんとの初対面であった。「この巨石の構図は、生命をかたどつたのだろうか。永遠の眠りのような気持がしますね。」五年前、牛久市内の病院で幼なじみのような柔らかな手で握手をしてくださつた日、十数回に及んだ住井さんとの対談は終つた。御所市相原の水平社創立の地で、水平社宣言の碑の前に立つたとき、住井さんは

「水平社宣言は、人間であることに自信と誇りと、何よりもしあわせを感じさせる。まさに人類の詩ですよ。」とも話された。しかし住井さんは宣言の中で、「どうし



石舞台古墳で住井すゑさんと筆者

小説では三月三日の創立までに「大日本平等会」という融和団体の大会に秀昭と祐一（西光万吉・阪本清一郎がモデルと思われ、西光万吉はこの大会で、水平社創立をアピールした）が出席、謄写印刷をした「水平社宣言」の草稿を同志に手渡すシーンを設定したのである。

こうして小説「橋のない川」では、宣言は……陋劣なる階級政策の犠牲者であり、産業的殉教者であった。……と「男らしき」を除いている。住井さんは、こう語られた。

「……部落差別がなくなつて解放運動の必要性がなく

てもおかしいと思いつづけている表現がある。それは、「男らしき産業的殉教者」のくだりである」と。

住井さんが、水平社宣言に出会つたのはプロレタリア文化運動の機関誌「種詩く人」一九三三年二月号の「水平社運動」特集であった。一九一九年、農民文学者・犬田卯さんと結婚、上京した住井さんは童話や随筆を書いて暮らしを支えておられた時期である。

当時、水平社の創立は、すでに新聞でも報道されていたが、宣言の全文に触れた住井さんがひっかつたのは「男らしき」であった。

「部落には男も女もいるのにどうしてか。」

対談の中で住井さんはこう語られた。

「男は生まれながらの貴族だという考えがありますね。男性中心社会の中で、知らず知らずのうちに身についてしまつている。部落で仕事をする人の半数は女性でしょう。」

作家・住井すゑさんは、小説「橋のない川」の第四部（一九六四年発刊）で、宣言の草稿という設定の中で、「男らしき」の文言を削除、ご自分の意志を貫かれた。

なつたときに到つても、小説「橋のない川」は絶対残ると思つています。そういう意味で、その草稿は大事なんです。」

私もまた精いっぱい反論した。

「いままでもなく水平社宣言も絶対に残りますが……」いま、宣言の起草をめぐる誰がどの部分を発案したのかという研究もすすんでいる。

水平社創立六十年を迎えたとき、創立者の最年長であった阪本清一郎さんは、私への証言で「西光万吉が書いたものに、労働運動の経験をもつ平野小剣も加わり、若い近藤光や米田富も意見をのべ合った。ともかく永遠に残るものであるから、卑下の感情を入れたいかん、高い姿勢を持たねばいかんと助言した。」と。

住井さんが逝かれてからの折々、日増しに募るのは、その頑なともいえる人間平等への強靱なおもいである。

「いま一番欠けているのは、人間に対する尊敬の念ですよ。」

住井すゑさんとの対話、最後の日に遺された言葉であった。



創立メンバー 平野小剣、米田富、駒井喜作、阪本清一郎、西光方
吉、桜田規矩三（左から）

すか。

私は、卑下の感情を入れたらいかん、高い姿勢を持たなければいかん、永遠に残るもんやから、それを頭に入れて文章を練ってくれ、ということをお初から言いよつたですわ。

飛っばい文章もでました。近藤光のものなんかはすさまじいような文章で、「君の文章は花火みたいや」と、わしはよく言うたんですが、近藤君は思想がまだ固まっていなかったと思うけど、平野君は徹底した感無党でしたから、学校も行ってないけど、文章や話はなかなかで、究極に達するようなことばを書りてましたね。

西光君が書いたのと近藤君のいいところばかりを取ってひとつにしたのですが、中でも表現はおとなしいけれども、新味のあるのは西光君のものでしたな。目的を達するまで永くこの宣言を用いるんじやから、興味で興深いものでなければいかん、と考えました。氷のような冷たさもいけないし、また情熱的なことばかり表に出してもいかん。

みんなの頭にあつたのは『共産党宣言』でしたな。いまだに送り主がわからんのですが、あの頃、『共産党宣言』が一〇〇冊か二〇〇冊、ほかーんと私の家に送られてきたことがありました。——宣言文を考えられたとき、内容を厳しくするか、人に与える印象を穏やかにするか、どちらを主に考えられましたか。

軽視されるようなことではいかん、生ぬるいようなことではいかん、我々は改良主義ではない、ということをお頭に置いていましたから、そこにはつきりした意味を含ませなければならぬ、この点を注意しましたね。真の水平をもとめる。それはひとつの闘争になる。逆襲ではなく、堂々として一個の人格を自ら生かしていく、ということが我々の望みでしたね。

う。草案は、最初創立メンバーが、それぞれ自分の気持ちもち寄って討議した。

12

阪本

みんなの書いたものを寄せ集めて、その中の普遍化していける一番いいことばを拾い上げてきているんですわ。いろんな新しい熟語で我々に通ずるようなものを、どこに当てはめるかは別にして、考えてきてくれとみんなに頼んだんです。

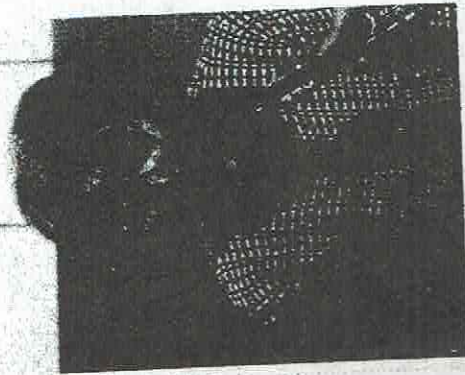
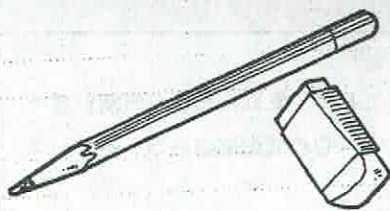
近藤光、東京の平野小剣などにも言つて、相当広く文章を集めましたよ。

——西光さんが菓つ葉服を着て京都の「角屋」の物干し台で文章を練つたというエピソードがありますね。

事実です。そうしてみんなで書いたやつを読んで、その中の語呂の通じやすいのを選んで文章化しているんです。

——阪本さんはどんなどころを苦心されたので

13



今年が国連が決めた「国際識字の十年」の中間年にあたります。いま世界で文字の読み書きに不自由している人は八億六千五百万人、このうち三分の二が女性、そして七割はアジアの国に暮らす人びとです。

国連は「二〇〇〇年までに、すべての人に教育を！」と提唱していて、九月八日には東京で世界識字会議が開催されました。この会議に出席した識字活動のリーダーが大阪の同和地区を訪れて識字学級生と交流しました。インドの低いカーストにおかれている人びとに学ぶ機会をどうつくるのか、バンラデシの農村での識字を力にした魚の養殖プログラムなど、共生ともに学び、喜びをわかち合おうと、こもこもおもいが語られました。

「文字は生きる力。そんな会話の中で私は、北代色さんが書かれた手紙の文章を、あらためて思い出していました。」

字をおぼえて夕やけが美しい — 北代色さんと識字 —

高知県の被差別部落に生まれた北代さんは幼いときから字守りや紡績工場で働き、学校の机で学ぶことができませんでした。

七十歳になって識字学級で、かなをおぼえその喜びを綴られたのです。「……いままでおもしろいことも、うけつけでなまをかいてもらっていましたが、ためしにじぶんでかいてためしてみよう。かんごふさんが北代さんとよんでくれたので大へんうれしかった。……」

夕やけを見てもあまりうつくしいと思はなかつたけれど、じをおぼえてほんとうにうつくしいと思うようになりました。……」

「もっと勉強したい。十年ながいきをしたいと思います。」と書かれた北代色さんは、十年ながいきして一九八三年に亡くなりました。

(福田 雅子)

にんげん

「橋のない川」に橋をかける

作家 住井すゑさん



(写真 牧田 運)

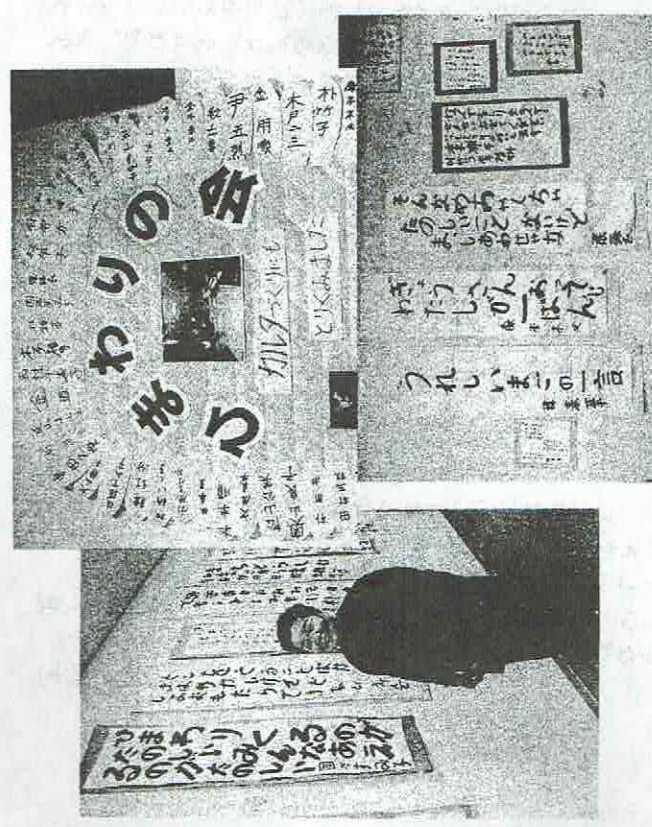
一九九七年六月十六日、九十五歳の生涯を全うした住井すゑさんの書斎の机には「橋のない川」第八部と書いた原稿用紙が遺されていた。茨城県牛久市、運味きのあじさいの花が群れ咲く庭の向こうに牛久沼がひろがって、橋が静かに渡っていく。「愛といのち」とはだしの夫婦愛三十二年の作品は、住井さんの夫・犬田卯三さんと共著のかたちをとって、二羽の鳩の姿に病を癒やす夫と「生きましようよ。」と手をとり合うシーンが描かれていた。

一九五七年七月、夫が亡くなった日から小説「橋のない川」の構想ははじまり、人間平等への執念をこめた大河のような創作活動は、人々を部落差別をなくす奔流に巻き込んでいった。執筆の取材に訪れた和歌山県の部落の寺では動乱闘争の教職員を支援した同盟休校の子どもたちが、映画「つづり方兄妹」を観ていた。(雨の中、新聞配達をして風邪をひいた少年・房雄は医者にかかれなくて息をひきとる。) 病気の場面で泣き出した子は、「人間は誰でも一度は死ぬんだから、死ぬことは恐ろしいことではない。大事なのは、どんな状態で死んでいかなければならないかということです。」貧乏と差別に殺されていくことへの子どもたちの怒りが「橋のない川」を産み出させた。「人間として闘いの文学を書かなければならないと必死の思いがあったのです。」住井すゑさんから最後におききした言葉は、「いま一番欠けているのは、人間に対する尊敬の念ですよ。きつぱりとした遺言である。」

(福田雅子)

〈人権文化を創る〉

「ちいさいしあわせ字かいた」



阪神大震災から五年目の春、神戸市長田公民館で読み書き教室「ひまわりの会」の作品発表会がひらかれました。

㊦ かあさん このよのなかにうんでくれて

ありがとう

東田 淳子

㊧ きていくのも しんどいです

朴 竹子

震災直後、この街の被害状況を調査した曹洞宗国際ボランティアの藤井隆英さんらは、倒壊した危険な住宅に避難所から戻ってきた人たちがいることを知りました。同和地区住民や在日韓国・朝鮮人の高齢者は、避難所の小学校で差別されるのを心配していました。とりわけ幼い頃に朝鮮半島から渡日、マッチ工場やゴム靴製造、炭焼きで働き続けてきたオモエたちは、自分の名前が書けなかったのです。復興住宅からバスでかけつける人もいて三十人の学習者と、主婦・学生・会社員、もと先生のボランティア十五人が学んでいます。

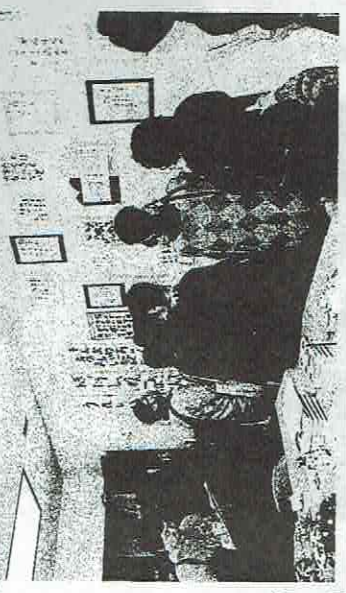
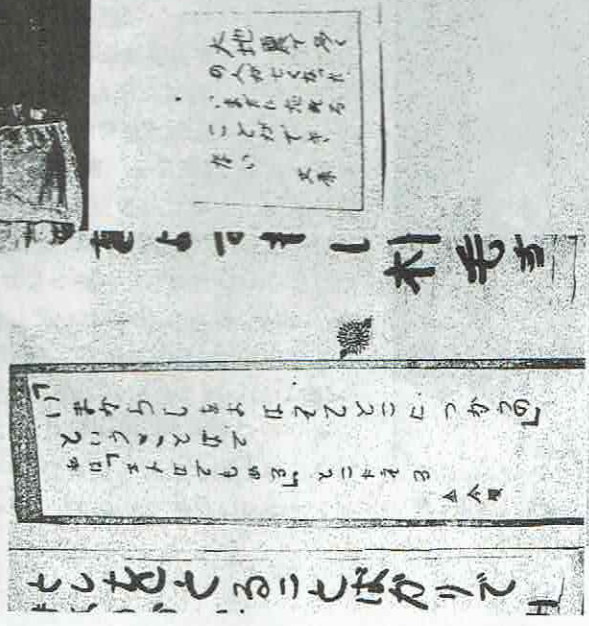
㊨ いさいしあわせじいかいた

李 福壽

そして夫から「いまからじをおぼえて、どこにつかう」と問われた金今順さんのことは

私は「なんぼでもある」とこたえる。

(文 福田雅子
写真 酒井 操)



メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes, spanning the width of the page.

2003年度

なら人権大学講座

講義資料4

2003年7月17日 (木)

13:40~15:00

講義5 宗教と平和

— 十五年戦争と宗教者の反省 —

天理大学 教授 池田士郎さん

15:10~16:30

講義6 教育考

「人、育た・ち・つ・つ・て・て」

奈良芸術短期大学 副学長 天根俊治さん

財団法人 奈良 人権・部落解放研究所
ならヒューライツステーション

宗教と平和 一十五年戦争と宗教者の反省一

池田士郎 (天理大学)

I はじめに:

II 教祖の生涯と平和の理念:

1. 教祖とその時代

天保9年から明治20年の足掛け50年の教祖としての生涯は幕末・維新の動乱期とほぼ重なり合う。

前年25年:「貧に落ち切る」歩み

⇒被差別の視点から民衆の差別意識を糾す

後半25年:「世界たすけ」の歩み

⇒無抵抗・不服従の視点から権力の横暴を糾す

2. 教祖の平和の理念

「取りめが定まる」(収穫の安定)

「謀叛の根を切る」(争いの根絶)

「病の根を切る」(病気の根絶)

「所の治まり」(平和の招来)

III 教団の歩み:

1. 一派独立請願 一国家による教会公認運動一

教祖の没後、神道直轄天理教会として認可を受け、教団としての第一歩を歩み始めたが、その歷程は「富国強兵」策の国家の歩みと重なり合う。そのなかで一派独立の請願運動が展開される。

明治21年(1888) 4月10日 東京府知事より神道直轄天理教会の認可

明治25年(1892) 12月20日 一派独立について「おさしづ」を伺う

明治29年(1896) 4月6日 内務省訓令第12号で「天理教制圧」を指示

明治32年(1899) 8月9日 内務省に第1回請願

明治41年(1908) 3月20日 第5回請願申請

11月27日 内務大臣より一派独立認可

2. 戦争と教団

明治27年(1894) 8月20日付「国家安寧在韓兵士健康」祈願の達
毎月祈願祭執行、戦費1万円献納

明治37年(1904) 2月15日付「戦争勝利兵士ノ健康」祈願の達
毎月祈願祭執行、国債購買奨励運動展開

IV 十五年戦争と天理教 — 「満州天理村」の成立と経営を通して—

*満州天理村は「世界たすけ」の一翼を担う満州布教の「たね」として始まったのか。

昭和6年(1931)9月18日 関東軍が柳条湖で満鉄線路を爆破(満州事変)

昭和7年(1932)2月18日 満州へ皇軍慰問使派遣

10月27日 第14回青年会総会で満州移民案発表

「満洲伝道、延いては海外伝道の第一歩としての満洲殖民計画は、神意の実現であると同時に、国家の事業を翼成するものである。(略)この秋に当り諸君は教祖御苦勞の雛形を体して堅忍不拔の大精神を彼の土に移し植へ、満洲をして世界の楽土たらしむることは、独り天理教の信仰者のみに与へられた特権である事を自覚して、此の壮挙を敢行せられんことを希望して止みません。」

(松村吉太郎訓話：『みちのとも』昭和7年11月20日号)

*満洲天理村を支援した国家の側の意図と現実はどうであったか。

「当地特務機関ヨリノ通報ニ依レハ関東軍側ニ於テハ天理教側其ノ後ノ態度カ軍側トノ豫テノ約束ニ違背シ更ニ軍ノ意図ニ反シタルノ故ヲ以テ(略)諸契約ハ軍ニ於テ継承スベキ旨申渡シタル(略)、今後共然ルベク指導アリ度シト申出テ之ニ対シ軍ノ企図ニ合スル様実行スルニ於テハ云々」(「外務省外交資料館資料」)

「北満の天理移民部落はその精神的統一において、生活の規律において、従って全体としての健全なる発達において最も優れたる移民村であるやうである。かかる発達は、一面においては潤沢なる該教の開拓資金に因ること少なしとせぬであらうが、一層根本的な要因は何と言っても生活そのものを規律する実行精神の旺盛なる一事であると思ふ。」

(宇田尚『対支文化工作草案』改造社、昭和14年)

昭和9年(1934)10月27日 第16回青年会総会で第1回天理村移民43家族送別式

(11月4日出発)

*天理教側の対応

「1月14日 哈市特務機関経由、満洲国軍政部最高顧問ヨリ、自警用軍銃貸下許可指令送達セラル。

16日 第四軍管区ヨリ銃器貸下及ヒ弾薬ノ払下ヲ受ケ、直ニ村へ搬入ス。

31日 村警備隊員各個教練ヲ開始ス。

2月8日 村警備隊員各個教練ヲ終リ、各戸ニ銃器ヲ貸与ス。」

(「天理村月報」第9号、昭和10年)

昭和10年(1935)9月27日 第2次移民20家族送別式

昭和11年(1936)1月 末頃 新田石太郎氏、満州人地区へ単独布教

昭和12年(1937)7月7日 蘆溝橋で日中両軍衝突(支那事変)

8月18日、「全教一斉ノ国威宣揚、出征軍人ノ健康祈願祭」執行。その祝詞の文中で暗に中国を指して「敵ふ者を打ち 罰め」とあり。この部分を含む一部を『朝夕神拝詞』の「祈願文」とし、毎朝夕奏上するように教団より指示されるが、地方の教会では、「せかい一れつみなわがこ」と仰せられる親神様にそんなことを祈願するのをいぶかる向きもあったという。(『大森町大教会史』第2巻)

昭和13年(1938)10月26日 満州天理村を青年会から教会本部に移管

昭和16年(1941)12月8日 対米英宣戦布告

「達第75号」発布：以後毎月「戦捷祈願祭」執行を指示

天理中学校長柏原義則氏の時局認識

「私の在学当時の校長は柏原義則先生であった。昭和16年12月8日、日本が米英に対して宣戦布告した日、授業前の校長訓示で、日本は本日戦争に突入したが、今の現状であれば日本は敗戦となるだろう。何故ならば米英と日本とでは実力の差がありすぎる。その上に制空権を米英が取得するならば日本がどんなことをしても負けるだろう、と話された。当時軍国主義最たる中で、私は、憲兵が校長を連行するのではないかと思った。」

(久保壽一氏の回想『養徳会報』第46号、平成14年)

昭和18年(1943) 3月12日 第3次移民先遣隊69名出発

9月10日 本隊39家族140名出発

【第三天理村移民本体入村】(『天理時報』10月3日号)

「生疏里を三角形の頂点として北に面して右三軒に大和開拓団本部のある城子部落、左四軒に一字開拓団本部のある季秀屯部落がある。(略)到着した本隊は、家屋の心配なしに新しい家(但満人家屋の改造したもの)に入ることができた。(略)開拓団といへば全然耕作された土地なく開墾を考へる人が大多数であらうが、この付近開拓団は何れも満人が既に開拓した土地をその俣すっきり受継いで更に加へて荒蕪地を開墾するのであり、(略)。大和開拓団を辞去した記者はその足で一字開拓団を訪れた。(略)こゝも目下満人家屋の改修中である、満人の大工や苦力がうづ高くつまれた建築材料によって作業している、(略)。」

昭和19年(1944) 2月23日 第1隊23家族90名出発(第3次後続隊)

2月26日 第2隊出発

2月27日 第3隊出発(以上3隊合計62家族311名)

3月5日 第4隊23家族98名出発

3月7日 第5隊22家族77名出発

3月15日 第6隊34家族129名出発

5月21日 第7隊67名出発

8月31日 第8隊24家族79名出発

昭和20年(1945) 3月9日 第9隊41家族154名出発

3月21日 第10隊38家族156名出発

3月24日 第11隊25家族143名出発

4月26日 第12隊20家族70名出発

8月末頃 第13隊52家族200名余出発予定(訓練中敗戦につき中止)

*移民募集活動の一齣

昭和20年(1945) 4月1日 米軍、沖縄に上陸(6月23日 守備軍全滅)

5月13日 『天理時報』に「昭和20年度満州生疏里村(=天理村)開拓民大募集」の広告

5月20日 以後、教庁興亜部の募集推進委員が全国巡回

(近畿地区は山田清治郎)

【二十年度移民計画進む】(『天理時報』年4月8日号)

「聖旨奉答活動として本教では昭和十八年天理村に開拓移民六百戸の送出を計画しすでに十八、十九年度四百戸の送出は大東亜省の絶大な支援と教信徒の蹶起により本年三月までに送出を完了したのであったが、昭和二十年度の送出戸数たる爾予の二百戸については本年度はその編成を新たにしてこれが実現を図り食料増産に貢献せしむべく興亜部の手によって計画をすゝめている、(略)。」

「6月9日 午前7時51分田辺発、〇〇氏同伴和歌山に向う。警戒警報発令あり、間もなく空襲警報発令さる。稲原付近にて敵機来襲に備へ座席を上げ待避状態となる。由良付近

にて警報解除さる。然しながら由良より軍隊輸送の為め退席され、東和歌山迄立往生となる。午前11時東和歌山着、下車教区着（中略）午後4時半より集合されし主事諸君へ天理村移民推進の件に就き約1時間半いろいろ懇談す。」

（山田清治郎日記『南海大教会史』第3巻所収）

* 満州天理村の総括

「満洲建国後の移民は、より緊迫した軍事的政治的必要性から、重要な国策の一つとして、一層強力に推進されることになった。つまり、それは日満両国の国防強化という軍事的使命のみならず、五族協和の先達、民族協和の中核的分子として、日満一体化を図るという政治的使命をも帯びていた。そこに、かつてのブラジル移民や、アメリカ移民のように、人口問題、農村問題の解決という経済的な目的で行われたものとの違いがあった。」（『天理教青年会史』第4巻）

「その頃の私は青年会長であったのでありますが、今日にして思います時に、私のその決心（満州に天理移民村をつくること＝引用者）は、時を得たことであつたとは思いますが、一つ足りなかつたものを感じるのであります。それは何であつたか、自分の成人ということに棚を上げて、忘れたように、ただ時が来たが故に、向うへ渡りたいという若人の血気にはやつた感じをするのであります。」

（『真柱訓話集』第25巻、昭和40年度）

V むすびに：

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

テーマ：人、育た・ち・つ・つ・て・て

奈良芸術短期大学

天根 俊治

○教育って何

○教育って何

○現代学校教育の底流

○教育基本法を読む

○新日本建設ノ教育方針

(昭和二十年九月十五日)

文部省デハ戦争終結ニ関スル大詔ノ御趣旨ヲ奉体シテ世界平和ト人類ノ福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為メ従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル

一 新教育ノ方針

大詔奉体ト同時ニ従来ノ教育方針ニ検討ヲ加ヘ新事態ニ即応スル教育方針ノ確立ニツキ鋭意努力中デ近ク成案ヲ得ル見込デアलग今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途トシテ謙虚反省只管国民ノ教養ヲ深メ科学的思考力ヲ養ヒ平和愛好ノ念ヲ篤クシ智徳ノ一般水準ヲ昂メテ世界ノ進運ニ貢献スルモノタラシメソトシテ居ル

二 教育ノ体勢

決戦教育ノ体勢タル学徒隊ノ組織ヲ廢シ戦時的教育訓練ヲ一掃シテ平常ノ教科教授ニ復帰スルト共ニ学校ニ於ケル軍事教育ハ之ヲ全廢シ尚戦争ニ直結シタル学科研究所等モ平和的ナモノニ改変シツツアル

三 教科書

教科書ハ新教育方針ニ即応シテ根本的改訂ヲ断行シナケレバナラ

ナイガ差当リ訂正削除スベキ部分ヲ指示シテ教授上遺憾ナキヲ期スルコトナツタ

四 教職員ニ対スル措置

教育者若ハ新事態ニ即応スル教育方針ヲ把握シテ学徒ノ教導ニ適進スルコトガ肝要デアル、之ガ為メ文部省ニ於テハ教職員ノ再教育ノ如キ計画ヲ策定中デアル、尚復員者並ニ産業界軍部等ヨリノ転入者ニ対シテモ同様ナ措置ヲ計画シテキル

五 学徒ニ対スル措置

勤労働員、軍動員ニヨル学力不足ヲ補フ為メ適當ナル時期ニ特別教育ヲ施ス方針デアル、又転学、転科等モ一部認メルコトトシテ目下具体案ヲ考究中デアル、尚陸海軍諸学校ノ在学者及卒業者ニ対シテハ前項ノ再教育ヲ施シタル上文部省所管ノ各学校ニ夫々ノ程度ト本人ノ志望トニヨリ入学セシメ之ヲ教育スルコトニ決定シタ

六 科学教育

科学教育ノ振興ヲ期スルコトハ勿論デアアルガ然シソノ期スル所ノ科学ハ単ナル功利的打算ヨリ出ヅルモノデナク悠遠ノ真理探求ニ根ザス純正ナ科学的思考力ヤ科学常識ヲ基盤トスルモノタラシメントシテキル

尚學術研究会議ノ運営ニ付テモ平和日本ノ建設ト世界ノ進運ニ貢献スルガ如ク其ノ研究ノ促進ニ努メテキル

七 社会教育

国民道義ノ昂揚ト国民教養ノ向上ハ新日本建設ノ根底ヲナスモノ
デアルノデ成人教育、勤勞者教育、家庭教育、図書館、博物館等
社会教育ノ全般ニ亘リ之ガ振作ヲ図ルト共ニ美術、音楽、映画、
演劇、出版等国民文化ノ興隆ニ付具体案ヲ計画中デアルガ差当リ
最近ノ機会ニ於テ美術展覽会等ヲ盛ニ開催シタキ意嚮デアル

八 青少年団体

学徒隊ノ解散ニ伴ヒ青少年ノ共勵組織ヲ欠クニ到ツクノデ新ニ青
少年団体ヲ育成スルコトトシタ、新青少年団体ハ従来ノ如キ強權
ニ依ル中央ノ統制ニ基ク団体クラシメズ原則トシテ郷土ヲ中心ト
スル青少年ノ自發能動、共勵切磋ノ団体タラシムルモノデアツテ
曩ニ学徒隊ノ結成ニ伴ヒ解散セル大日本青少年団ノ如キモノヲ復
活スルノデハナイ

九 宗教

国民ノ宗教的情操ヲ涵養シ敬虔ナル信仰心ヲ啓培シ神仏ヲ崇メ独
リヲ慎ムノ精神ヲ体得セシメテ道義新日本ノ建設ニ資スルト共ニ
宗教ニ依ル国際的親善ヲ促進シテ世界ノ平和ニ寄与セシメンガ為
メ各教宗派教団ヲシテ夫々其ノ特色ヲ活カシツツ互ニ連絡提携シ
テ我国宗教ノ真面目ヲ一段ト發揮セシムルヤウ努メテキル、尚近
ク管長教団統理者協議会及宗務長会議ヲ開催シ其ノ趣旨ノ徹底ヲ
図ルコトトシタ

十 体育

戦時中勤勞動員ヤ疎開ニ依リ身心共ニ疲労シテキル学徒モ相当多
イノデ衛生養護ニ力ヲ注ギ体位ノ回復向上ヲ図ルト共ニ勤勞ト教
育ノ調整ニ重点ヲ置キ食糧増産、戦災地復旧等国民生活ニ關係深
キ作業ヲ教育的ニ実施スル外明朗潤達ナル精神ヲ涵養スル為メ大
イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナスポーツノ復活ニ努メ之カ学徒ノ日
常生活化ヲ図リ以テ公明正大ノ風尚ヲ作興シ将来国際競技ニモ參
加スルノ機会ニ備ヘ運動競技ヲ通ジテ世界各国ノ青年間ニ友好ヲ
深メ理解増進ニモ資セシメントシテキル

十一 文部省機構ノ改革

叙上ノ諸方策ヲ実施スルガ為文部省機構ヲ改革スルノ要ヲ認メ既
ニ学徒動員局ヲ廃止シ体育局、科学教育局ヲ新設シタノデアルガ
更ニ第二次改革ガ考慮サレテキル

○連合国軍最高司令部指令日本教育制度ニ対スル管理政策

昭和二十年十月二十二日連合国軍
最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務
局經由日本帝国政府ニ対スル覚書

一 日本新内閣ニ対シ教育ニ関スル占領ノ目的及政策ヲ充分ニ理解セシムル連合国軍最高司令部ハ茲ニ左ノ指令ヲ発スル

A 教育内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ検討、改訂、管理セラ
ルベキコト

(1) 軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及び教練ハ凡テ廃止スルコト

(2) 議会政治、国際平和、個人ノ權威ノ思想及集会、言論、信
教ノ自由ノ如キ基本的人權ノ思想ニ合致スル諸概念ノ教授及
実践の確立ヲ奨励スルコト

B アラユル教育機関ノ関係者ハ左ノ方針ニ基キ取調ベラレソノ
結果ニ從ヒ夫々留任、退職、復職、任命、再教育又ハ転職セラ
ルベキコト

(1) 教師及び教育関係官公吏ハ出来得ル限り迅速ニ取調ベラル
ベキコト、アラユル職業軍人乃至軍国主義、極端ナル国家主
義ノ積極的ナル鼓吹者及び占領政策ニ対シテ積極的ニ反対ス
ル人々ハ罷免セラルベキコト

(2) 自由主義的或ハ反軍的言論乃至行動ノ為解職又ハ休職トナ

リ或ハ辭職ヲ強要セラレタル教師及び教育関係官公吏ハ其ノ
資格ヲ直ニ復活セシメラルベキコトヲ公表シ、且ツ彼等ガ適
当ナル資格ヲ有スル場合ハ優先的ニ之ヲ復職セシムルコト

(3) 人權、国籍、信教、政見又ハ社会的地位ヲ理由トスル学生、
教師、教育関係官公吏ニ対スル差別待遇ヲ禁止スル、而シテ
叙上ノ差別待遇ヨリ生ジタル不公平ハ直チニ是正セラルベキ
コト

(4) 学生、教師、教育関係官公吏ハ教授内容ヲ批判的理智的ニ
評価スルコトヲ奨励セラルベク、マタ政治的、公民的、宗教
的自由ヲ含ム各般ノ事項ノ自由討議ヲ許容セラルベキコト

(5) 学生、教師、教育関係官公吏及び一般民衆ハ連合軍占領ノ
目的及び政策、議会政治ノ理論及実践ニ就テ知ラシメラルベ
キコト

マタ軍国主義的指導者、ソノ積極的協力者ノ演ジタル役割並
ニソノ消極的黙認ニヨリ日本国民ヲ戦争ニ陥レ、不可避的ナ
ル敗北ト困窮ト現在ノ悲惨ナル状態トヲ結果セシメタル者ノ
演ジタル役割ヲ知ラシメラルベキコト

C 教育過程ニ於ケル技術的内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ検討、
改訂、管理セラルベキコト

(1) 急迫セル現情ニ鑑ミ一時的ニ其ノ使用ヲ許サレテキル現行ノ教課目、教科書、教授指導書ソノ他ノ教材ハ出来得ル限り速カニ検討セララルベキデアリ、軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セララルベキコト

(2) 教育アル平和的且ツ責任ヲ重ズル公民ノ養成ヲ目指ス新教科目、新教科書、新教師用参考書、新教授用材料ハ出来得ル限り速カニ準備セラレ現行ノモノト代ヘラルベキコト

(3) 正常ニ実施セラレツツアル教育体制ハ出来得ル限り迅速ニ再建セララルベキデアルガ未ダ設備等不十分ノ場合ハ初等教育及ビ教員養成ヲ優先セシメルコト

二 日本文部省ハ連合国軍最高司令部ノ該当局ト適當ニ連絡シ得ルヤウナ機関ヲ設ケ且之ヲ維持スルコト、而シテ連合国軍側ノ要求ニ応ジ本指令各条項ニ基イテ為サレタル実施事項ノ詳細ナル説明報告ヲ提出スベキコト

三 日本政府ノ官公吏、属僚ニシテ本指令各条項実施ニ関与スル者並ニ公立、私立ヲ問ハズ凡テノ教師及学校教職員ハ本指令ニ明示シアル政策ノ精神並ニ二条文ヲ遵奉スル個人の責任ヲ負フモノトス

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の本質に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に則し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者にたいして、奨学の方法を講じなければならない。

第4条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第5条（男女共学） 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第6条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

② 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚しその職責の遂行に努めなければならない。このために、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第7条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

第8条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

② 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第9条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない。

② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をしてはならない。

第10条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

② 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第11条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

1 日本国憲法

昭和21年11月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

【信教の自由、国の宗教活動の禁止】

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

【教育を受ける権利】

第26条 すべて国民は、法律(教育基本法第三条第二項)の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律(教育基本法第四条)の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

2003年度

なら人権大学講座

講義資料

2003年7月3日(木)

13:40~15:00

講義3 在日外国人問題

「定住外国人と共に生きる地域社会を目指して」

奈良教育大学

教授 田淵 五十生 さん

15:10~16:30

講義4 「差別の現実」に深く学ぶ」

— 「同和」教育の原点、識字運動 —

向野地域産業と歴史研究会

事務局長 岡本 次男 さん

1. はじめに……アクティビティーを通して多様な見方、考え方を知る
 - ①これは何に見えますか？
 - ②同じシールのヒト集まって！
2. 活動の振り返りから
 - ①「一国の英雄は他国への侵略者」
 - ②依然として脱却できない「脱亜入欧」 アジア人蔑視の風潮 「チョコリと花」
 - ③マジョリティーとマイノリティー 仲間を持つことの意味
3. 奈良県における外国籍住民
 - (1) 在日コリアン…多様化する生活実態、分散居住
 - ・帰化、国際結婚の進行…朝鮮半島にルーツを持つ人々の増大 帰還事業の見直し
 - ・北朝鮮バッシング…権力者と民衆、本国と在日住民を分ける
 - (2) 中国…「残留」孤児の呼び寄せ家族、国際結婚（安い住宅と3K職場）
 - ・特別な歴史的経緯、未解決の戦後処理、生活保護では対応困難（中国帰国も視野）
 - ・ステレオタイプ…マスメディアの報道姿勢=かつてのコリアン差別の再生産
 - (3) 国際結婚の配偶者…中国、フィリッピン 韓国、タイ 結婚仲介業者の介在
 - ・日本女性の結婚願望の低下で今後も継続する、地縁と血縁関係で増加中
 - ・ダブルの教育問題：国籍は日本で把握困難、DVを含めて母親の適応問題、
 - (4) 南米日系労働者…ブラジル人、ペルー人、定住するか帰国するか岐路の生活基盤
 - ・不安定な生活…雇用・住居（請負業者）、医療（無保険）、不登校（児童労働）
4. 「外国人の3つの壁」…自己実現を阻む壁←ソーシャル・サポート・システムの必要性
 - (1) 「言葉の壁」…ニュー・カマーに共通する ← 外国人にとっての「医、職、住」
 - ・多言語サービス…医療、教育、行政への平等なアクセス
 - ・日本語教室…生活相談を兼ねた読み書き教室、彼らの能力活用なしでは社会的損失
 - (2) 「制度の壁」…形式的平等と実態的差別、「壁」から救済する網（ネット）の創出
 - ・実態に応じた制度改革…子どもの夢を叶えた制度的な支援、「帰国者特別枠選抜」
 - ・積極的な支援策…アフアマティブ・アクション、日本語支援→民族学校への支援
 - (3) 「こころの壁」…偏見の除去、ステレオタイプ 伝聞や風聞により形成される
 - ・社会啓発…マイナスをゼロ、ゼロをプラスにする啓発活動 多文化共生社会
5. むすび……支援者と当事者の組織化 ネットワークキング 居場所づくり
 - ・外国人保護者の会の活動

全国の外国人登録者数

① 韓国・朝鮮	635,269
② 中国	335,575
③ ブラジル	254,394
④ フィリピン	144,871
⑤ ペルー	46,171
⑥ 米国	44,850
⑦ タイ	29,289
⑧ インドネシア	19,346
⑨ ベトナム	16,908
⑩ 英国	16,525
その他	143,240
合計	1,686,444

(『国際人流』より2000年末)

奈良県外国人登録者数 (2002年末)

① 韓国・朝鮮	5,796
② 中国	2,140
③ ブラジル	1,055
④ フィリピン	451
⑤ 米国	333
⑥ ペルー	264
⑦ タイ	143
⑧ 英国	114
⑨ オーストラリア	90
⑩ カナダ	89
合計	11,065

(『在留外国人統計』(平成14年版より))

Handwritten signature or scribble at the top of the envelope.

1000

1000



1000



200 대한민국의 KOREA



100 대한민국의 KOREA

田 鎬 潤

全北 群山市 少竜洞 少竜国校
SEOUL 573-400 KOREA



田 淵 五 十 生 先 生
日 本 国 京 師 京 良 教 育 大 学
630 JAPAN.

PAR AVION

詩人 石原吉郎 「花であること」

花であることでしか
 拮抗できない外部というものが
 なければならぬ
 花へおしかぶさる重みを
 花のかたちのまま
 おしかえす
 その時花であることは
 もはやひとつの宣言である
 ひとつの花でしか
 ありえぬ日々をこえて
 花でしかついにありえぬために
 花の周辺は適確にめざめ
 花の輪郭は
 鋼鉄のようではなければならぬ

大阪府議会の八木議員(88)＝5日
 (1)＝が先「花であること」の議会一般質問
 で、94年度に実施した母校の卒業
 式でチマ・アオザイ、中国の民族
 衣装を着た生徒を見た印象を、「ど
 こか、キャバレーに来たみたいだ
 った」と話した。この発言を、大
 阪府高等学校教職員組合(大阪高
 教組)は「民族固有の文化を揶揄
 (やゆ)する発言で見逃ごせない」
 などと反発。八木議員は「言葉が
 足りず、誤解を出した。反省して
 いる」とし、議事録から問題部分
 の削除などを申し出る意向だ。
 八木議員は一般質問で、府立高
 校への民間人校長の登用や職員室
 の整備のあり方について取り上げ
 た。具体的な質問に入る前に、こ
 の日、民間人校長が採用された府
 立高津高校の卒業式に行き感じ
 たことと、94年に母校である別の
 高校の卒業式に出席した時に感じ
 たことを比較。母校について話す
 際、朝鮮民族の伝統衣装のチマや
 チョゴリ、ベトナムのアオザイ、

卒業式にチョゴリやアオザイ姿

「キャバレー
 ちゃうか」

大阪府議会で議員が発言

チャイナドレスを着た生徒がいた
 ことに触れた。

大阪高教組は週明けにも、八木
 議員に発言の撤回と謝罪を求め抗
 議する方針。幹部は「式に臨んだ
 生徒の気持ちに対する配慮も感じ
 られない」と批判している。

八木議員は「民族衣装は、その
 民族の人たちに最も似合う美しい
 服装だと思っており、揶揄する気
 持ちは全くなかった。ただ、振り
 返ると、誤解を受けても仕方がな
 いと感じており、私の発言を不快
 に思われた人におわびしたい」と
 話した。【土居和弘、宇城昇】

八木議員の発言内容

どうも皆さん、こんにちは。

(この後、28日に参加した府立高
 津高校の卒業式が「素晴らしい卒
 業式だった」と、印象を詳しく話す)

あそこ(高津高校)は制服がござい
 ませんので、全員私服、女性は振り袖姿。
 非常に華やかな式でございました。まあ
 あの、以前、(母校の校名を挙げ)はそ
 れだけでなしに、チョゴリ、チマ、アオ
 ザイ、それからチャイナドレスで、どこ
 かキャバレー来たんちゃうかな、そんな
 ような卒業式もございました。

『生徒がチョゴリを着るとき』(明石書店 1992)
 の中で、藤原史朗は、「花」=チョゴリに
 置き換えて、次のように読みといている。

「チョゴリ」へかぶさる重みを
 「チョゴリ」のかたちままおしかえす、
 そのとき「チョゴリ」であることは、
 もはやひとつの宣言である。

朝日34
 「キャバレー」発言
 大阪府議が訂正
 大阪府議会の本会議
 で、チマ・チョゴリなどの
 民族衣装姿が見られた府
 立高校の卒業式を「キャ
 バレーのようだ」と述べ
 た八木府議は3日、会
 中と四一議長に発言の訂
 正を申し入れ、許可され
 た。同日、「キャバレー」
 の表現を府議会ホームペ
 ージから削除し、議事録
 も同様の処置をとる。

中国残留邦人 安住の地どこ

「祖国」で孤立…悲劇

中国残留邦人が思いを募らせた祖国。苦難を経てたどる着いた日本は、安住できる場所なのか。(井田香奈子)

「中国に帰りたい。帰りたい。」

神和地獄の法廷で、中国残留日本人孤児だつた高野好子被告(公)は、声を震わせた。涙まで伸びた髪には、白髪が増えていた。

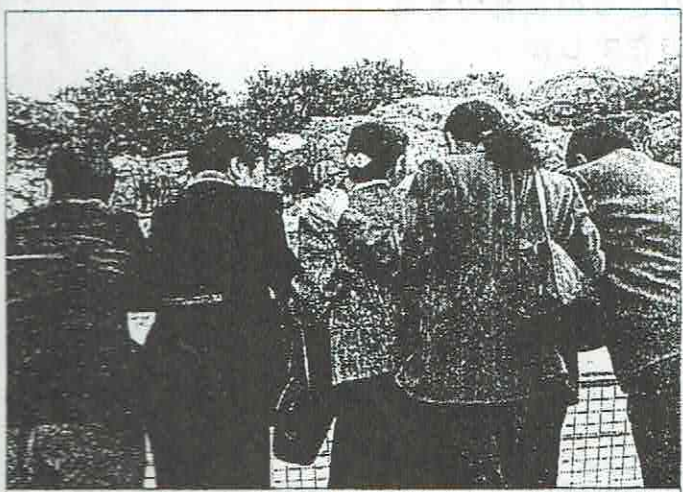
四年前に永住帰国した。夫、三女と今年三月、三女の夫を殺して遺体を切断、山林に捨てたとして、殺人、死体遺棄の罪で逮捕、起訴された。

第一回公判があった十一月十六日、最後の来訪訪問調査を終えた中国残留日本人孤児一行が、成田空港を去った。

三人の供述や証言から、帰国者一家の希望と現実との、埋めがたいギャップが浮かんでくる。

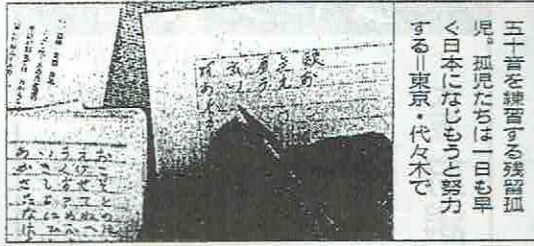


暴力…離婚もできず妻は夫を殺した



訪日調査の合間に、水族館を見学する残留孤児たち＝東京都品川区で

敗戦後、中国東北部に取り残された高野被告は一九九五年、夫と埼玉県蕨市村に永住帰国した。一年後、三女夫婦も来日した。...



五十音を練習する残留孤児。孤児たちは一日も早く日本になじもうと努力する＝東京、代々木で

事件があった日は、養育費を払って三女と別れるよう、父母が夫を説得して来ていた。...

その直前、収入の行方を問い詰められ、夫は中国の実母に三百万円を送金したと明かした。

永住狙い 偽装結婚の標的に

「(給料を)全部、中国に送金したと言われて...。彼が私をだましていなかったら、私はほんるさる。」

数年前、東北地方に住む残留邦人三世の女性のもとに、中国で知り合った北京大卒の男性が...

「中国帰国者の会」(東京)の長野若夫事務局長は指摘する。「家族の国籍が分断し、日本と中国を行き来せざるを得ない状況の中では、少なからず残った家庭で、事件は起り、残存邦人はその子、孫の世代まで、

帰国生徒、悩み深く

「帰国してから両親の仲が悪くなってしまった。どらすれはいいんだ」「日本語で勉強する大変さを、親は分かってくれない」

不就学や不登校の外国人の子ども向けの日本語教室。ゲームをしながら楽しく学べる—静岡県浜松市立瑞穂小学校で



南米日系人の子を学校へ

多くの南米日系人が暮らす市町村で、その子どもたちの教育問題が深刻化している。学校に通い始めても言葉の壁からなじめなかったり、学費負担が大きすぎて私立のブラジル人学校に通えなかったりして、不登校や不就学の子どもが増えている。そんな中、ブラジル人住民の数が多い静岡県浜松市など、独自の支援策に乗り出す自治体が出てきた。

(西宮 公)

浜松市に住む日系ブラジル人のノセ・カレンさん(10)は、両親と弟(8)と1年前に来日した。姉弟とも小学校に通っていない。

「学校に行きたい。けれど、毎日、家の手伝いをしてるの」とカレンさんはいう。来日前はブラジルの小学校に通っていた。

両親はいずれ帰国するつもりだ。一家と知り合いの通訳ボランティアは「親は言葉の問題や将来のことなどを考え、子どもをブラジル人学校に通わせたいが、学費負担が大きすぎて難しいようだ」といふ。

600人通わず

同市周辺は自動車など製造業が集まる企業城下町。90年の出入国管理法改正後、職を求めて日系人が来日するようになり、93年ごろから家族を呼び寄せて定住する人が増えた。現在、市が把握しているだけでも国内最

多の約1万2000人のブラジル人が生活する。小中学校に通える年齢の外国人は約14000人いるが、公立校に通っているのは約8000人だけだ。

公立校に通い始めても、日本語の授業が分からなかったり、友達となじめなかったりして不登校になる例が多いという。

市は93年度から、公立校に通う外国人の子ども向けに日本語教室を設けた。5月からは不就学や不登校の子どもを対象に、市内の小中学校1カ所で日本語教室を始めた。

放課後、ボランティアが週3回、日常会話を教え、市は教材費などを出す。今のところ8〜16歳の10人が学んでいる。安井寿男・市国際室長は「このままだと子どもたちは日本社会になじめないまま大人になってしまう」と懸念する。

外国語で授業

ボランティアで子どもたちに教える日系ブラジル人の井上エロイザさん(37)は「学校に行かず公園で遊んだり、家でゲームをしたりしている子は多く、日系人社会でも深

不就学深刻 行政が対策

壁の学費...言葉の重

刻に受け止めている」と話す。

約5500人のブラジル人が暮らす愛知県豊田市。同市でも、来日後の児童や不就学児を対象に日本語教室を始めた。

ブラジルとペルー出身者が人口の約13%を占める群馬県大泉町は町内の全小中学校に日本語学級を設け、ポルトガル語とスペイン語で教えている。

三重県四日市市は、市立保育園の保護者あての連絡や献立表などをポルトガル語などに訳したり、家庭訪問に通訳を同行したりして、家庭との対話を深めている。

私立校も登場

日系人社会で母国語による教育の場を作ろうという動きも出ている。浜松市では4月、私立のブラジル人学校「EAS」が開校した。市内で3校目で、幼稚園から高校までの3〜17歳の児童・生徒約200人が周辺の市町村から通う。

EASは8年前、豊田市で開校したブラジル人向けの学習塾が母体。最初は小さな個人塾だったが、年々大きくなり、現在、愛知県豊田市や三重県鈴鹿市など5カ所で運

営されている。授業はブラジルとほぼ同じで、先生もブラジル人だ。帰国後も単位として認められる。ある生徒は「言葉が通じる友達がいれば楽しい」と言う。親の安心感も大きい。

しかし、公的補助はななく学費負担は大きい。関東地方などに4校あるブラジル人学校「ピタゴラス」浜松校では、授業料や送迎バス代、給食費など月約6万円が払えずに辞めた子もいるという。

外国人の生活相談に乗る浜松市国際交流協会の秋山智子相談員は「親の失業で学費が払えなくなったり、仕事に追われて子どもの教育に気が回らなかつたりしている例も多いようだ」と話す。

一方、同じ問題を抱える自治体間で連携する動きも出てきた。5月初め、南米日系人の住民が多い13自治体の国際交流の担当者らが浜松市に集まり、教育や医療などの問題に取り組み

「外国人実住都市会議」を立ち上げた。10月には首長が集まり、定住する日系人のすべての子どもが学校に通えるよう、法律の制定などを求めていると述べた。

「日本語話せないとダメ」

県住から日系人ら排除

滋賀県が独自要領

滋賀県が「日本語が話せない」という理由だけで、日系ブラジル人ら外国人を県営住宅の募集対象から除外していることが分かった。公営住宅の運営などを定めた公営住宅法は日本語能力を入居基準にしていなが、県は独自の要領を設けて申し込みを拒否。支援グループは「同じように税金を払っているのに、公共サービスが受けられないのはおかしい」と批判している。

「税金払っているのに」 支援者批判

県内には約3000戸の県営住宅があり、税金未納納や、収入が一定額未満であることを条件に入居を受け付けている。外国人でも在留資格1年以上なら入居でき、県住宅供給公社によると、現在の外国人の入居は約150世帯、うち日系ブラジル人は約80世帯。ところが、県は94年に

「か」と説明している。国土交通省は「各県の判断で、実態は把握していない」としているが、滋賀同様日系ブラジル人が多い愛知、静岡両県などでは日本語の条件はない。約5万1000人のブラジル人がいる愛知では、ポルトガル語で入居説明会をしたり、英語など4カ国語のパンフレットを作成。静岡も5カ国語のパンフレットを作るなど、日本語ができなくても申請できる仕組みになっている。

90年の出入国管理法改正で日系2、3世とその家族に定住資格が認められ、就労目的で来日する日系人が急増。製造業が盛んな滋賀でも近畿最多の約1万人の日系ブラジル人が働いている。しかし、連帯保証人が必要な民間の賃貸住宅に入るの難しく、従業員寮などで生活。リストラ対象になりやすく、仕事とともに住居も失うなど生活は不安定で、公営住宅へのニーズは高い。同県で日系ブラジル人を支援しているNPO(非営利組織)「日本ブラジルゆいあいネット」によると、窓口で対応すらしてもらえないケースが後を絶たず、相談に来て入居を拒否された状況を話しながら泣き出した女性もいたという。代表の松井高さん(55)は「来日したブラジル人が日本語を学ぶのは当然だが、その前に日本人社会が拒絶している」と批判している。【平野光芳】

宴の後に悲哀 私が甘かった

事務員 林 裕子
(名古屋市長 38歳)

82.9.26
日韓共催のワールドカップには、人並みに感動して両国の友好を感じ、目ごころの不満は適当にやり過ぎて、日常にとっぷりつかつて満足していた。そんな私の目を覚ましてくれる出来事があった。

子どもが大きくなり、アパート探しを始めた。お値打ちな物件を見つけた。だが、不動産屋は言いづらそうに「この大家さんは外国人はお断りなんです」と言っただけ、押し黙った。

「日本人の義兄を保証人に立てますが」と卑屈さを感じながら食い下がると、「入居者本人が問題なので」と言われた。過去に同様な経験があるが、7年も

たつたから状況も変わっただろうと思つた私の気持ちに甘さがあった。

否、それ以上に、裕福ではなくても「それなりの生活」が私に現状を肯定させ、感性を平板なものにさせてしまっていた。W杯の宴の喧嘩は静まり、日常は続いてゆく。変わったこと、変わらないことをありのままに認め、「心地よいあきらめ」に身をゆだねず、自分の痛みを手がかりに世の中を見つめてゆきたいと思つた。

差別の現実によく学ぶ

—「同和」教育の原点・識字運動—

1. わが同和教育実践入門

- 1962年「同和」教育実践の第一歩として、長次生を主たる対象として地域内に夜間学習会を創設。

2. 識字学級参加

(1). 差別の現実を学ぶ、非識字の苦悩。

- 辛かった子どももの授業参観
- 一人で買い物ができない。
- 乗車券の自動販売機が怖い。
- 役所や銀行、病院で、

あらゆる生活の場で不自由と恥辱が、口惜しさか。

(2). 識字の知己Fさん、その出会いから

- 生いたち
- 小4で通学の意志を断たれる
- 中学校入学、一学期で学業中断
- 奈良県下の靴屋に徒弟奉公
- 年期明け、大阪市内の製靴店に就職
- 電車内で若い母と子の対話に識字への願望高まる
- 小規模の衛生会社に転職
- 読みがなをつけてもらった教本をまる暗記して運転免許試験に合格
- 識字学級入級、真剣な学習始まる。

- 廃棄物処理管理技術者試験に挑む。三度目の試験に合格。

- 新設の廃棄物処理工場に工場長として赴任。

- 1981年53歳で夭折。

(3) 共に地域に生きる二児の母の語りから。

- 小学校に行けなかった私。

- 放課後の教室にただ一人悲哀の想像の時を過ごす。

- 近所の年上の女性に字を学ぶ。教科書は漫画本。一字を憶えるのに二日も三日もかかる。

- 地域産業の労働に従事。

- 40歳を過ぎ、責任者となり字も計算も必要となり識字学級入級。

- 自らの生の歩みを文に綴る

3. 結び

私は、体を震わせ、涙と共に語られる識字生の告白に、被差別の重みが如何に重いかを覚醒の思いで感得してきた。そして全国同和教育研究協議会が一貫して掲げてきた「差別の現実に深く学び、生活を高め、子どもの未来を保障しよう」のスローガンを体質化することができたかと思っている。そして、識字運動に参加して、自己の人間変革の道を歩み得ることに大きい喜びを感じている。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

2003年度

なら人権大学講座

ワークショップ資料

2003年6月19日（木）

13:40～16:30

人権ワークショップ

「21世紀の人権教育 わたしOK、あなたOKから始めよう！」

HEAL ホリスティック教育実践研究所
所長 金香百合さん

財団法人 奈良 人権・部落解放研究所
ならヒューライツステーション

してること ●仕事や地域活動、ボランティア

10/

人権・同和教育で

思いがけず言葉 (キーワード)

(HEAL・金香百合作成)

今日の名刺

自分の言葉で、自分と語る

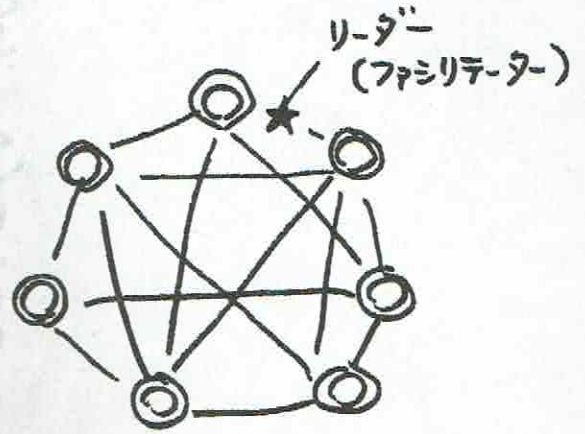
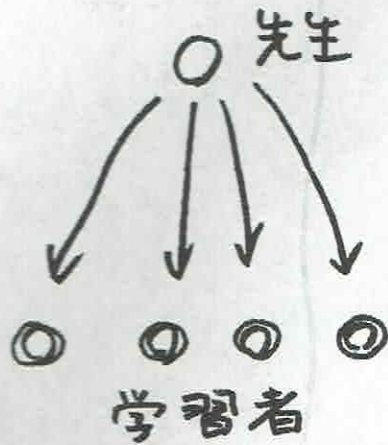
好きなもの、好きなこと……

はあに

アハハ



[一斉講義型学習] と [参加体験型学習]



一方通行	方向	双方向・多方向
知識・結果	重宝	考える・プロセス
無知・無力	学習者	いろいろな力をもっている
先生	進行	リーダー (ファシリテーター)
先生	主役	学習者
1つ・先生がもつ	答え	たくさん・人それぞれにもっている
かきくけこ た たい かい かい い い い い	全体イメージ	あ・い・う・え・お あ い う え お あ い う え お あ い う え お
知識の共有	プラス面	自分で考えの行動につながりやすい
大人数で効率よい	マイナス面	時間がかかる・小人数
忘れる・行動に つらみ		

気づきのメモ

ワーク① きくこと

聞くと聴く

- | | |
|---------|---------|
| 1. 身構え | 1. 関心 |
| 2. 先入観 | 2. まなざし |
| 3. 思い込み | 3. うなづき |
| 4. 決めつけ | 4. 共感 |
| 5. 教え方 | 5. ひみつ |
| 6. 変え方 | |
| 7. 説教 | |

全身を耳にし
+ 心の心を
かきあつめて行く

ワーク② ほなすこと

- (1) 自己覚知 (自分を意識化して)
- (2) 自己開示 (自分について語り)

① 今の元気度は?

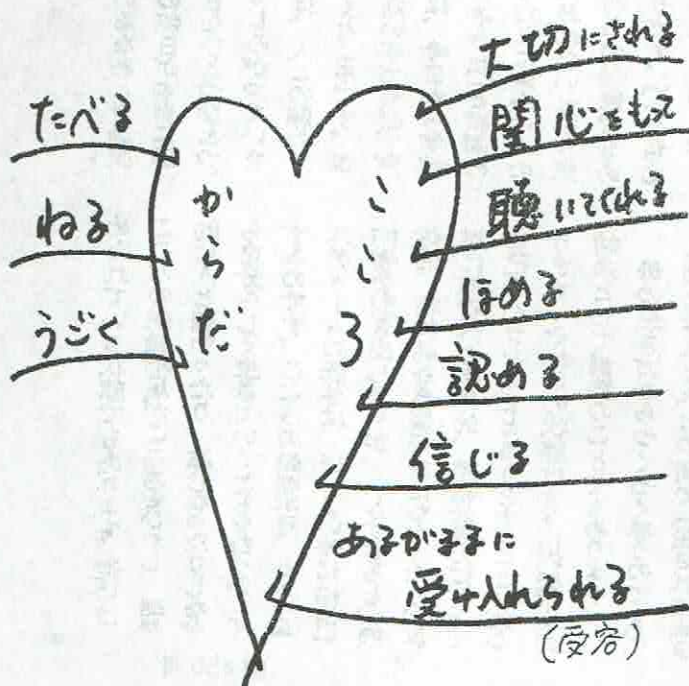
◯ %

② 名前の意味や由来は?

③ どんな子にもでしたか?

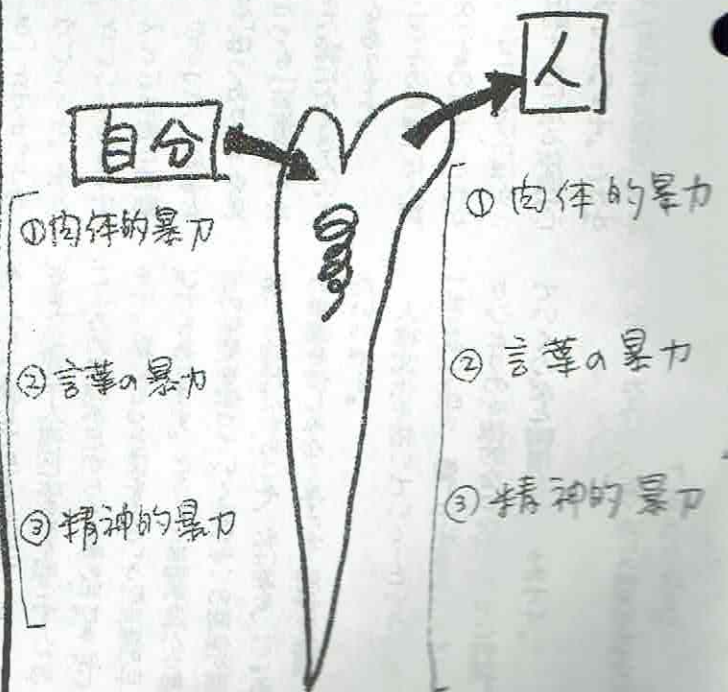
ワーク③

からだの栄養・こころの栄養



ワーク④

栄養不足の時の私は?



21世紀の人権教育 ～わたしOK、あなたOKから始めよう！～

金香百合 [HEAL(ホリスティック教育実践研究所)]
*カ カンリ ヒール

1. ウォーミングアップ あいさつを交わす～人と関わる基本～参加体験型学習

2. 対人援助者としての私たちに必要な力

- 1) 人間理解力—「自分を知る」ことを通じて人間を理解する—自分をあたたかく見つめる習慣
 - <自己覚知>自分を意識化すること
 - <自己開示>自分についてこころひらいて語る
- 2) 対話力 —「はなす」「きく」…<聞く>と<聴く>

3. 自尊感情とエンパワメントの視点からみた人間理解—金香百合の自尊感情・栄養理論

- 1) 人間に必要なふたつの栄養
- 2) 栄養が足りていると—自尊感情が高まり、エンパワーがおこる
 - * 自尊感情—私OK、あなたOK
 - 自己中心感情—私だけOK
 - * エンパワー
 - 環境や関係性の中で、自分らしさの可能性がいきいきとひきだされている状態。内在する力が引き出されていること。
- 3) 栄養が不足すると—暴力性が引き出される
 - ・ 人に向かう暴力
 - ・ 自分に向かう暴力

4. 自尊感情の高い人々の特徴 → 私OK、あなたOKのコミュニケーションを学ぶ → アサーション(積極的自尊回復)

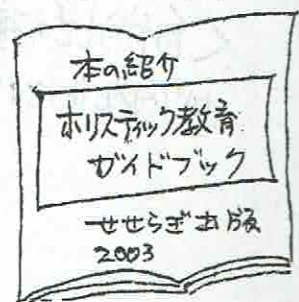
- 1) オープンマインドである。自分と他者に対して開かれている。人間の基本的信頼感
- 2) 変化に強い、変化をつくりだす、変化を楽しむ
- 3) 既製の考えや因習にとらわれず、合理的な考えをする
- 4) ジェンダーフリーである 男らしさ・女らしさに固執しない 両性具有的
- 5) あるがままの自分らしさを受け入れ、楽しみながら変化成長していく

5. なぜ、栄養不足から自尊感情が低められ暴力が蔓延するようになったのか?

- 1) 20世紀がもたらした大革命 工業化社会—モノで豊かに幸せになろう
- 2) 経済至上主義の価値観
- 3) 経済至上主義がもたらした複合汚染的状況の実態

6. まとめ・21世紀も人権の文化で倉り。ため。に。!

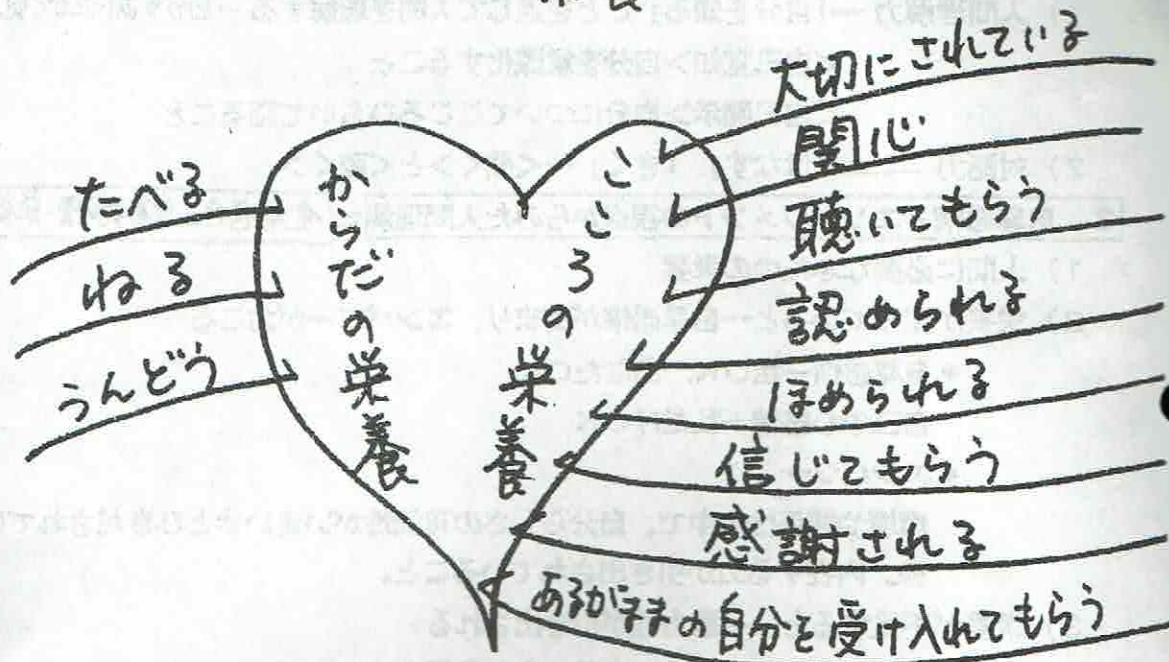
- 1) 自分の可能性を信じる → 対人援助者としての自分の限界と可能性の両方を知る。
- 2) 人との関係の中で自尊感情を高める (私OK、あなたOK)
- 3) 自分の可能性に挑戦する
- 4) 他人と対話していく意志をもつ
- 5) 私をよくする、家庭をよくする、地域をよくする、社会をよくする
 - ・ からだの栄養やこころの栄養が循環するような関係
 - ・ 人間を阻害、排除するような制度や仕組みをかえていく
 - ・ モノとのつきあひ方を考える



A 人間をミクロな視点でみる <金香百合的人間観>

① 人間に必要なふたつの栄養

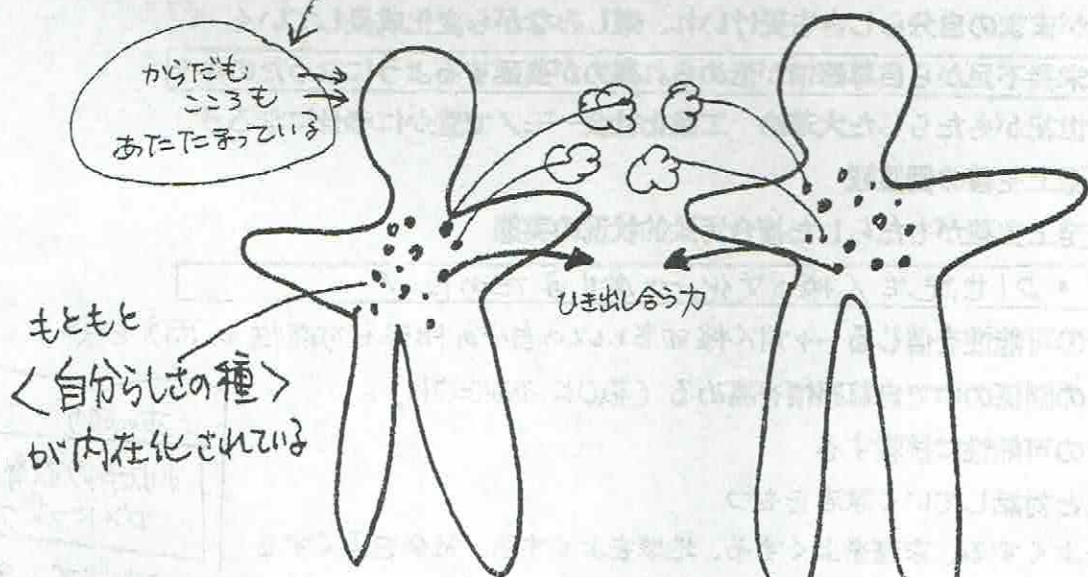
金香百合の「自尊感情栄養理論」



② 栄養が足りていると、エンパワーが実現する

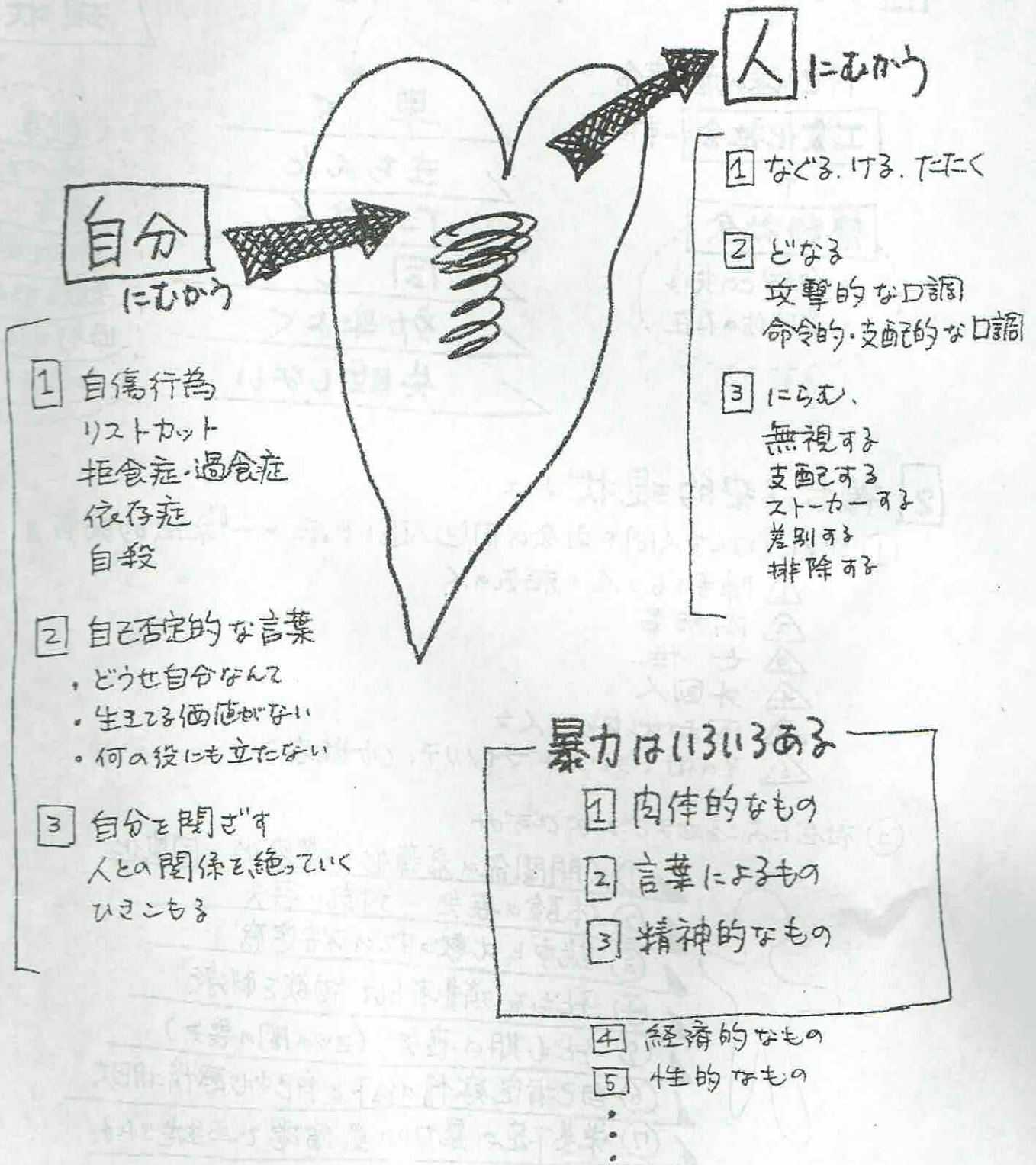
セロトニンが高利

力が引き出されている *エンパワメント(名詞形)



あなごの関係を環境の中で、自分の力が引き出されている状態

③ 栄養不足は「暴力性」を引き出す



B

人間をマクロな視点でみよく金香百合的現状認識

① 20世紀の価値観『経済至上主義』がもたらしたものの

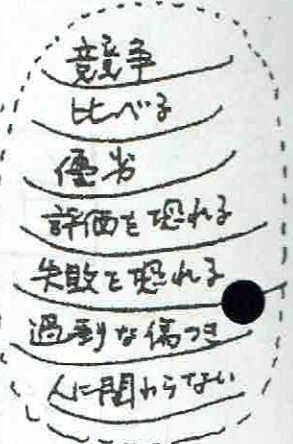
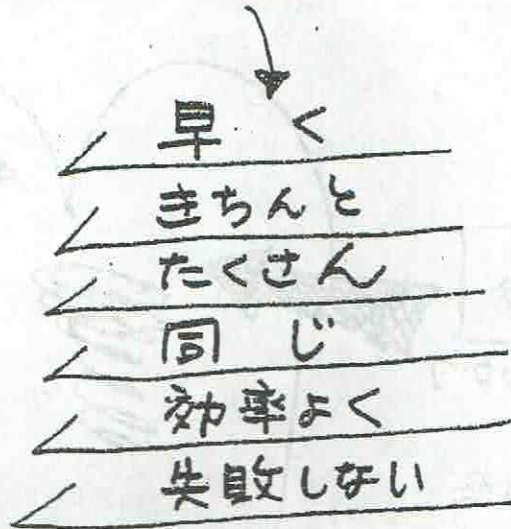
複合汚染的現状

19世紀末の産業革命

工業化社会 の本格化

↑
農村社会

- ・自然との共存
- ・共同体の存在



② 複合汚染的現状とは

① 次々にいろんな人間を社会の周辺へ追いやる — 『社会的弱者』

- ① 障害をもつ人・病気の人
- ② 高齢者
- ③ 女性
- ④ 外国人
- ⑤ 同和地域の人々
- ⑥ その他 いろいろなマイリティ (少数者)

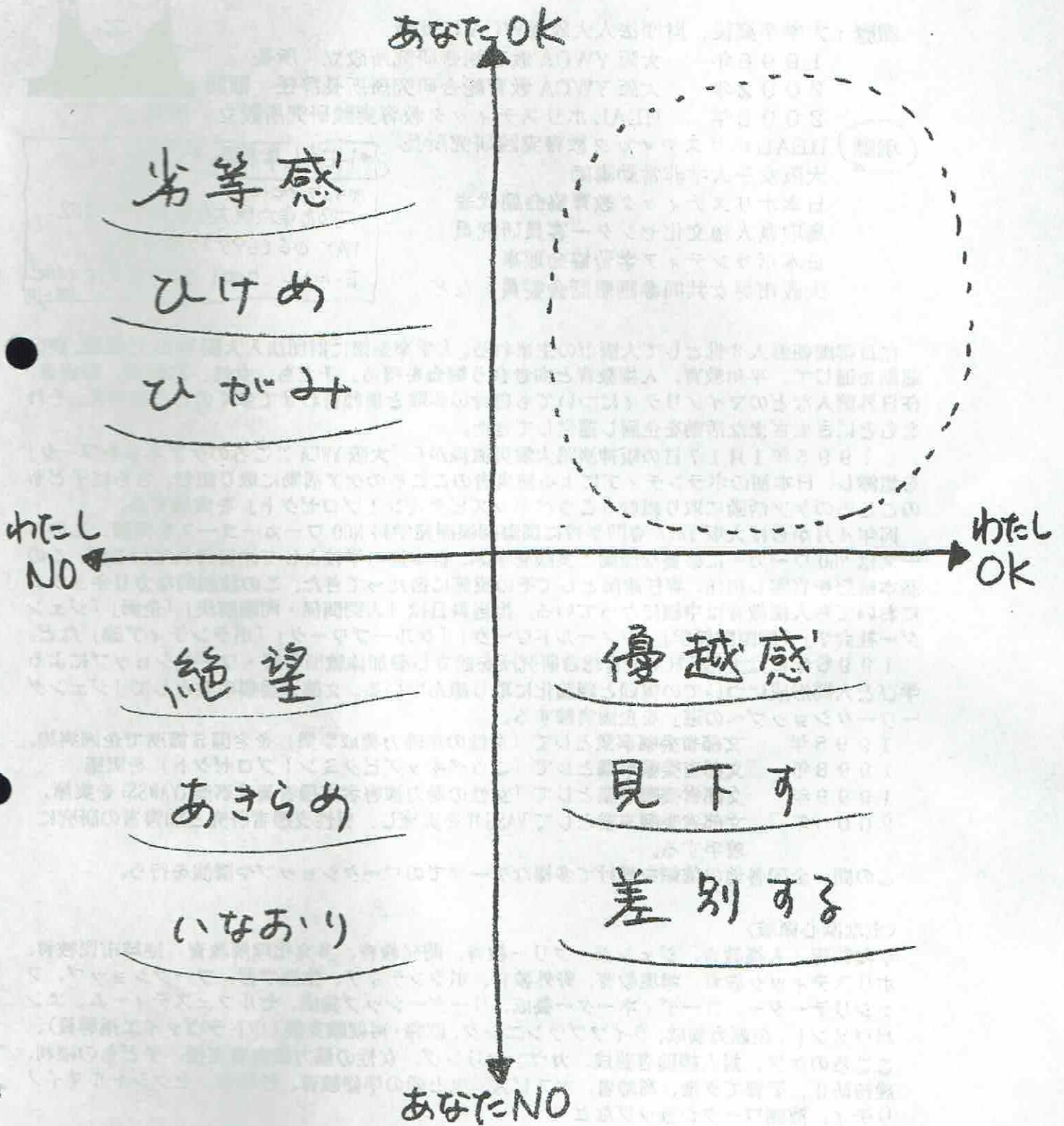
② 社会によるせきぞきりなひびき



- ① 人間関係の希薄化と濃密化・同質化
- ② 体験の喪失・対話の喪失
- ③ 競争と比較の中での不安定感
- ④ 子どもを消費者として物欲を刺激
- ⑤ 子ども期の喪失 (ミツア間の喪失)
- ⑥ 自己肯定感情の低下と自己中心感情の肥大
- ⑦ 栄養不足の暴力が 悪循環で再生産され

(HEAL・金香百合作成)

人間関係のくせ



T.A. 監修
(HEAL・金喬百合作成)



職歴：大学卒業後、財団法人大阪YWCAに就職

1996年 大阪YWCA教育総合研究所設立 所長

2002年 大阪YWCA教育総合研究所所長辞任 顧問

2002年 HEALホリスティック教育実践研究所設立 所長

現職 HEALホリスティック教育実践研究所長

大阪女子大学非常勤講師

日本ホリスティック教育協会副代表

鳥取県人権文化センター客員研究員

日本ボランティア学習協会理事

大阪市男女共同参画懇話会委員、など

HEAL事務局

〒537-0012

大阪市東成区大今里1-2-5-202

FAX 06(6973)4058

E-mail heal 0407@iris.eonet.ne.jp

在日韓国朝鮮人3世として大阪市の生まれる。大学卒業後に財団法人大阪YWCAに就職。YWC運動を通じて、平和教育、人権教育と向き合う機会を得る。子ども、女性、高齢者、障害者、在日外国人などのマイノリティについても自身の体験と重ね合わせて多くのことを考え、それをもとにさまざまな活動を企画し運営してきた。

1995年1月17日の阪神淡路大震災直後から「大阪YWCAこころのケアネットワーク」を組織し、日本初のボランティアによる被災者のこころのケア活動に取り組む。さらに子どものこころのケア活動に取り組む「こうべキッズビタミンIプロジェクト」を実施する。

同年4月からは大阪YWCA専門学校に国際関係開発学科NGOワーカーコースを開講。このコースはNGOワーカーに必要な理論と実践を学ぶ、日本初の学校として注目されているが、この基本構想を立案し担任、専任講師としてその実施にあたってきた。この独創的なカリキュラムにおいても人権教育は中核になっている。担当科目は「人間関係・問題解決」「企画」「ジェンダー社会学」「国際関係学」「フィールドワーク」「グループワーク」「ボランティア論」など。

1996年には大阪YWCA教育総合研究所を設立し参加体験型学習・ワークショップによる学びと人間形成についての実践と理論化に取り組んでいる。文部省委嘱事業として「ジェンダーワークショップへの道」を企画実践する。

1998年 文部省委嘱事業として「女性の企画力養成事業」を全国5箇所で企画実施。

1998年 文部省委嘱事業として「こうべキッズビタミンIプロジェクト」を実施

1999年 文部省委嘱事業として「女性の暴力被害者支援者養成事業(VAWSS)を実施。

2000年 文部省委嘱事業としてVASSIIを実施し、男性支援者研究と加害者の研究に着手する。

この間、全国各地の依頼を受けて多様なテーマでのワークショップや講演を行う。

<主な関心領域>

平和教育、人権教育、ジェンダーフリー教育、開発教育、多文化理解教育、地球市民教育、ホリスティック教育、環境教育、野外教育、ボランティア、生涯学習、ワークショップ、ファシリテーター、コーディネーター養成、リーダーシップ養成、セルフエスティーム、エンパワメント、企画力養成、ライフプランニング、就職・再就職支援(ルトラヴァイエ指導員)、こころのケア、対人援助者養成、カウンセリング、女性の暴力被害者支援、子どもの権利、虐待防止、子育て支援、高齢者、ホスピス、生と死の準備教育、性教育、セクシャルマイノリティ、演劇ワークショップなど

<論文・著書など>

● 思春期のセルフエスティームに対するワークショップの効果 (大阪YWCA/1998)

● 子どもの人権とエンパワメント (共著/解放出版社/2000)

● ホリスティックな気づきを学ぶ (共著/せせらぎ出版/2002)

● ホリスティック教育セミナーブック (共著/せせらぎ出版/2003)

2003年度

なら人権大学講座

講義資料1

2003年6月5日(木)

14:00~15:00

講義1 基調講演 「人権教育を創出するよろこびを」

財団法人 奈良 人権・部落解放研究所
理事長 寺澤 亮一さん

15:10~16:30

講義2 ジェンダーと人権

—男女共同参画社会基本法、DV法の進展—

京都女子大学 教授 榎村久子さん

財団法人 奈良 人権・部落解放研究所
ならヒューライツステーション

講義1 基調講演 「人権教育を創出するよろこびを」

財団法人 奈良 人権・部落解放研究所
理事長 寺 澤 亮 一さん

人権教育を創出するよろこびを —同和教育の成果と教訓を引き継いで—

寺澤亮一

全同教の委員長をしていた頃のことです。ご挨拶で校長先生に名刺をお出ししたとき、よくこんな言葉をお聞きした。「本校では同和教育には取組んでいないのですが、人権教育はそれなりに取組んでいます」と。そこで「人権教育の計画や教材などについて聞かせていただきませんか」とたずねると、返事がいただけない場合の方が圧倒的に多かったです。また、こんな思い出もあります。

1996年12月に政府の「人権教育のための国連10年」行動計画案が発表され、国民に意見が求められました。そこにはこんな文章がありました。

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法にのっとり人権教育が推進されている。

このとき、内政審議室に届けられた国民の意見はたったの11通。そして翌年の7月に決定した行動計画では、先のところは次のように変更されていました。

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、人権教育を推進する。

人権教育を体系として理解し、教育内容として把握し、教材を吟味して整え、効果的な教育実践として示すことが、人権教育に取り組んでいることだと思います。

「お互いに人権を尊重しましょう」とか、「差別をしてはいけませんよ」と伝えるだけでは物足りないのです。人権教育を推進するためには、教育内容の整理と教育計画が不可欠の要因です。

ところで、教育内容とその学習展開がマニュアルとして整っていたとしても、それを展開していく人間のあり方がきわめて重要な教育条件であることを自覚することが重要です。

人権教育研修の主たる目的は、教育マニュアルの充実もさることながら、人権教育を行なう、感動、よろこび、誇り、をお互いのなかで高めていくことに重点がおかれるべきです。

同和教育の形骸化・空洞化は、同和教育実践の概要が内実をとまわずに伝えられ、拡大していくところに生じます。同和教育は単なる概念や観念の学びあいで終わるものではありません。例えば、「学習集団（地域、学校、学級等）の実態概況はこうだ」「このような同和教育推進体制を確立し、このような指導（学習）計画をたてて、こうした指導（学習）展開によって取り組んでいる」式の報告であ

ったとしても、そこには当然実践があったわけですから、必ずやその過程のなかで、学習のつまずきや、喜びや、停滞や躍動や、学習に参加した人びとのさまざまな思いの起伏が、個人のなかにあるいは全体にわたって生じていたはずであります。あるいは、部落問題と私との出あいがあったはずです。実は、それらのなかには、人間変革のきざしや差別に抗う集団の萌芽があり、感動があり、同和教育に取り組むものの課題があります。にもかかわらず、それらの出あいにふれることなく、たんに観念や概念が、取組みのパターンやスタイルが、語りあわれ、広がることをおそれます。報告者も参加者も、学習のなかで、自らがあるいは人が、集団が示したどんな小さな「変わり目」であっても、そこにあった感動をそえて実践をさし出しあい、討議しあいたいと考えます。同和教育に取り組むことは、自らがどこに立つかを明らかにすること（自らをさらす）からはじまります。できるかぎり自分を、子どもたちを、親たちを、集団のすがたやようすを浮かび「あがらせながら実践報告が組みたれられ、討議がすすめられることを期待します。

(第35回全同教大会基調提案から)

こうした基調提案が第39回大会まで示されていきました。そして、第39回大会の「大会アピール」は、

すぐれた実践は、たしかな出会いからはじまる

すぐれた実践は、感動がある

すぐれた実践は、人間を変革させる

私たちは、あらためてどこに立つかを確かめあった。

いまこそ誇りうるいとなみをたばねよう。

人権の確立を願う国際的な潮流と連なり、ぬくもりのある実践を蓄積し、第40回大分大会で会おう。

とうたいました。

「あの人に出会ってよかった」という前提の上に、人権学習の成果は実るのではないのでしょうか。

「権利」は「権理」と書いた方が内実がよく伝わります。人権を尊重することは人間の道理です。理性と良心に覚醒し、自他の尊厳を真に理解できる人間になっていくことが人権教育のめあてです。

人間が人間になっていくための学びを、どう創り出していくのかがいま問われています。

資料

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第1条

この法律は人権の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条、又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

人権教育の二つの手法

「地対協」意見具申から（1996）総務庁

（人権）教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別問題の解決につなげていく手法とがあるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

「人権教育のための国連10年」国内行動計画から（1997）日本政府

人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊厳という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

「人権擁護推進審議会」答申から（1999）法務省・文部省

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊厳といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念についての理解が深まっていくものと考えられる。この両者に十分配慮しながら、人権教育・啓発を進めていく必要があるが、個別的な視点からアプローチに当たっては、地域の実情を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身につけることができるように働きかける必要がある。その際、同和問題など様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた教育・啓発活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

今後の同和問題の課題 —96年「地対協」意見具申から—

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がほぼ完了するなど着実に成果を上げ、様々な面で存在していた較差は大きく改善され

た。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

「学校における同和教育指導資料」から（文部省 1994・7）

個別的な視点からのアプローチ(同和教育)の指導資料として

<同和教育の中心課題の明確化>

学校が目指す児童生徒像を明確にして、学校としての同和教育の目標・各学年の指導の重点が設定されなければならない。そして学校の教育活動全体を通じた取組を進めるに際しては、特に次の点に留意する必要がある。

- ① 同和地区児童生徒の実態や部落差別解消への保護者の願い等が反映されていること。
- ② 単なる知識理解にとどまることなく、心情を陶冶し、態度にあらわれるようにし、部落差別解消への実践力を育てることが目指されていること。

<地域の現状を踏まえた課題の設定>

同和問題に対する保護者の認識や願い、部落差別の現実や地域の実態を的確に把握することに努め、それを踏まえて学校の指導計画の改善・充実を図るようにすることが大切である。その場合、特に次の点に留意する必要がある。

- ① 児童生徒のもつ偏見や差別は、保護者や家族からの影響が大きいことに留意し、PTA活動等とも連携し、保護者や家族に対する同和問題の正しい理解と認識を深める啓発活動を重視すること。
- ② 保護者、地域の人々の中には、地域社会に顕在又は潜在する部落差別を背景とする差別事象について、その解決が自らに課せられた課題だという認識に乏しい場合が多い。このことによって、人間の尊厳性、人権の尊重についての正しい認識や鋭い感性が児童生徒の日常生活の中に定着していないことにもつながる。したがって保護者の協力を得ながら、これらの学習を深める計画を盛り込む必要がある。

二つのアプローチの調和と発展

(1996年「地対協」意見具申から)

個別的な視点からのアプローチ

部落問題(人権問題)についての科学的な認識を確かなものにしていく教育内容の創造と学習活動の工夫

当事者の自立向上(エンパワーメント)と差別に抗う主体形成 (生きる力・解放の学力)

普遍的な視点からのアプローチ

人権問題を受け止める基盤(人権感覚・意識)を確かなものにしていく教育内容の創造と学習活動の工夫

人間が人間になるための、教育内容の創造と学習活動の工夫

この両者は対立するものでなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

* 個別的な視点からのアプローチ

1 同和地区に向けられる活動

同和地区の子ども(人々)の「エンパワーメント」

- ① 〈自らの生活を切り拓くための学力保障・進路保障〉
- ② 〈差別に立ち向う力—反差別の主体形成—〉

〈同和関係者の自立向上〉現在の同和地区が真に住みよい地域社会としてさらに発展していくためには、ソフト面での自主的な住民活動が必要であり、これを促進するためには、同和関係者の意識の醸成や指導者となる人材の養成が必要である。また、同和問題の解決を図る上で同和関係者の自立への意欲は重要な要素である。このため、教育や啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視し、それらを支援する方策も検討すべきである。

(96年「地対協」意見具申)

2 全体に向けられる活動〈差別意識を解いていく教養・常識〉

- ① 部落問題学習の深化と発展、「ステレオタイプ」(紋切り型)からの脱出
- ② 新しい社会科教科書記述と教育・啓発の課題
- ③ 人権教育テキストの作成と活用
- ④ 保護者の理解促進(意識改革)等
- ⑤ 効果的な学習手法の開発・工夫 ほか

* 普遍的な視点からのアプローチ

〈共生—いのち・愛・人権・感謝〉の自覚・認識

人間が人間になるための教育内容の創造と学習活動の充実

- ① 人権教育のコンセプトの確立・確認と全教科・全領域展開
- ② 〈知識・技能・態度〉を培う学習方法の工夫と生活化（学習から行動へ）
- ③ 家庭教育・学校教育・社会教育の連携〈子ども像の一致〉
- ④ 社会活動への参加と学校教育の断絶の解消 ほか

人権を尊重していく、「知識・技能・態度」

- ① 人権に対する「知識」を深める。〈差別意識を解いていく教養・常識〉
- ② 人権を尊重する「技能」を身につける。〈他人の尊厳を尊重する技術〉
- ③ 人権を尊重していく「態度」を育む。〈自他の尊厳を尊重する生活〉

「参加体験型学習」や「総合的な学習の時間」は、各教科・領域での人権学習の成果が、一人ひとりの子どもの中で統合され、生きる力となっていくことをめざす学習活動として組織されているか。

人権教育のコンセプトの確立、確認

〈人間が人間として生きていこうとすることを保障しうる教育内容〉

「学校での人権宣言」

私はこの教室の中で楽しく過ごし、思いやりの心を持って処遇される権利をもっています。このことは、誰も私のことをあざ笑ったり傷つけたりしないこと意味します。

私はこの教室では私自身が認められる権利をもっています。このことは、誰も私を黒人か白人か、太っているかやせているか、背が高いか低いか、男か女かというような理由で、公平を欠く取り扱いをしない、ということ意味します。

私はこの教室の中で安全でいる権利を持っています。それは、誰も私をたたき、蹴り、推し、つねり、あるいは怪我をさせるようなことはしない、ということ意味します。（中野 光 「ジュリスト 1990.6.15 No 958」）

「学習指導要録・行動の記録」から 〈ひとつのコンセプト例示として〉

基本的な生活習慣、明朗・快活、自主性・根気強さ（自主・自立）、（向上心）、責任感、創意工夫、思いやり、協力性（寛容・協力性）、自然愛護、勤労・奉仕、公正・公平、公共心

部落問題学習を進展させているか

「舊村の俳句」から

初冬や香華いとなむ穢多が宿
穢多村に消しのこしたる切籠哉

「巨童の俳句」から

穢多村は浮世の外の春富て

「子援の俳句」から

鶴の巢や場所もあろうにえたの家

2000年からは小学校社会科教科書、2001年からは中学校社会科教科書の記述の改訂となつて現われています。

新しい教科書では、「幕府は、武士と、百姓・町人という身分制を全国にゆきわたらせた」というような記述が一般的になり、「〈士・農・工・商〉の下にさらに『低い身分』として〈えた・ひにん〉という身分がおかれた」というような記述は消えました。

「百姓」という言葉は、農民をさすのではなく、「農村・漁村・山村に住む人々」というような概念で使われています。

「身分」については、町人は城下町に住む人々というように、人々を住む場所によって区別する仕方によるものであり、百姓と町人の間の身分的上下関係をあらわしたものではありません。

また、「えた・ひにん」身分を、「百姓・町人」身分よりも「低い」とすることは史実からは認められないとして、これまでの「低い」という表記を「外」に改めています。

新教育課程の実施に伴う、こうした教科書改訂による記述の変更は、学問研究の進歩を反映させたもので評価されることがらです。そして、そこから、部落問題に関する差別意識を解いていく、新しい教養や常識が早急に生みだされていくことが期待されています。

今後、学校教育や社会教育で、あるいは啓発活動で、教科書記述の変更が示すような同和問題に関する学習を、どう工夫して展開していくのかが問われています。その完成を、今の中学生たちが老人になる日まで待つわけにはいきません。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

講義2 ジェンダーと人権

—男女共同参画社会基本法、DV法の進展—

京都女子大学 教授 榎村久子さん

ジェンダーと人権～男女共同参画社会基本法、DV法などの進展

京都女子大学 榎村久子

イキイキ生きるライフデザイン

- 阪神淡路大震災から学んだもの 生命系のまちづくり
コミュニティ、都心高齢化、ネットワーク、ボランティア
- イキイキ生きるとは、過渡期の不安と期待 モデルのない時代
- 自己決定権と多様な選択の可能性とその条件整備
- 少子・高齢化、経済活動の国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化、

地域社会の変化、地球規模の環境問題の拡大

- 毎日の生活 人生 80 年の中で 私と家族 私と仕事 私と地域（社会）をどうつくるか

- 自分の属する社会の構成員として方針を決定していく権利と責任を持つ
参加の主体的な行動と方針・政策決定への参画の意味 誰がまちをつくる

のか

ライフスタイルの変化を促す 2 つの波—生活の本当の豊かさを創るチャンス

1. 社会構造が変わる、価値観を変える 存在すること、生命活動の充足と開花

2. 高齢社会対策は女性、高齢者、障害者、子どもなど全ての人びとの自立対策

少子化社会の背景 なぜ結婚しない、子供を生まなくなったのか？ 結婚に対する意識

3. 家族を運べる時代になった

- いつまで、どこまで親子や夫婦としての責任をとれるのか？

- 3 世代—5 世代の親子組みの登場

高齢社会は共働き社会である

日本の女性の世界の中での地位

1. 国連の動きと日本の女性政策

国際婦人年「平等・開発・平和」の意味するもの

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准

性による差別、抑圧、生きにくさを生じさせる制度や社会通念を変えていく

2. 男女共同参画社会への意味 新しい価値社会の創造

3. 第 4 回世界女性会議（北京会議） 「北京宣言及び行動綱領」

- 貧困、教育、女性に対する暴力、紛争下の女性、経済、権力と責任の分担、地位向上のための機構、人権、メディア、環境、少女など 12 の戦略と 362 項目

- ポジティブアクション（積極的差別是正の措置）

- 女性の貧困化とジェンダー（社会的、文化的性別）、エンパワーメント

価値観の多様化といいながら一つの形へのとらわれがズレを生む

1. 職場、家庭、地域での男女の大きな意識のズレ 性別役割分業意識の根強さ
不平等感は社会通念・慣習、職場、政治の場、平等感は学校教育、法律や制度、家庭
2. 女性の二極化・多層化
働く女性のストレス、共働き女性の疲労度、夫婦の家事分担、結婚の満足度
4. 女性は家庭から職場へ、男性は職場から家庭・地域へ
5. 新しい家族づくりに向けての試行錯誤
 - ・ 父親が子供に関われない障害と父親になれるチャンス
 - ・ 子供を育てつつ仕事を続けられる制度
6. 「性役割は人間への暴力である」 専門化と統合化

女性の貧困化とジェンダー、そしてポジティブ・アクション

1. グラス・シーリング（ガラスの天井）とは何か
2. アメリカの管理職
社会的障壁、政策障壁、企業内における構造的障壁
3. アメリカの差別禁止法制
セクハラは男女とも違法、公民権法、年齢差別禁止法、
4. メガ・コンペティションの時代
等しい基盤での公正な機会が与えられた上での競争
5. 日本とアメリカの女性労働の現状と問題
 - ・ 変わる組織、変わる女性
 - ・ 伝統的な男性職分野への女性の進出の促進

「男女共同参画社会基本法」（別紙）の成立（1999年6月）とその他法改正

- ・ 雇用機会均等法と労働基準法の改正、ILO156号条約、労働者派遣事業法（選択制夫婦別氏制度）
- ・ 男女共同参画社会とは
「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」
 - (1) 男女の人権の尊重
 - (2) 社会における制度または慣行についての配慮
 - (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
 - (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
 - (5) 国際的協調

セクシュアル・ハラスメントのない職場・教育の場にするために

女性に対する暴力に関する基本方針について

- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」2000年5月成立、同年11月施行
- 「児童虐待の防止等に関する法律」2000年5月成立、同年11月施行
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」2001年4月成立、同年10月施行（別紙）

「男女共同参画基本計画」（2000年12月）（別紙）

● ジェンダーの主流化（メインストリーミング）

- 男女共同参画の視点に立った政策過程の構築（2000年12月、総理府男女共同参画室・男女共同参画影響調査研究会）
- 国連が1985年のナイロビ世界会議の後、初めて開発に関連したすべての政策、産業のプロジェクトにジェンダーの概念を組み入れることを打ち出し、さらに1995年の北京世界会議では、開発に限定するのではなく、国が行うあらゆる施策やプログラムに組み入れる方向を出した。
- 女性、男性にどんな影響を及ぼすかを考慮すること、行政のあらゆる施策の計画段階からジェンダーの視点を組み込むという概念（基本法第15条）
- 女性が努力するだけでも、男性が意識改革をするだけでも充分でなく、男性中心の社会経済システムに代わる、性別に偏りのない社会経済システムの構築

自治体での「男女共同参画基本条例」の動き

● マラソンランナーの生き方考え方へ

1. 時間短縮、フレックスタイム、育児休業制度、育児勤務制度、介護休業制度
2. 父親の役割、老後の生活、男性の人権、ワークシェアリング

多様なライフスタイルが共存できるまちづくり

ノーマライゼーションの推進とユニバーサルデザイン

・ どの様な家族の形やライフスタイルでも、どのライフステージでも生きていける

“個人化”の中での家族を支えるサポート・システムとネットワーキング

1. 新しい社会サービスの体系をつくる 世帯単位から個人単位への施策へ
2. 新しい人間関係をつくる 縦から横へ、ネットワークづくり
3. 普通の生活ができるように環境を整える 「福祉のまちづくり条例」

人生 80 年イキイキ生きるに必要なこと

1. 個人として

- (1) お金 (経済的自立) 働ける条件整備一雇用機会均等法の推進、年金の確保
- (2) 人手 (生活的自立) 人間の基本的自立、潜在能力の開発と活用
- (3) 心 (精神的自立) 自己決定権、個人の自我の形成、まちの中に老人ホームを!

2. 政策として

- (1) 経済 (2) 住宅 (3) サービス (4) 介護、看護 (5) 安心感、満足感
高齢者の生活に求められるもの

高齢者の住まいとサービス

1. 「高齢者保健福祉計画」と介護保険法の制定

在宅福祉サービスと施設福祉サービス、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、特別擁護老人ホーム、老人保健施設、マンパワーの確保

2. デンマークの高齢者福祉のシステム

- ・ 三原則一人生の継続性、自己決定、潜在能力の活用
- ・ 家庭医、病院、市の在宅ケア課の連携
- ・ ナーシングホーム (プライエム)、ケア付き住宅、高齢者住宅
- ・ ホームヘルプサービス、訪問看護サービス、24 時間ケア
- ・ 配食サービスと配食センター、移送サービス
- ・ ショートステイ、デイ・ホーム、ナイト・ホーム、グループ・ホーム
- ・ 究極の福祉「オーフス方式」・入居者の自己決定の権利と自治

ワーキング・カップルの生活と住まい

1. シンプルと豊かさがキーワード

フレキシビリティ、自立した人間同士の連帯感など、精神的に充足できる仕掛け

2. 共に生活し、支え合う共同のサービス付きの集合住宅の提案

- ・ 福祉サービス
- ・ 生活サービス
- ・ 仕事サポートサービス

3. 男性のライフスタイルの変化

・ 共働きの増加

・ 週休二日制、余暇の増大と労働密度の増加

・ 定年後の生活設計

4. テービスを住まいに、また仕事の場と生活の場をどういう形でセットするか

健康で豊かに生きる都市・住宅・社会資本整備

- ・ 住宅、福祉施設、移動空間、地域全体での配置、器とサービスをセットする

高齢化のスピード、少子化のスピード、そして人口減少社会へ

生産年齢人口は1995年をピークに減少、総人口は2007年を頂点に減少、2050年に高齢者人口は3分の1に

- ・子どもが育てられる環境…安全、自然環境、アイデンティティを作るもの
- ・高齢者の生活…公共交通、病院、デパート、ホテルなど文化施設、福祉サービスの集中

・DINKS、シングル生活者…仕事中心、利便性、自然感の欲求

人口増大期とバブル期に都市域の拡大 都心過疎、郊外住宅地昼間過疎、中山間地の過疎

少子化、超高齢化、人口減少社会の同時進行

共働きを支える都市空間づくりが必要

(1) 職住近接の都市構造へ

効果・通勤時間の短縮による時間的余裕

- ・男性の家事、育児、地域活動への参加
- ・体力やエネルギーの消耗の減少

(2) 郊外型住宅地域の再整備

- ・地域によって人口減少の進行（利便性）
- ・リタイアした男性たちのまちづくりへの参加
- ・女性のさらなる職場進出へのサポート

(3) 地域の自然、歴史、文化資源を生かした多様な人々の交流する生活の場 ITの普及、SOHO

21世紀は、環境、健康、観光そしてコミュニケーションの時代

問題は、安全、空気のきれいさ、自然環境、景観や歴史的環境と文化

方向は・安全…歩道など道路空間の整備、自転車道、緑道とベンチ木陰など

- ・空気…発生交通量の総量削減、自動車交通量の発生量削減、パーク&ライド、排ガス規制の強化、環境税など
- ・自然環境…緑と自然の創出、ビオトープの整備、河川空間の多自然化
- ・景観・歴史的環境・文化…保存と創出

男女の共同参画型社会のライフデザイン

- ・新しい仕事づくり+新しい家族づくり+第三の場づくり（まちづくり）

新しいライフスタイルと地域づくり

- ・新しいコミュニケーションによるライフスタイルを考える
- ・家庭・職場・地域社会での能力開発をする
- ・創造的な文化と仕事を模索する

地域を再生させるのは誰か

1.生活者の視点から トリの目とアリの目で

- ・共に生きる者同士として、多様な人間を包含する視点
- ・住むだけでなく、働き、遊び、文化を楽しめるまちに
- ・日常生活の中で具体的に環境を見つめ、現実を把握する
- ・「地域-環境-福祉-生活者」=「女性」という役割分担の解消から男性の生活者としての回復へ

2.地域のネットワークづくり 人間 情報 施設 団体 行政 企業など

3.国際交流とグローバルなネットワークづくり

- ・地球社会への貢献、開発と女性

●生活の豊かさに必要なまちづくりの視点

自己実現、人権、安全、方針決定への参加の重視、仕事自体の喜び、ソフトな技術の開発と利用、ノーマライゼーション、資源保全

それぞれの可能性を生きる

- ・潜在する意欲と能力と時間を社会に還元する
- ・常識は常識でない
- ・どんな能力であれ持てる能力を発揮すれば喜びがある
- ・人と社会はいつでも変えられる可能性を持っている
- ・やろうと思えばできる
- ・前例を創る
- ・先進事例の積み重ね
- ・本気で取り組むかどうか
- ・意識変革
- ・量と質を変化させる

生活を豊かにする6つのC

- ・好奇心を持つ、チャンス逃がさない、選択する、挑戦する、自信を持つ、変化を恐れない

女も男も、みんなイキイキしている職場やまちや社会はうつくしい！

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.

男女共同参画社会の形成の必要性

1 女性の政策方針決定過程への参画

●人間開発に関する指標の国際比較

(1) HDI (人間開発指数)		(2) GEM (ジェンダー・エンパワーメント測定)			
順位	国名	HDI値	順位	国名	GEM値
1	カナダ	0.932	1	ノルウェー	0.810
2	ノルウェー	0.927	2	スウェーデン	0.777
3	米国	0.927	3	デンマーク	0.765
4	日本	0.924	4	カナダ	0.742
5	ベルギー	0.923	5	ドイツ	0.740
6	スウェーデン	0.923	6	フィンランド	0.737
7	オーストラリア	0.922	7	アイスランド	0.721
8	オランダ	0.921	8	米国	0.708
9	アイスランド	0.919	9	オーストラリア	0.707
10	韓国	0.918	10	オランダ	0.702
11	フランス	0.918	11	ニュージーランド	0.700
12	スイス	0.914	12	オーストリア	0.684
13	フィンランド	0.913	13	バハマ	0.658
14	ドイツ	0.906	14	スイス	0.655
15	デンマーク	0.905	15	ルクセンブルク	0.624
16	オーストリア	0.904	16	英国	0.614
17	ルクセンブルク	0.902	17	ベルギー	0.610
18	ニュージーランド	0.901	18	南アフリカ	0.582
19	イタリア	0.900	19	ポルトガル	0.571
20	アイルランド	0.900	20	アイルランド	0.556
21	コロンビア	0.894	21	キューバ	0.556
22	シンガポール	0.886	22	スペイン	0.555
23	イスラエル	0.883	23	コスタリカ	0.550
24	韓国(中国)	0.880	24	ドミニカ共和国	0.540
25	ブルネイ	0.878	25	ドミニカ共和国	0.528
26	オーストリア	0.870	26	イタリア	0.523
27	アイスランド	0.867	27	チェコ	0.521
28	ポルトガル	0.858	28	リトアニア	0.517
29	パナマ	0.857	29	エクアドル	0.516
30	韓国	0.852	30	ラトビア	0.515
31	バハマ	0.851	31	コロンビア	0.515
32	オランダ	0.850	32	シンガポール	0.512
33	コロンビア	0.845	33	メキシコ	0.511
34	中国	0.844	34	スロバキア	0.509
35	オーストリア	0.833	35	ポーランド	0.504
36	チェコ	0.833	36	フランス	0.499
37	イスラエル	0.832	37	イスラエル	0.498
38	オランダ	0.828	38	日本	0.494
39	オーストラリア	0.827	39	ベリーズ	0.492
40	オーストラリア	0.826	40	中国	0.491
41	オーストラリア	0.814	41	エルサルバドル	0.491
42	スロバキア	0.813	42	スロベニア	0.486
43	アラブ首長国連邦	0.812	43	ベネズエラ	0.484
44	オランダ	0.802	44	グアテマラ	0.482
45	コスタリカ	0.801	45	フィリピン	0.480
46	オランダ	0.797	46	エストニア	0.468
47	ハンガリー	0.795	47	パナマ	0.467
48	ベネズエラ	0.792	48	ハンガリー	0.458
49	オランダ	0.791	49	ブルガリア	0.457
50	メキシコ	0.786	50	エリトリア	0.456

注: (1) HDI順位は、174カ国中の順位である。

(2) GEM順位は、102カ国中の順位である。資料出所: UNDP (国連開発計画)「人間開発報告書」(1999年)

我が国は、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを示すHDIでは174ヶ国中4位ですが、政治及び経済への女性の参画の程度を示すGEMでは102ヶ国中38位と低位です。

HDI: 人間開発指数

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数である。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いて算出している。

GEM: ジェンダー・エンパワーメント測定

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。

HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに焦点を当てている。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出している。

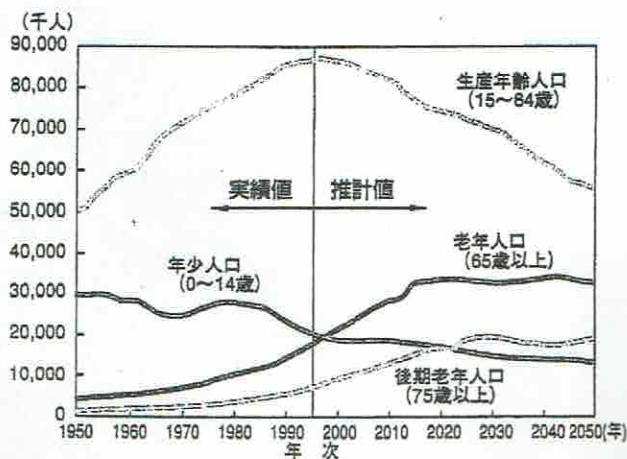
●社会全体における男女の地位の平等感

該当者数	小計	男性の方が優遇されている			平等	女性の方が優遇されている			わからない
		非常に優遇されている	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている		女性の方が優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	非常に優遇されている	
総数	人	%	%	%	%	%	%	%	%
	3,459	75.6	12.3	63.3	19.5	2.6	2.5	0.1	2.3
(性)	女性	1,974	79.8	14.3	65.6	15.1	2.2	—	2.9
	男性	1,485	70.0	9.8	60.2	25.3	3.2	3.0	0.3

資料出所: 総務府「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年)

2 少子高齢化

●年齢3区分別人口の推移

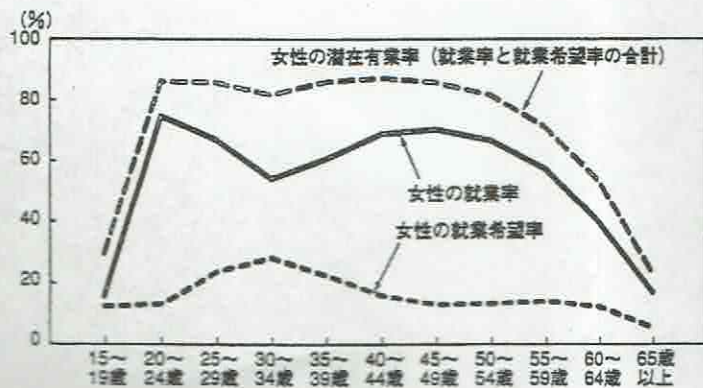


少子高齢化が急速に進展しています。

資料出所：「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」
国立社会保障・人口問題研究所

3 女性と職業生活・家庭生活

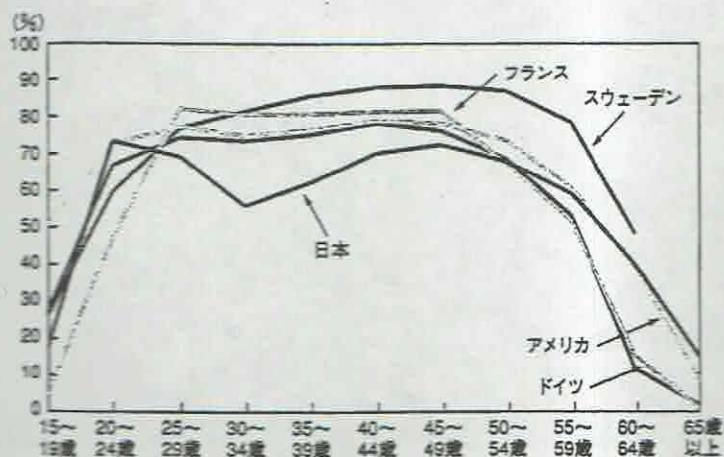
●女性の潜在有業率



女性の就業率は、結婚、出産、子育て期に低下しM字型になりますが、女性の潜在有業率を見るとM字型になっておらず、就業希望はあるものの実現していないことがわかります。

- 注：1 総務庁「就業構造基本調査」（1997年）により作成。
注：2 潜在有業率は、有業者数に就業希望を足したものを、女性の年齢別人口で除し、100をかけた値である。

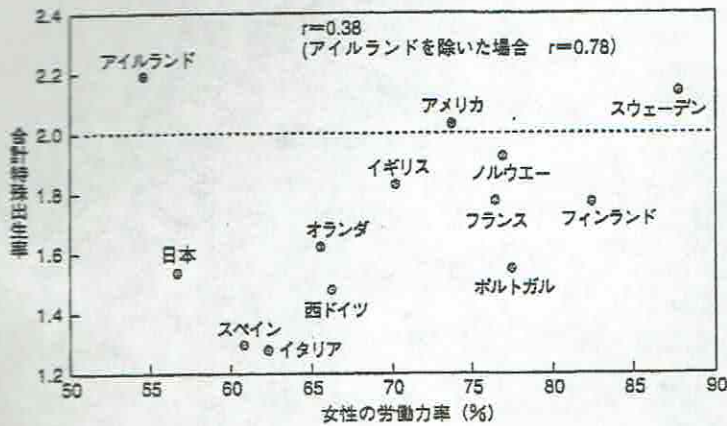
●年齢階級別労働力率の国際比較



アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデンにおいては、年齢階級別労働力率がM字型になっていません。

- 注1：「労働力率」
15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合
注2：％の数字は、日本、フランスは1998年の、アメリカ、ドイツ、スウェーデンは1997年の女性の労働力率を表す。
注3：アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15～19歳」の欄は、「16～19歳」として取り扱っている。
資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics」（1998年）
総務庁統計局「労働力調査」（平成10年）

●女性（25～34歳）の労働力率と出生率の国際比較



女性（25～34歳）の労働力率の高い国では、合計特殊出生率も比較的高くなっています。

注：「合計特殊出生率」
1人の女性が生涯の間に産む子供の数

資料出所：OECD, Labour Force Statistics, 1991.
出典：先進諸国の人口問題（阿藤誠編）
東京大学出版会 1996

●夫婦の生活時間



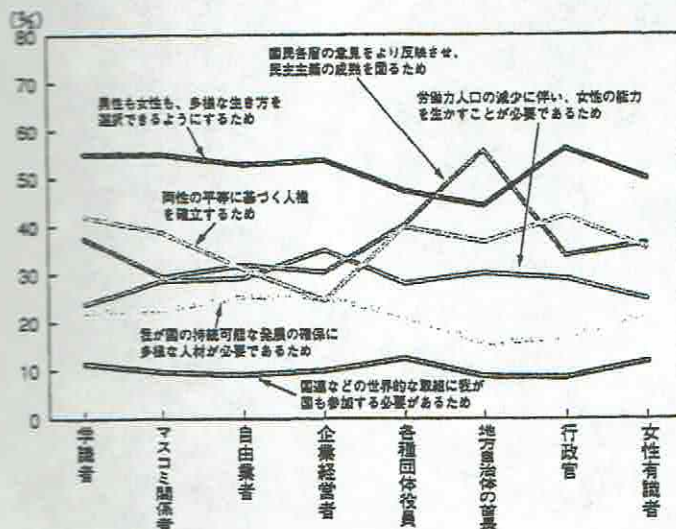
男性の2次活動（家事・育児・介護等）の時間は女性と比べ著しく短くなっています。

注：「1次活動」とは、睡眠、食事のような生理的に必要な活動、「2次活動」とは、仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」とはこれら以外の各人が自由に使える時間における活動をいう。また、「家事・育児・介護等」には「看護」、「買物」が含まれている。

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成8年）

4 男女共同参画社会の必要性

●男女共同参画社会を実現すべき理由



男女が多様な生き方を選択できるようにするためとの回答者が多くなっています。

資料出所：総務府「男女共同参画社会に関する有識者アンケート調査」（平成10年）



男女共同参画社会基本法の概要

1 男女共同参画社会基本法制定の趣旨

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、著実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

目的(第1条)

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

定義(第2条)

①男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

②積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

2 男女共同参画社会基本法の施策の仕組み

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度等についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

責務

国

基本理念を踏まえた施策（積極的改善措置を含む。）の総合的な策定・実施の責務

地方公共団体

国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施の責務

国民

男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務

施策の基本となる事項

- ・政府の男女共同参画基本計画の策定の義務
- ・都道府県男女共同参画計画の策定の義務
- ・市町村男女共同参画計画の策定の努力義務
- ・法制上又は財政上の措置
- ・年次報告等
- ・施策の策定等に当たっての配慮
- ・国民の理解の促進
- ・苦情の処理等
- ・調査研究
- ・国際的協調のための措置
- ・地方公共団体及び民間の団体に対する支援

男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

3 主な条文の解説

(1) 基本理念 (第3条～第7条)

・第3条から第7条においては、男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念が規定されています。これらの基本理念は、国、地方公共団体、国民が続く第3条から第10条までに定められる責務を果たす上で基本となる考えです。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

①男女の人権の尊重（第3条関係）

男女共同参画ビジョンにおいては、男女共同参画社会は個人が尊重される品格ある社会であり、その基礎にある理念は人権の確立であるとされています。女性に対する差別や暴力がなくなり、各人が自らの存在に誇りの持てる男女共同参画社会の形成は、人権の確立なくしてはありえません。

この第3条では、単に「人権」とは規定せずに、人権について、性別に起因する問題という観点に着目して「男女の人権」と規定し、この観点からの人権尊重を強調したものです。

「男女の個人としての尊厳が重んぜられること」とは、例えば、性に起因する暴力、セクシュアル・ハラスメントを受けないことなどをいいます。

憲法第14条にも法の下での平等がうたわれていますが、性別による差別は男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題です。最近では、明確な差別的な意図がはっきりしない場合でも、種々の状況から差別を容認したとの推認が行われた判例もでてきています。

「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」とは、性別に関わらず、各人の能力が発揮できるようにすることです。

②社会における制度又は慣行についての配慮（第4条関係）

第4条は、社会制度や慣行が、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担等を反映して、結果として女性の就労等の活動の選択をしにくくするような影響等を及ぼし、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる恐れがある場合があることから、男女共同参画社会の形成に当たって、社会制度・慣行の及ぼす影響に配慮することを基本理念として定めたものです。

税制、年金など女性の活動や生活に大きな影響を与えるものについては、女性の社会進出、家族・就労形態の変化・多様化、諸外国の動向等を踏まえて、男女共同参画社会の形成という観点からも広く議論されることが期待されます。

③政策等の立案及び決定への共同参画（第5条関係）

第5条は、男女があらゆる分野で利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤をなす「政策等の立案及び決定への共同参画」が規定されています。

「参画」という言葉には、単に、政策等への決定段階に参加するだけでなく、主体的に立案の段階から関わっていくことの重要性がこめられています。

国や地方公共団体のみならず、企業、



労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、協同組合等各種機関・団体においてもこの基本理念が尊重されなければなりません。

④家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条関係）

現在、子の養育、家族の介護等家事の多くは女性が担っている現状があります。男女が共に社会に参画していくためには、家族を構成する男女が相互

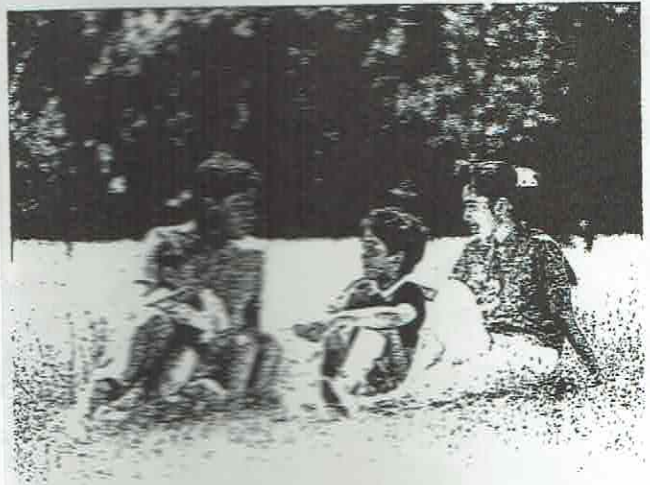
に協力をするとともに社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動をするなどとの両立を図ることができるようになることが重要です。

男性にとっても、家庭生活に目を向けることは、青少年の健全育成、高齢期における生活を考えると重要な課題です。男女共同参画2000年プランにおいても、多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実や育児・介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備など、職業生活と家庭・地域生活の両立の問題を取り上げ、施策の推進を図っているところ です。

⑤国際的協調（第7条関係）

第7条は、我が国の男女共同参画社会の形成の促進が、第4回世界女性会議（北京会議）等の国際会議など、国際社会における様々な取組と密接な関係を有していること、我が国も国際社会の一員として、我が国の男女共同参画社会の形成に際しては、国際的な連携・協力の下に行うことが望ましいことから規定されたものです。この規定には、女子差別撤廃条約や

女性2000年会議など国際会議の動向を我が国の男女共同参画社会の形成の促進に生かすとともに、地球社会に貢献していくという趣旨が含まれているものです。





男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条—第26条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（国家等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、

行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が策定した男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の実を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（政策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第21条 総理府に、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第22条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 1 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第23条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第24条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)

第25条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会に委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第四号の次に次の一号を加える。

- 四の二 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第2条第1項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

- (3) (3) 職の 母保護は、婦人相談所が行い、又は一定の基準を満たす者に委託して行うものとする。〔第10条第5項〕
- (4) 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。〔第4条〕
- (5) 都道府県は婦人保護施設において被害者の出頭を行うことができる。〔第5条〕

4. 被害者の保護

- (1) 配偶者からの暴力の発見者による通報等〔第6条〕
 - ① 配偶者からの暴力を受けている者が発見した者は、支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。医師等は、配偶者からの暴力による被害者を発見した場合は、支援センター又は警察に通報することができ、この場合、その者の意思を尊重するよう努めるようにする。
 - ② 医師等は、配偶者からの暴力による傷病者に対し、支援センター等の利用についてその有する情報を提供するよう努めなければならない。

- (2) 支援センターによる保護〔第7条〕

支援センターは、通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、支援センターの業務の内容について説明及び助言を行い、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
- (3) 警察官による被害の防止〔第8条〕

警察官は、通報等より配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、法令の定めるところにより、暴力の制止等配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (4) 関係機関の連携協力〔第9条〕

支援センター、都道府県警察、福祉事務所等の関係機関は適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

5. 保護命令

- (1) 被害者が更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、
 - ① 当該配偶者に対し、6月間の被害者への接近禁止
 - ② 2週間の住居からの退去（被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。）を命ずるものとする。〔第10条〕
- (2) (1)の申立ては、暴力を受けた状況等一定の事項を記載した申立書を、相手方又は被害者の住所等を管轄する地方裁判所に提出して行うものとする。〔第11条、第12条第1項〕
- (3) 裁判所は、申立書に、被害者が支援センターの職員又は警察の職員に保護等を求めた際の状況及び当該機関が執った措置の内容を記載した書面の提出を求め、必要があれば説明を求めることができる。〔第14条第2項、第3項〕
- (4) (3)に掲げる記載がないときは、申立書に、公証人の面前で宣誓の上で認証を受けた配偶者からの暴力に関して作成された供述書を添付しなければならない。〔第12条第2項〕

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の保護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為にもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、個人の尊厳及び男女平等の実現の助けとなっている。

このような状況を改善し、人権の保護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であり、このことは、国際社会における取組にも沿うものである。

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

1. 定義〔第1条〕

- (1) 「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届けを出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。
- (2) 「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。）をいう。

2. 国及び地方公共団体の責務〔第2条〕

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

3. 配偶者暴力相談支援センター等

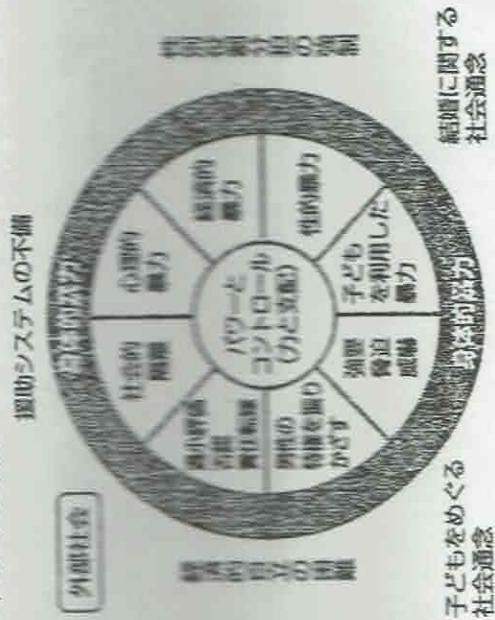
- (1) 都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすようにするものとする。〔第3条第1項〕
- (2) 支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）の保護のため、
 - ① 相談及び相談機関の紹介
 - ② 医学的又は心理的な指導その他の必要な指導
 - ③ 被害者及びその同伴家族の一時保護
 - ④ 自立して生活することを促進するための情報の提供その他の援助
 - ⑤ 保護命令制度の利用についての情報の提供その他の援助
 - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供その他の援助

DVの問題は、パワーとコントロール(力と支配)の関係です

DVは身体的暴力だけではありません。下の図は、男性が社会的な権力・優位性を利用し、身体的暴力(外側)とそれ以外の心理的・経済的暴力等(内側)を複雑にからませながら、弱い立場の女性を支配するDVの巧妙な構造を表しています。車輪の中央にあって車輪全体を支え、動かしている軸が男性の持つ「パワー(社会的な影響力、経済力、体力など)」と「コントロール(男性による女性支配)」です。見えやすいものは身体的暴力ですが、この身体的暴力以外に様々な暴力が増んでいること、また車輪の外側にも、男性の「パワーとコントロール(力と支配)の車輪」が抵抗なく回転するのを助ける要因があることを示しています。

DVは特定の環境のもとで発生する個人的・例外的なものではありません。家庭や職場などでの社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女がおかれている状況や、過去からの女性差別の意識の残存に根ざした構造的な問題として把握し、対応していくことが重要です。

●パワーとコントロールの車輪



世帯単位の階級制度

※ミネソタ州ドゥールース市のドメスティックバイオレンス介入プロジェクト作成の図に修正加筆されたものです。

(5) 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。[第13条]

(6) 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができずに行われる場合は、発することできない。その期日を経ることににより、申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りではない。[第14条第2項]

(7) 接近禁止命令は、被害者の申立て又は加害者の申立て(命令の効力が生じた日から3か月を経過した場合において、被害者に異議がないときに限る。)により、取り消すことができるものとする。[第17条]

(8) 保護命令が発せられた後に、新たに配偶者からの暴力を受けていない場合であっても、生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるときは、接近禁止命令に限り、再度の申立てをすることができるとする。[第18条]

目、輔則

(1) 保護命令は被害者の人権を尊重し、その安全の確保等に十分配慮するとともに、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し必要な研修及び啓発を行うものとする。[第20条]

(2) 国及び地方公共団体は、国民の理解を深めるための教育及び啓発につとめるものとする。[第24条]

(3) 国及び地方公共団体は、加害者の更正のための指導の方法等に関する調査研究の推進等に努めるものとする。[第25条]

(4) 国及び地方公共団体は、民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。[第26条]

(5) 一時保護等に要する費用については都道府県が負担し、その一部を国が負担又は補助するものとする。[第26条、第27条]

7. 罰則

(1) 保護命令に違反したものは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。[第29条]

(2) 虚偽の届出のある申立てにより保護命令の申立てをした者は、10万円以下の罰金に処する。[第30条]

目、附則

(1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えた日から施行する。ただし、支庁センター等に係る部分については平成14年4月1日から施行する。[附則第1条]

(2) 施行後3年を目途に法律の規定に検討を加え、必要な措置を講じる。[附則第3条]

奈良県男女共同参画推進条例

平成13年7月1日公布

奈良県条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第18条）

第3章 奈良県男女共同参画審議会（第19条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、奈良県では、奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月奈良県条例第24号）を制定するなど、差別のない、人権が尊重される社会を目指してきた。

男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸として、国際的な連携により積極的に展開されてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行が依然として存在し、男女平等の実現には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急速な変化に対応するため、男女があらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要かつ緊急な課題となっている。

このような状況にかんがみ、奈良県は、性別にかかわらず、一人一人が人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すものである。

ここに、私たちは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって県、県民及び事業者の男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動その他の活動に共にかかわることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、当該取組を勘案して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の推進に当たっては、市町村、県民及び事業者と協力して取り組むとともに、男女共同参画を推進するための体制を整備するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に際し男女が共同して参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立できるよう就業環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害)

第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人に対してにより当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の幸福を害することという。以下同じ。)並びに配偶者(婚約の言出をしていないが、事実上配偶関係と別居の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体または精神的に害しい苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

(市町村長との協力)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、市町村長の協力が必要であると認めるときは、その協力を求め、又は市町村長から協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、奈良県男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第12条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動を両立できるように、男女共同参画を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第13条 県は、学校教育及び社会教育の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(性別による人権侵害の防止に関する取組)

第14条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為の防止に関する取組を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談の処理)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

(調査研究)

第16条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(民間の団体の活動に対する情報提供等)

第17条 県は、民間の団体が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進状況の公表)

第18条 知事は、毎年1回、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を公表するものとする。

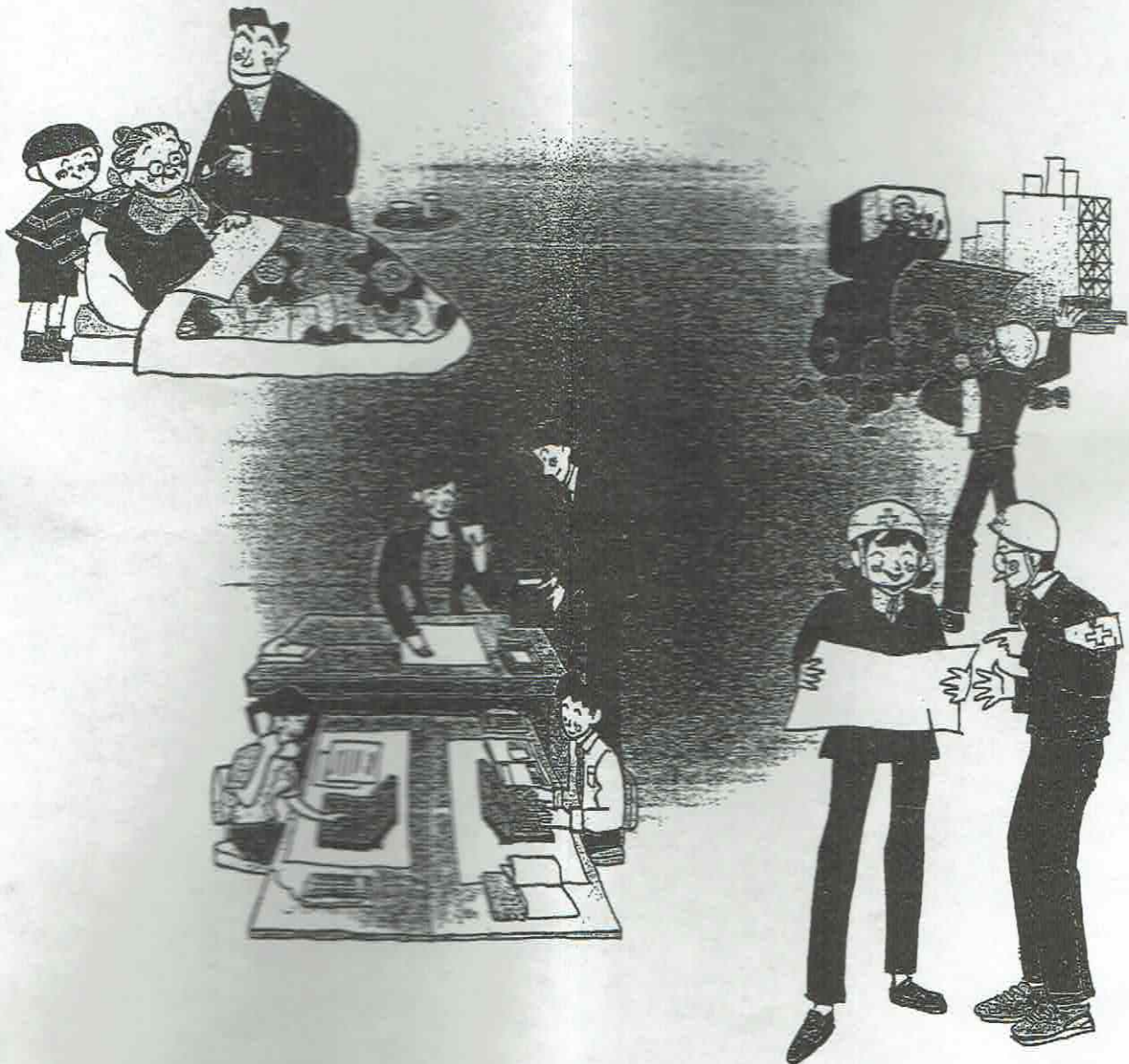
第3章 奈良県男女共同参画審議会

第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に建議することとさせるため、奈良県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



冠婚葬祭編

●主人の母屋敷にオレンジのベビー服を
持ってきて、主人の母親に、
うちの孫は男やで、と言われてしまう。



Aさん

1

あ、気にせん
といて、私はあんたの
希望を聞いてオレンジの
服にしたんやから、それでか
まへんやん。それにしても古
いな～、あんたんとお母
さん。ピンクやオレンジは
女色やなんて、いつの話
や！(笑)

2

うっわ～、
どーしよー。たしかに
「女は不浄やから御奥は
担がせへん」なんて、
むちゃくちゃやけど、体力
的には男と全然違うもん
なあ。男組の言い分もよ
うわかるし。

●町内のお祭りで、
女性陣の抗議に
あって



せんたん
差別や!!

●主と妻とで買い物に出て、
主の友人と挨拶しながら



Cさんの家族

5

石の上にも
三年。結婚四年目にして
ようやく母は妻を「嫁」と
言わなくなった。(笑)
対等な個人同士として、やっぱ
り名前を呼ぶのがいちばんいい。
とは言っても、私が妻の両親を
名前で呼ぶのは難しい。修
行が足りんな～(笑)。

●保育園の保育所友達の
父親のお葬式にて

8

お父さんと
一緒に暮らしていた
のは彼女、最後を看取
ったのも彼女なのに、長
男というだけで、どうし
て東京にいる弟さんが
喪主になるのかし
ら。



Dさん



●職場で、
事実婚の
申請書類を
眺めながら



Eさん

3 「内縁関係」

「内縁関係」か...。最近は事実婚というらしいけど、祝い金を出すのもちょっと引かかる。二人だけならまだしも、子どもに与える影響をどう考えてるんやろか。大人のエゴで子どもが傷ついてもいいのか...

4 「うちの

キッチンに慣れてないお義姉さんより、慣れてる息子の方が役に立つのに、法事になるとどうして嫁総動員になるんやろな〜。不合理やわ。」



Fさん

糸りほ
田ちゃんや

Bさん



6

なんで? 信じられへん。

お兄ちゃんのお宮参りで額に大の字を書いてもらったときには、これが大阪の風習なのねと思ってたけれど、女の子は「小さな喜び」だから小の字なんて、あんまりだわ! 産んだ私だって女なのに...。女性サベツとうるさく言う人の気持ちが今までわからへんかったけど、もしかして、これも差別?

7

困った困った。

「きもの着てすわってるお人形はほしくない、怪獣がほしい」という娘の気持ち、よく分かるわ。私も、着せ替え人形よりウルトラマンがほしかったもの。でもねえ...。夫がうんと言わないのよね。好きにさせてると、女の子らしくないのはおまえの責任だと言われるし...

●2人目はかわいい女の子が誕生。
ところがお宮参りの日に...



Eさんの家族

Hさんの家族



●着中の服々に、娘に怪獣のおもちゃをセガまれて

9

まったく、何が

ジミ婚や! 結納なし、披露宴もしないって、そんなもんが世間で通用すると思うんか! 「やっぱりお母さんがいはらへんから...」と言われるオレの身にもなってみい、言うんや! こんなみじめな「花嫁の父」はおらんぞ!

●娘に恋人登場! しかし、ジミ婚にするという



10

やっぱりね。

あれだけ「〇〇家、△△家、結婚披露宴」にはしないと言うてたのに、親に押し切られたんやろな、たぶん。うちは妥協せんところ。ここで負けたら、夫婦別居なんてとんでもないといわれるに決まってるし。最初が肝心。逆が両親に取得されないように、あとで動かしとこ!

●主人からの結婚式の招待状を手に

Gさんの家族と婚約者

教育編

●小学校に講演に行っている感想



Aさん

このころ毎月

11 一回は小学校に呼ばれてる。車椅子のおねーさんがインターネットを使うコンピュータソフト会社の社長さんというのは、けっこうインパクトあるもんね(笑)。そやけど、気に入らないのは、PTA会長の9割以上が男の人、ということ。ふだん活動しているのはたいてい女の人やのに、なんで会長だけ男なん?!

14 わあ、中学校で女の校長先生って、ごっつ珍しいなあ。小学校にはちょこちょこいいはるけど、どこでもたいてい、校長、教頭、何とか主任の先生は男やもんなあ。やり手の先生なんやるか、ちょっと緊張するわ。

●仕事先の学校で



Bさん

16 あのわからずや!

「男女選考名簿では、健康診断の時どうするんですか。セクハラになるんじゃないですか」って、問題のはき違えもはなはだしいわ!健康診断は年一回。そのとき男女に別れるのは簡単やないの!残りの364日を「男が先で女は後」で押し通すほうが、よっぽど性差別やのに。

●選考名簿に反対する男性教員に対して

Cさんちの妻



●生活クラブに入部



Eさんちの息子

20 ぼく、やっぱり、音楽の授業が大好きだし、お料理も裁縫も好き。いま、お母さん、赤ちゃんの世話で大変だから、生活クラブで教えてもらったハンバーグとかを、ぼくが晩ごはんを作ったら、喜んでくれるよね。そしたら野球もやめていいって、言ってくれるかな。「男らしくしなさい」って言われるの、けっこうしんどい。生活クラブの先生だって男なんだから。

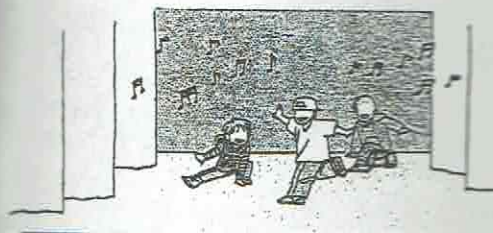
17 面白かったなあ、子どもたちの反応。「先生、女みたいや」と言っていた男の子も、大事そうにこの子を抱っこしてミルクをあげてた。いい実地教育や。気になったのは、女の先生がぼくにお茶を入れてくれたこと。休む前は気づいていなかったけど、空やな、これ。職場復帰したら、ちょっと意見を言ってみよう。

●育児休業中の学校に子連れできて



Cさんちの夫

●妹の学園祭で、ダンスする
男子の舞台を見ながら



Fさんちの息子

12 かっこえ〜な〜。
ぼくも、柔道よりダンス
やりたかったわ！体育の教師
に「男子もダンスの時間はあ
るんですか？」と聞いたら、
「軟弱なやつぢやない」と言
われたもんな。あの先
生、時代を見る目がな
かったんや。

13 先生、食器洗
いや掃除を女子にさせる
のはおかしいでー。だいた
い、自分で汚したユニフォ
ームを女子マネに洗わせるなん
て、時代錯誤もええとこちゃ
う?! 女子の私らは自分のこと
はちゃんと自分でやってるん
やから、男子にやれない
わけがない!

●娘の担任が女性教師だったことへの
周囲の反応に対して



Dさん

15 ふ〜っ、今日
の懇談会は疲れた！なん
で女の先生やったら「外れ」
なん? 「女はえこひいきするから」
って、それ、おたくらの目で
しょう。先生のことはまだ直接
で分からへんはずやのに。女
が女の足を引っ張るって、こ
ういうことを言うのかしら。

●学園祭の衣装三昧を
つとめて



Fさんちの娘

18 あんなあ、私、
体育委員になったんやで!
委員長はまりちゃん、副委員
長はさとるちゃん。図書委員はけ
んちゃんとゆうこちゃん、保健委
員はよういちくん。「委員長は男や」
とか「保健委員は女がするもんや」とか
男子がいうから、わたし、言い返し
たってん。看護師してるおにいち
ゃんもいるし、まりちゃんは頼
りになるやん!て。

19 僕らが小学校
のころは、制服なんてな
かったのに…。そやけど、
ミニスカートにハイソックス
はいた娘は可愛いやろな〜。う
ちのヤツは「お兄ちゃんのお下がり
が着られへんのはおかしい」
と文句言うけど、やっぱり、女
の子はスカート、男の子は
ズボンやで。

●息子と娘の小学校の
部活服を見ながら

●クラスの委員長
選出をめぐって



Dさんの家族



Hさん



メゾンクレオへようこそ

ジェンダーチェックしてみよう!

ここはとあるマンション「メゾンクレオ」。住人の本音のつぶやきをあなたはどのように思いますか？
0~4ページのイラストを見てあてはまる場所に○印をつけてその数字を右の点数欄に記入してください。

あうち編

	全く その通り	気持ちは 分かる	ちょっと ひっかかる	そっは 思えない	点数
① Aさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
② Bさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
③ 夫のつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
④ Dさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑤ 妻のつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑥-① 妻のつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑥-② 祖母のつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑥ 父のつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑥-① 夫のつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑥-② 妻のつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点

ひとがけ編

	全く その通り	気持ちは 分かる	ちょっと ひっかかる	そっは 思えない	点数
① Dさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
② 夫子さんのつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
③ 娘Fさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
④ 娘Gさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑤ 妻Cさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑥ Aさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑦ 父Gさんのつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑧ Bさんのつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑨ 夫Eさんのつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑩ 夫Hさんのつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点

あなたの合計点数は

点

その後のメゾンクレオへようこそ

ジェンダーチェックしてみよう!

ここはとあるマンション「メゾンクレオ」。新しい命が生まれ、卒業や進学、就職、出会いがあれば別れもあり…と、暮らしに変化が訪れています。住人の本音のつぶやきをあなたはどのように思いますか？

①～④ページのイラストを見てあてはまるところに○印をつけてその数字を右の点数欄に記入してください。

冠婚葬祭編

	全く その通り	気持ちは 分かる	ちょっと ひっかかる	そうは 思えない	点数
① Aさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
② Bさんの混乱	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
③ 夫Eさんのつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
④ 妻Fさんの弁	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑤ 夫Cさんのほほえみ	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑥ 妻Eさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑦ 妻Hさんのなげき	2	2	2	2	<input type="text"/> 点
⑧ Dさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑨ 父Gさんの怒り	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑩ 娘Gさんのなげき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点

教育編

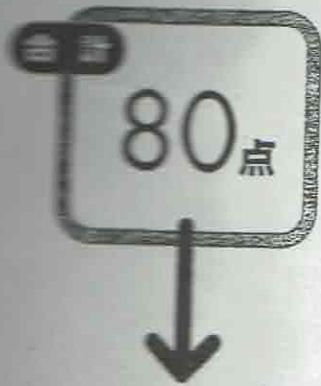
	全く その通り	気持ちは 分かる	ちょっと ひっかかる	そうは 思えない	点数
⑪ Aさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑫ 息子Fさんの意見	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑬ 娘Fさんのがんばり	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑭ Bさんのひとりごと	2	2	2	2	<input type="text"/> 点
⑮ Dさんのなげき	2	2	2	2	<input type="text"/> 点
⑯ 妻Cさんの怒り	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑰ 夫Cさんのつぶやき	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑱ 娘Dさんの意見	4	3	2	1	<input type="text"/> 点
⑲ 夫Hさんのつぶやき	1	2	3	4	<input type="text"/> 点
⑳ 息子Eさんの策略	4	3	2	1	<input type="text"/> 点

あなたの合計点数は

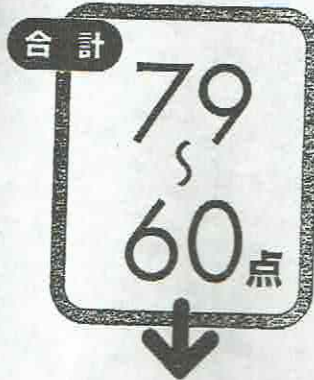
点

あなたのジェンダーフリー度は？

メゾンクレオの住人の本音、あなたはどう感じましたか？
ジェンダーフリーな視点で評価してみましょう。



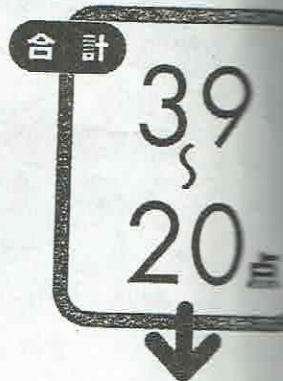
あなたは
21世紀の地球人



あなたは
ジェンダーフリー
候補生



あなたは
本音と建て前
分離型



あなたは
生きた封建人

おうち編

記号

解説

Ⓐ Aさんのつぶやき

●障害者って言うだけで、子ども相手の話し方をする人がいます。
「女」「子ども」「障害者」=半人前扱いって、本当にむかつきますよね。

Ⓑ Bさんのつぶやき

●これまで女性に欠けていたものは、組織の一員として活動する経験。
男性に欠けていたものは、組織の中で「長いものに巻かれる」訓練がもしれません。

Ⓒ 夫のつぶやき

●世の中いっぺんには変わらないけれど、2人目、3人目、4人目…のCさんが生まれる中で、きっと動いていきます。

Ⓓ Dさんのつぶやき

●夫婦同姓を採用していない国が世界には、いっぱいあります。だからといって「家庭が崩壊」しているわけではありません。また、シングル、単親家庭も一つの生活のありかたです。

Ⓔ 妻のつぶやき

●法律や制度は今後、世帯単位から個人を単位にしたものへと移行していくでしょう。
また子どもはどんどん成長していくもの。10年後、20年後の自分を創造してみませんか。

Ⓕ 〇妻のつぶやき

●「もっと夫に家事育児を担ってほしいけれど、職場で惨めな立場に立たされるのはかわいそう。妻としても、かっこいい夫でいてほしい」そう思う女性が少なくないのは事実です。二人の間で大切なものは、何か、話し合ってみませんか。

Ⓖ 〇〇 旦那のつぶやき

●押し付けの「女らしさ」「男らしさ」にとらわれない人がどんどん増えています。「いまだきの子は」と嘆く前に、ちょっと考えてみましょう。これまで「らしさ」で自分を押しつけてきたことはなかったかどうか、と。

G 父のつぶやき	●妻=身の回りの世話係と考えている。子育てはパートナーには通り会いません。現在、結婚している男性もいつか妻が「お前さんでいいから」とノーを突きつけられる日が来るかもしれません。
H-1 夫のつぶやき	●「手伝う」と「2人で分担する」の間には、大きな差があります。一度2人でじっくり話し合ってみませんか。
H-2 妻のつぶやき	●家庭では気をつけていても、社会でジェンダー意識を覚えていると、子どもは揺れてしまうことがあります。自信をもって、毎日の考えを子どもに語りましょう。

しごと・がっこう編

記号	解説
1 Dさんのつぶやき	●お茶くみやコピー、雑用、買い物を「女の子」の仕事としているようでは、女性社員の能力を活かしているとはいえません。
2 夫Fさんのつぶやき	●たしかに子どもはすぐ熟を出しますが、もっと伸ばす必要があります。そして、父・母どちらも育児時間をとりやすくなるように子育てを一緒に進めたいという発想はなくしてはなりません。
3 娘Fさんのつぶやき	●教師自身にもまだ、女子=文系、男子=理系という意識が残っており、女子には期待しないから厳しく指導しないという思いもあります。男女平等と謳われてきた学校教育にひそむジェンダーにも気をつけたいものです。
4 娘Gさんのつぶやき	●人は生きていく中で変わっていくもの。その時々にあたりしなしいチャレンジができるよう、親もサポートしてあげたいものです。
5 妻Gさんのつぶやき	●男性の育児休業取得率はまだまだ低いもの。その理由の一つが「育児は母親の仕事」という固定観念。もう一つが休業中の所得減額に悩みます。また、家事や育児に対し、男性ならほめられて、女性なら当然と思われ、男女で意識の差が異なるのは、よく考えるとおかしいものです。
6 Aさんのつぶやき	●女性経営者、管理職はどんどん増えているのに、トップリーダーは男に決まっているという固定観念がこういうシーンを生み出してしまうのです。
7 父Gさんのつぶやき	●現場監督や大型車の運転手等、従来「男の仕事」とされた業種に進出する女性が増えています。保育や介護など、女性の多い仕事に多くの男性もいます。職業に性の垣根をつくるのはやめたいものです。
8 Bさんのつぶやき	●思わず「うんうん」とうなずきたくなりますが、その人の個性がたまたま従来言われてきた「女らしさ」に近いからと言って、こう考えるのは危険です。
9 夫Eさんのつぶやき	●女性が配偶者控除の枠内でしか働こうとしない（いわゆる「13万円の壁」）理由で一番に上がるのが、「夫がいやがる」というもの。「男の注意」などは一日も早く脱ぎ捨ててほしいものです。
10 夫Hさんのつぶやき	●幸せの形はいろいろです。結婚や子どもをもつことも選択のひとつでは。「女の幸せ=結婚・出産」というのは疑問です。しかし、世界に名だたる長時間労働・カイシャ中心社会の日本で、仕事と家事・育児の両立への不安や自信のなさから退職したり、結婚や子どもをもつことをためらう人が多いことも事実です。働き過ぎをなくし、家事・育児を共に担っていける社会に変えていくことが必要です。